



# 手話通訳事業の発展を願って



聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業

平成17年度 報告書

財団法人 全日本ろうあ連盟

(聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討委員会)

## 手話通訳事業の発展を願って

財団法人 全日本ろうあ連盟  
理事長 安藤 豊喜

独立行政法人福祉医療機構の助成を得て2年間に亘って検討してきました「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業」の報告書をお届けできることを大きな喜びとしています。

時あたかも障害者自立支援法の施行と重なった時期の報告となりましたが、我が国の障害者福祉の歴史的な改革を手話通訳事業の発展につなげる意味で、この時期における課題や展望の提起は大きな意義を持っていると考えるのです。私たちろう者の目的は、聴覚機能の欠損により音声言語の取得に制約を受けているろう者がコミュニケーションの手段としている手話を言語として認知し、司法、立法、行政、社会等のあらゆる分野で保障される環境を実現することにあります。肢体障害者や高齢者の利用や移動を容易にするためにハートビル、交通バリアフリー法などがありますが、これと同様に音声による情報・コミュニケーションの環境から疎外されているろう者に対する情報・コミュニケーション対策は高齢社会と相まって国家的な課題でもあると思うのです。

2年間の検討の経過を述べますと、始めの1年は現今の手話通訳事業の成果と課題を分析しました。この中で明らかになったのは、レベルの高い手話通訳者養成の困難性とそのレベルに達し資格を取得した手話通訳士の職業的な受け皿が不十分なことです。2年目は、施行される障害者自立支援法や先述の課題への対応策を基本として手話通訳事業を将来的に位置づける方向での提言を行いました。課題や提言の検討にあたっての基本的なスタンスは、手話を言語として生活し、手話通訳事業によって人間的、社会的な自立を体験しているろう者とろう者の願いと運動によって実現した手話通訳事業や通訳士〔者〕のニーズをベースにしていることです。

平成18年度から我が国の障害者福祉は、障害者自立支援法を基本として行われることになり、手話通訳事業は、この法律の地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業として市町村の責務により実施されますが、この事業は多くの市町村が未経験ですので、本報告書が市町村における手話通訳事業の実施に役立つと確信するのです。ただ、検討期間が2年しかなかったために具体的な対応策まで踏み込めなかった部分もありますが、これについては、地域のろう者、手話関係者、都道府県・市町村行政担当者が提言の主旨を活かす方向での検討を行なうと共に、その地域の手話通訳事業の到達点と課題を検証することによって、ろう者のニーズにたがわぬ手話通訳事業の実施が可能になると期待するものです。

最後になりますが、独立行政法人福祉医療機構を始めご協力いただいた関係者に感謝申し上げて発刊のごあいさつといたします。

# 目 次

第1部 手話通訳制度の理念と現状・課題	1
第1章 手話通訳制度の理念	1
第2章 手話通訳制度のあゆみ	3
第3章 手話通訳制度の現状と課題	5
第1節 手話通訳設置・手話通訳者派遣事業の現状と課題	5
1. 聴覚障害者の実態	5
2. 手話通訳関係事業費の状況	11
3. 設置手話通訳者の実施状況	13
4. 手話通訳者派遣の実施状況	18
5. 手話通訳者の状況	23
6. 手話通訳事業実施体制	26
第2節 手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成・認定・研修事業等の現状と課題	29
1. はじめに	29
2. 各種事業の現状	30
第2部 今後の手話通訳施策のあり方への提言	40
第1章 提言を行うにあたって	40
第1節 手話通訳の担い手の現状について	40
第2節 2案の検討	40
1. A案：手話通訳者資格を手話通訳士の受験資格として位置づける	40
2. B案：手話通訳者資格を手話通訳士2級とし、 手話通訳士資格に1級と2級を創設する	41
第3節 基本的指針と今後の日程	41
1. 基本的指針	41
2. 当面の目指すべき方向	42
第2章 手話通訳設置・派遣事業のあり方	43
第1節 手話通訳者のあり方	43
1. 手話通訳者・手話奉仕員の役割の見直し	43
2. 手話通訳者派遣事業の全国的・統一的な試験の合格者への限定	43
3. 司法・選挙・議会等の分野における手話通訳の専門性の確保	44
4. 手話通訳者の雇用契約を進めていくための条件整備の検討	44
5. 手話通訳士法(仮称)の制定	45
第2節 手話通訳実施体制のあり方	46
1. 手話通訳等の基本事業の全自治体での完全実施	46
2. 手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の一体的運用	46
3. 手話通訳ネットワーク事業の全自治体での実施	48
4. 公共機関・施設における雇用・設置される手話通訳者の原則配置	48
5. 福祉事務所における手話通訳のできる職員の定数内職員化	49

6. ろうあ者相談員の研修制度の充実と有資格化の検討	50
第3節 手話通訳事業実施機関・事業所のあり方	50
1. 手話通訳事業実施機関・事業所基準ガイドラインの作成およびその普及	50
2. 事業所届出制の導入	51
3. 当事者参加による評価機関の設置	52
4. 手話通訳事業実施機関・事業所認定事業の実施の検討	52
第4節 情報保障・コミュニケーション保障に関するIT事業の方向づけ	53
1. 手話通訳事業とIT事業との役割分担の明確化	53
2. IT事業システムの規格統一化	53
第5節 手話通訳の費用負担と財源確保	54
1. 聴覚障害者に対する手話通訳の利用者負担を導入しないこと	54
2. 国・自治体における手話通訳事業予算の増額	54
3. 司法、選挙、医療、教育等各分野での手話通訳財源の確保	55
手話通訳設置・派遣事業のあり方の提言(まとめ)	56
第3章 手話通訳養成・認定事業のあり方	57
第1節 手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業のあり方	57
1. 手話通訳者養成事業・入門課程についての提言	57
2. 手話通訳者養成事業・専門課程についての提言	59
第2節 手話通訳者の認定・登録事業について	60
第3節 手話通訳者現任研修の都道府県実施について	62
第4節 手話通訳士養成事業の実施について	62
第5節 手話通訳士の国家資格化と認定・登録事業について	63
第6節 関係職員手話研修事業の実施について	64
第7節 手話通訳者および手話通訳士指導者養成事業の実施について	64
第8節 その他関連事業について	65
第9節 中期・長期の各種事業の展望	66
1. 手話通訳士養成事業の見直し	66
2. 手話通訳士認定の国家資格による職域、職場の確保	66
3. 手話通訳者現任研修事業の展望	66
4. 関係職員手話研修事業の展望	66
手話通訳者養成・認定事業の概要	67
手話通訳者養成・認定事業相関図	72
第4章 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割分担およびその関係	73
第1節 本章の目的と基本的認識	73
1. 目的	73
2. 基本的認識	73
第2節 国の果たしてきた役割	73
第3節 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割	74
1. 国の役割	74
2. 都道府県の役割	75
3. 市町村の役割	77

4. 手話通訳事業における聴覚障害者情報提供施設の役割	78
-----------------------------	----

【調査の結果と考察】

. 手話通訳ニーズ調査	79
. 手話通訳事業所調査	91
1. 札幌市の事例：専従手話通訳業務と登録手話通訳者派遣	91
2. 白山市の事例：手話通訳資格保有者の正職員採用	103
3. 会津若松市の事例：市正職員による手話通訳設置の展開	107
4. 静岡県の実例：市町村事業全面展開	113
5. 香川県の事例：聴覚障害者情報提供施設の広域派遣実施の例	126
6. 徳島県の事例：委託契約による手話通訳事業の広域派遣の取組み	132
7. 大阪府の事例：契約による手話通訳者派遣の展開	136
8. IT事業所の事例：IT事業と手話通訳	139
. 介護保険・支援費制度における課題	141
. 高等教育機関調査	150
. 手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート	155
. 手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート	168

【資料】

. 手話通訳ニーズ調査(用紙)	179
. 手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート(用紙)	183
. 手話通訳者養成と手話通訳者統一試験にかかるアンケート(用紙)	190
. 手話通訳士・手話通訳者養成等カリキュラムモデル(案)	195
1. 手話通訳者養成・入門課程モデル(案)	195
2. 手話通訳者養成・基礎課程・基本課程・応用課程モデル(案)	197
3. 手話通訳者現任研修モデル(案)	201
4. 手話通訳士養成・講座モデル(案)	202
5. 手話指導者養成・手話通訳指導者養成モデル(案)	203

【委員名簿】	207
--------	-----

## 第1部 手話通訳制度の理念と現状・課題

### 第1章 手話通訳制度の理念

#### 1. 基本的人権を享有することの意味は、聴覚障害を理由とする差別や排除が一切許されないこと

日本国憲法は、国民は個人として尊重され、すべての基本的人権を享有することができる、と規定している。

個人としての尊重とは、その個人が参加する社会のあらゆる分野、あるいは参加した社会とのかかわりを持つあらゆる場面で、その社会的環境に相応しい形で一人一人の人格が尊重されることであろう。

また、基本的人権を享有することの意味は、社会のあらゆる分野、社会とのかかわりを持つあらゆる場面に関連して定められた憲法上の権利の一つ一つが、その分野や場面に相応しい形と内容で具体化され、実現することであろう。

このことを聴覚障害者について言うと、聴覚障害を理由とする差別や排除は、その人格を否定し、憲法上の権利行使を制限するものとして、一切許されないことを意味する。

#### 2. 憲法上の権利行使には、コミュニケーションと情報の保障が必要である

聴覚障害者にとって、個人としての尊重・基本的人権の享有の内容として、コミュニケーションと情報の保障が極めて重要な構成要素となる。

個人の人格の尊重も、憲法上の一つ一つの権利の行使も、社会と言う人間集団との関わりで問題になる。そして、社会と関わりを持つためには、自由なコミュニケーションと情報の自由な発信・入手とが必須条件である。聴覚障害者の場合、その主たるコミュニケーション方法が社会一般の方法とは異なっている。そのままでは通じ合えないのである。従って、このことに対する社会的保障がない時は、コミュニケーションができないまま、聴覚障害者は、人格否定につながる孤立を強いられ、憲法上の権利行使が著しく制約された生活を強いられることになる。

手話通訳制度は、この場合の問題について直接的に関わっている。

例えば、2001年6月の法改正により、医事・薬事関係の欠格条項は削除され、一般論としては、聴覚障害者も医師や薬剤師等の資格を取得できるようになった。しかし、仮に口頭試問が行われるような時に手話通訳等の保障が無いとしたら、聴覚障害者排除は実質的に継続することになってしまう。法の下での平等と職業選択の自由に対する侵害は、差別的な法律条項の廃止だけではなくならず、必要なコミュニケーションと情報提供が保障されたときに初めて実効性を持つのである。さらに言えば、医事・薬事関係の専門的教育を受けるに際して、手話通訳等によるコミュニケーション・情報の保障がなされることが重要である。

手話通訳制度は、このような場合の権利保障、権利実現のための公的制度であり、上記の例で言えば、それが機能したとき初めて欠格条項による聴覚障害者排除が克服されたとと言えるのである。

コミュニケーションと情報の保障がない限り、個人としての尊重も基本的人権の享有も、現実のものとはならない。手話通訳とその制度的保障は、聴覚障害者の憲法上の権利保障、

権利行使に直接的に関わってくるものである。

そして、憲法上の権利は、立法、司法、行政と国家機関のすべての分野についてのものであり、人間社会でのあらゆる分野、あらゆる場面で保障されるべきものであるから、手話通訳制度は、これらのあらゆる分野をカバーするものでなくてはならない。

### **3．ノーマライゼーション社会の理念が聴覚障害者の「完全参加と平等」保障の土台である**

なお、この参加保障は、国家が、また地域社会が、聴覚障害者を全面的に受け入れる機能を持つことを意味する。理念的には、構成員の全員が手話を理解し、手話でコミュニケーションが可能な状態になることが理想であろう。この意味で、聴覚障害者と手話についての理解がより大きく広がり、手話による簡単な会話ができる人が増えていくことは極めて重要である。手話サークルや手話によるボランティア活動をしている人の果たす役割も高く評価される必要がある。

ただ、日常会話の範囲を越えて、一定の専門的分野に関わる場合や当事者の権利・義務に直接関わる場合は、熟練した手話通訳者が必要であり、それは「いつでも、どこでも、必要なときに」保障される必要がある。

### **4．手話に対する理解の広がり、手話は言語であり公用語として認知されることである**

手話は、かつては「手真似」として蔑まれ、排除されてきた長い歴史を持っている。しかし、1969年（昭和44年）に『わたしたちの手話』が発行されて以来、調査研究が積み重ねられ、『日本語 - 手話辞典』に代表される手話関連出版物も次々に刊行され、聴覚障害者の社会参加の広がりや相まって、社会的理解が大きく広がっていった。1993年（平成5年）の文部省「聴覚障害児のコミュニケーション手段」調査研究報告では、手話を言語として認知し、聴覚障害児教育での手話の活用を肯定している。手話についての理解が広がることの意味は「言語」には音声言語と手話言語の双方が含まれると認めることである。

2005年（平成17年）に発表された日本弁護士連合会の「手話教育の充実を求める意見書」で、「国は、法的に、手話を言語として認めるべきである」とし、さらに「手話が公用語として認知されれば、公の集会、広報等で手話を併用することが当然要請されるものとなり、その波及効果は、より大きなものであろう」と結論づけているように、社会のあらゆる分野において手話が公用語として保障される必要がある。

### **5．手話通訳の制度的保障は福祉分野のみならず社会のすべての分野に及ぶものである**

手話通訳の制度的保障は、聴覚障害者の基本的人権を保障し、社会的に実現していくためにある。

そして、手話通訳とその制度的保障を求めることは、聴覚障害者の権利であり、基本的人権に属する。

この二重の意味で、手話通訳制度は、聴覚障害者の基本的人権享有と直接的に関わるものであり、立法、司法、行政のすべての分野にまたがるものであり、社会のすべての分野に及ぶものである。従って、手話通訳制度は、立法、司法、行政の全体を統合する独立した法律によって整備され、根拠付けられる必要がある。

## 第2章 手話通訳制度のあゆみ

### 1. 手話通訳制度前史

わが国の手話通訳制度の前史としては、ボランティアとしての手話通訳があった。ここでの手話通訳の担い手は、まず自由に筆談する力を持った聴覚障害者であった。筆談が不得手な聴覚障害者の仲間のために筆記と手話によって通訳したのである。そして、聴覚障害者の家族や知人、ろう学校の教員で、手話を身につけた人たちであった。手話で、または口話と手話の併用で、通訳した。

1960年代の後半からは、各地にできた手話サークルの会員が担った。これらの人々は、ボランティアとして聴覚障害者の暮らしや社会参加を地域住民の連帯として支えてきたが、同時に、その中でボランティアによることの限界も次第に明らかにされてきた。

### 2. 公的機関への通訳保障要求

1949年（昭和24年）に制定された身体障害者福祉法は、都道府県に対し、福祉事務所の設置と身体障害者福祉司の配置を規定した。これに対して、財団法人全日本ろうあ連盟（以下、全日本ろうあ連盟）は「手話のできる福祉司を」というスローガンを掲げ、障害者に対する福祉現場で手話が通じることは当然かつ必須の前提であると訴えた。

1966年（昭和41年）には東京地裁で「蛇の目寿司事件」の公判が始まり、関東を中心とする聴覚障害者が裁判所や捜査機関での手話通訳保障の重要性を訴えた。また、同年の京都府議会の一般質問でも、あるいは1967年（昭和42年）の東京都中野区立大和小学校での立会演説会でも、手話通訳を実現させ、参政権行使に際しての手話通訳の必要性を明らかにした。

### 3. 身体障害者社会参加促進事業 手話通訳関係事業

1970年（昭和45年）には、国の「身体障害者社会参加促進事業」に手話奉仕員養成事業が加えられ、1973年（昭和48年）の手話通訳設置事業、1976年（昭和51年）の手話奉仕員派遣事業と順次拡充されていく。以後は、手話奉仕員の養成、設置、派遣事業が全国的に展開されることになった。なお、1995年（平成7年）にはこれらの事業は市町村障害者社会参加促進事業として市町村で行うことができる事業とされ、2000年（平成12年）には社会福祉法の中で手話通訳事業が第二種社会福祉事業として法定化されるに至る。

### 4. 国際障害者年以降の手話通訳制度・事業

1981年（昭和56年）は「国際障害者年」である。国と自治体は「完全参加と平等」のスローガンを掲げて、啓発・宣伝活動を展開した。聴覚障害者も、完全参加と平等には手話通訳制度が不可欠である、という運動目標を掲げた。

1989年（平成元年）には、手話通訳技能審査制度としての「手話通訳士試験・手話通訳士登録」事業が開始され、手話通訳の専門職的な性質が確認された。

1998年（平成10年）には、厚生省による「手話奉仕員および手話通訳者養成カリキュラム」が策定され、手話通訳者養成に必要なカリキュラムや指導内容が整備された。現在は、これに基づいた手話通訳者養成事業が全国各地で行われている。



地方自治体や社会福祉法人等による手話通訳者の雇用については、全国手話通訳問題研究会（以下、全通研）が1990年（平成2年）から行っている全国調査によると、1990年（平成2年）での雇用者が598人、1995年（平成7年）では844人、2000年（平成12年）には1147人、2005年（平成17年）には1337人となっている（1970年代後半から1980年代前半は100人から200人前後で推移したと推測される）。

その他、1990年（平成2年）には国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に「手話通訳専門職員養成課程」が設置され、また同年に改正された身体障害者福祉法に「視聴覚障害者情報提供施設」が規定され、それぞれ手話通訳事業の発展に寄与してきた。

## 5．手話通訳事業等の現状

身体障害者社会参加促進事業の中での事業は、極めて不十分な形ではあるが、手話通訳者養成や設置、派遣についての制度的保障を追求してきた。

しかし、現状は依然として不十分であり、本事業の2004年（平成16年）度「報告書」にまとめたように、事業を実施する自治体はきわめて少なく、実施されている場合でも地域格差が大きい。手話通訳事業が自治体の必須事業ではなく、選択事業（メニュー事業）に位置づけられてきたため、多くの自治体の実施を見送ってきたことと、設置事業や派遣事業の内容や基準が明確に規定されず、自治体毎のバラバラな状態を許す結果となったことが問題である。

手話通訳者を専門職として位置づける面での社会的理解が不十分で、雇用形態は嘱託等の非正職員が多い（2005年（平成17年）の全通研調査では、雇用されている手話通訳者の78.8%が非正職員である）。これは、派遣事業における派遣報酬が低く設定されることにもつながり、養成事業の各課程の事業費が不十分で、時間的にも内容的にも不十分なものになっていることとも共通する問題である。

## 6．障害者自立支援法の施行にあたって

2006年（平成18年）4月から施行される障害者自立支援法は、第2条1項3号において「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること」を市町村及び特別区の責務と規定し、第77条1項2号では「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣」を市町村の行う地域生活支援事業と規定し、これは2006年（平成18年）10月から施行される。この地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業は市町村の必須事業として位置づけられている。

これまでの選択事業から必須事業へと、大きな制度的転換となるが、上述したように現状では多くの課題があるため、すべての自治体で等しく手話通訳事業を実施するためには、実施主体が、事業内容と実施のための条件整備についての一定の共通理解を持つことが求められるところである。

本事業の提言は、かかる一定の共通理解を持っていただくためにまとめたものであり、様々な課題の解消につながっていくことを期待したい。

### 第3章 手話通訳制度の現状と課題

#### 第1節 手話通訳設置・手話通訳者派遣事業の現状と課題

##### 1. 聴覚障害者の実態

##### (1) 聴覚障害者数

厚生労働省（2002年（平成14年））による2001年（平成13年）の『身体障害児・者実態調査結果』によれば、

- ・18歳未満の身体障害児8万1900人のうち聴覚言語障害児は、1万5200人（18.6%）、
- ・18歳以上の身体障害者324万5000人のうち聴覚言語障害者は、34万6000人（10.7%）を占めていると推計されている（表1-1、1-2）。

表1-1 身体障害児（18歳未満）の全国推計数（障害の種類×年齢階級）（単位：人）

	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害（再掲）
総数	81,900	4,800	15,200	47,700	14,200	6,000
0 - 4歳	13,500	1,000	2,700	7,000	2,900	1,400
5 - 9	23,100	1,000	3,900	14,200	4,100	1,400
10 - 14	28,900	2,200	5,800	16,600	4,300	1,900
15 - 17	15,400	700	2,700	9,200	2,900	1,200

出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2002年（平成14年））『身体障害児・者実態調査結果』（2001年（平成13年）調査）

表1-2 身体障害者（18歳以上）の全国推計数（障害の種類×年齢階級）（単位：千人）

	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害（再掲）
総数	3 245	301	346	1 749	849	175
18 - 19歳	11 (0.3)	-	1	8	2	1
20 - 29	70 (2.2)	7	9	45	9	3
30 - 39	93 (2.9)	8	13	59	13	6
40 - 49	213 (6.6)	16	22	130	45	11
50 - 59	468 (14.4)	47	38	271	113	10
60 - 64	363 (11.2)	29	24	198	112	20
65 - 69	522 (16.1)	37	40	290	154	37
70歳以上	1 482(45.7)	155	195	739	394	86

出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2002年（平成14年））『身体障害児・者実態調査結果』（2001年（平成13年）調査）

## **(2) コミュニケーション方法**

### **1) コミュニケーション手段の状況(1)：厚生労働省調査**

また、同調査によれば、聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（複数回答）は、「補聴器」79%、「筆談・要約筆記」24.6%、「手話・手話通訳」15.4%、「読話」6.2%「その他」17%、「不詳」43.9%、となっている（表1-3）。

なお、聴覚障害者のコミュニケーション手段を考える場合には、以下の点に注意する必要がある。

#### **老人性難聴の多さ**

「補聴機器」を使っている人が全体の79%と圧倒的多数を占めているが、年齢でみると60歳以上の人で80.5%を占めている。老人性難聴の人がかなり含まれていると考えられる。

#### **補聴機器の補助的利用**

また、聴覚障害者が補聴器をつけていても、それが音声での会話が可能で、音声を通じてコミュニケーションをしているとは限らない。この調査は複数回答であり、たとえば、声によって表現された内容は理解できないが、音そのもの（例えば、自動車のクラクション等の音）を感知する目的で補聴器を装着利用している人もいる。

#### **手話・手話通訳利用者の存在**

手話・手話通訳をコミュニケーションの手段としている人は総数からみると少なく思われるが、4万7000人の実数を重視すべきである。

#### **「その他」「不詳」の聴覚障害者の存在**

実際の手話通訳現場では、「手話」による通訳だけでなく、後でも見るように、聴覚障害者の様々なコミュニケーション手段に対応している。つまり、「その他」の5万2000人(17%)、「不詳」の13万4000人(43.9%)の聴覚障害者も、コミュニケーション保障のために手話通訳を利用している人も多いと考えられる。

#### **言語としての認知**

手話は聴覚障害者の言語として国際的にも認められており、日本においても、言語として手話・手話通訳によるコミュニケーション保障を確保しなければならない。

表1-3 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況（年齢階級別）（複数回答）（単位：千人）

年齢階級	総数	補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
総数	305	241	75	19	47	52	134
	100	79	24.6	6.2	15.4	17	43.9
18・19歳	1	1	1	-	1	-	1
	100	100	100		100		100
20～29歳	10	6	5	5	5	1	4
	100	60	50	50	50	10	40
30～39歳	17	10	4	1	3	1	5
	100	58.8	23.5	5.8	17.6	5.8	29.4
40～49歳	32	9	8	3	9	4	13
	100	28.1	25	9.4	28.1	12.5	40.6
50～59歳	48	18	11	3	11	5	17
	100	37.5	22.9	6.3	22.9	10.4	35.4
60～69歳	94	42	13	2	9	11	33
	100	44.7	13.8	2.1	9.6	11.7	35.1
70歳以上	254	152	33	4	9	27	62
	100	59.8	12.9	1.6	3.5	10.6	24.4
不詳	5	3	-	-	-	2	-
	100	60				40	

注) 2001年(平成13年)度身体障害児・者実態調査より:聴覚障害者数 305,000人

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年(平成16年)3月25日)資料

## 2) 聴覚障害者の障害状況とコミュニケーション方法

このようにしてみると、聴覚障害者の個々の状況によって、コミュニケーション手段が異なってくることが理解される。身体障害者ケアマネジメント研究会は、障害の程度・障害の発生時期・背景によって聴覚障害者を、ろう（あ）者、難聴者、重複聴覚障害者に分類したうえで、コミュニケーション方法がどのように異なるのか整理している（表1-4）。このコミュニケーション方法をみて分かるように、ろう（あ）者はもちろん、難聴者・中途失聴者も手話を使用している。

また、聴覚障害に加えて、知的障害や精神障害、視覚障害等他の障害をあわせ持つ重複聴覚障害者の場合、手話だけでなく、手話以外のコミュニケーション手段を使用するが、その現場では、手話通訳者がこの多様な手段に対応し、コミュニケーション保障に努力しているのである。

表1-4 聴覚・言語障害者の実態的区分とコミュニケーション

	障害の程度・発生時期・背景	コミュニケーション方法
ろう（あ）者	障害の程度は重度（80～110デシベル以上）の聴覚障害である。言語障害の程度は、就学前の早期言語教育や聾学校教育の機会の有無、失聴時の年齢等に規定される。聴覚障害の発生時期は先天的あるいは乳幼児期～学齢期。聾学校で教育を受けた人々が大半であるが、近年はインテグレーションによる教育を受けたのち、手話を獲得して「ろう者」を自認する人々もある。	主に手話を使ってコミュニケーションを行う。音声日本語を獲得している場合、副次的に筆談や口話によりコミュニケーションを行う。 学校教育（ろう教育）を受ける機会がなかった場合は、音声日本語および手話の獲得はなく、身振りがコミュニケーションの中心手段となるが、成人後に聴覚障害者集団の中で手話を獲得する人々もある。
難聴者・中途失聴者	障害の程度は軽度（40～60デシベル）から最重度（110デシベル以上）まで聴覚障害の程度は多様。聴覚障害の発生時期は先天的から高齢期までと多様であるが、中途失聴者については、青年期以降に失聴した人々をいう。教育は普通学校または普通学校に併設の難聴学級で受ける。（注1）	コミュニケーション手段は補聴器を使用した口話によるが、コミュニケーション場面に制限がある場合（多人数での会話場面、騒音のある場所での会話場面など）、補聴器での会話は困難となり筆談が用いられる。重度の聴覚障害がある場合、補聴器は音の識別程度にしか機能せず、この場合は筆談が中心となる。若い年齢層を中心に手話を学び、手話によるコミュニケーションを行う人々もある。
重複聴覚障害者	聴覚障害の程度は重度（80～110デシベル以上）である。知的障害が重い場合は中程度（60～80デシベル）の聴覚障害であっても“ろう重複”障害者となる場合もある。 聴覚・言語障害の他に知的障害、精神障害、身体障害（肢体不自由、視覚障害）、内部障害等の障害が重複し、複合的な発達障害や生活障害を有している。教育機会がなかった「不就学ろうあ者」の場合、軽度・中度の知的発達遅滞がみられることがある。	知的障害を重複する場合、軽度の知的障害の場合は手話、筆談によるコミュニケーションができるが、中度・重度の知的障害を重複する場合は、身振りが中心となり、言語的コミュニケーションが困難となる。 精神障害を重複する場合、手話・筆談等によるコミュニケーションができるが、症状により意思疎通が困難な場合がある。身体障害や内部障害を重複する場合は手話、筆談等によるコミュニケーションはできるが、上肢に障害がある場合は、意志伝達装置など他のコミュニケーション手段が補助的に使われる。視覚障害を重複する場合は、点字や指字、触手話等のコミュニケーション手段が用いられる。

引用者注） 誤解を招く表記があったため、引用に際して一部削除した。

出所）身体障害者ケアマネジメント研究会監修（2003（平成13年））『障害者ケアマネジャー養成テキスト 身体障害者編』（第4版）中央法規、p.163

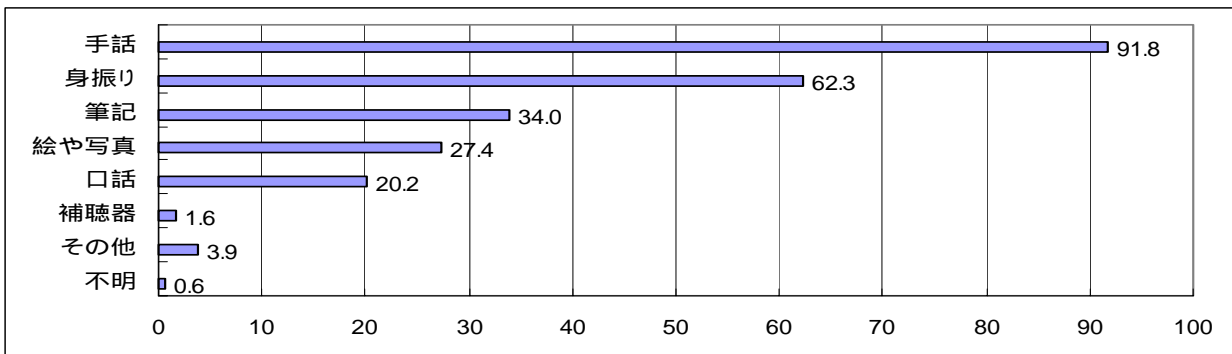
### 3) コミュニケーション手段の状況(2)：介護保険の場合

さて、上記で「その他」や「不詳」とされるコミュニケーション手段は何を意味するのか。これについては、例えば、2000年（平成12年）に実施した介護保険を利用した高齢聴覚障害者のコミュニケーション手段に関する調査結果が参考になる（図1-1、1-2）。

この調査結果によれば、まず手話通訳事業実施機関・事業所に対する調査結果（複数回答可）では、手話が91.8%、身振りが62.3%、筆記が34.0%、絵や写真が27.4%、口話が20.2%、補聴器が1.6%、その他が3.9%、不明が0.6%となっていた。これを、手話のみを使用する人と手話以外の手段も使用する人で分類すると、手話のみが27.2%、手話とそれ以外の方法（+）が64.7%、手話以外の方法みが7.6%、不明が0.6%となっていた。対象を高齢者と限定した調査ではあるが、手話通訳事業実施機関・事業所の現場では、コミュニケーションは、手話のみならず、多様な手段を用いていることが理解できる。

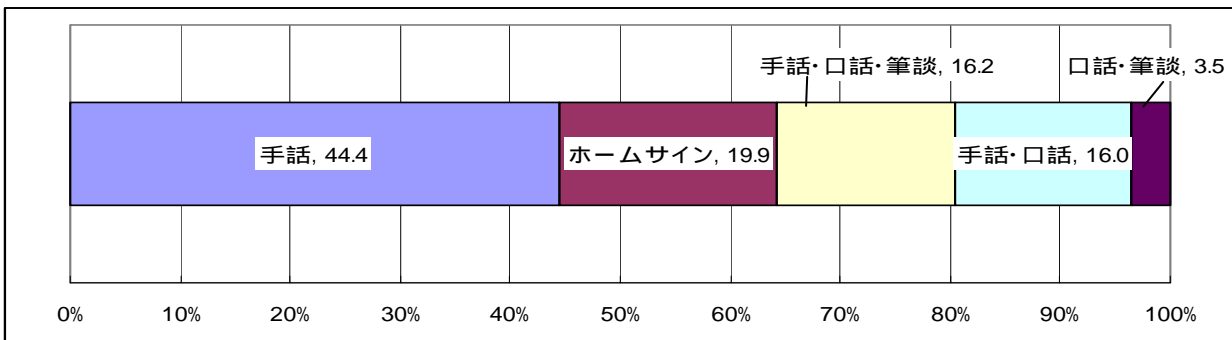
雇用された手話通訳者に対する調査でも、手話が44.4%、ホームサインが19.9%、手話と口話と筆談が16.2%、手話と口話が16.0%、口話と筆談が3.5%、となっており、コミュニケーション手段の多様性が理解できよう。

図1-1 介護保険における手話通訳者のコミュニケーション手段（複数回答）2000年（平成12年）



注) 事業所調査：2000年（平成12年）実施、手話通訳実施する269事業所（回答率42.4%）、利用者284人分出所）全国手話通訳問題研究会編（2001年（平成13年））『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.77）

図1-2 介護保険における手話通訳を実施した被保険者のコミュニケーション手段



注) 手話通訳者調査：2000年（平成12年）実施、雇用されている手話通訳者821人（有効回答率71.6%）出所）全国手話通訳問題研究会編（2001年（平成13年））『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.96）

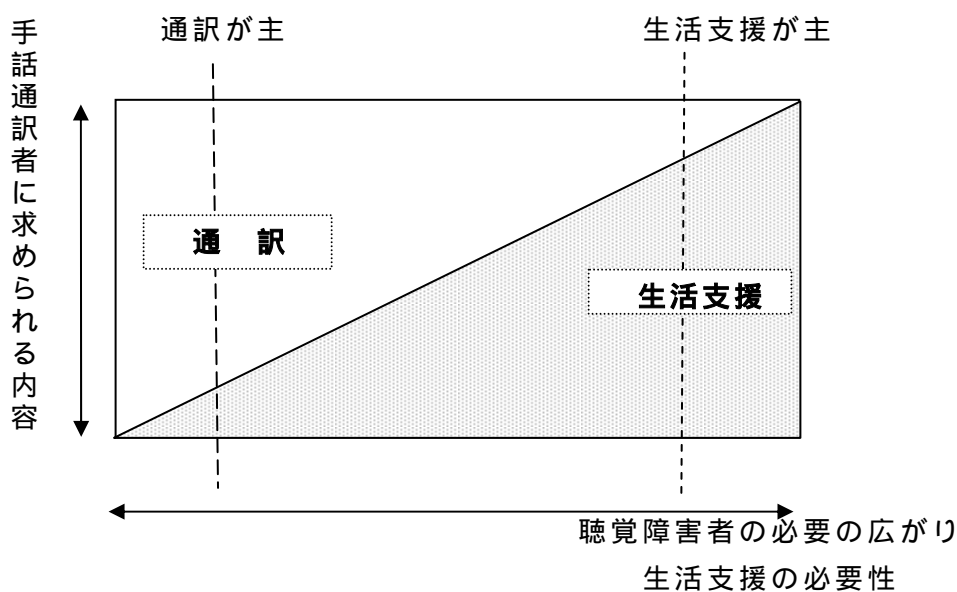
### (3) 手話通訳者の通訳と生活支援

#### 1) 手話通訳と生活支援の必要

手話通訳者は、単に聴覚障害者と健聴者の間で通訳するだけでなく、聴覚障害に関わる社会福祉の専門家として、また、その聴覚障害者とのコミュニケーションが可能な支援者として、相談業務や他の施策やサービスとの調整などを行っているのが現実である。聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活支援とは密接に結びついており、双方を区別できない場合が多い。重複聴覚障害者等の場合は、このような生活支援が要求されることが、特に多いと言える。

手話通訳者は、聴覚障害者の必要（ニーズ）に合わせて、聴覚障害者の福祉専門職として、通訳のみならず、生活支援にあたることを求められる場合がある（図1-3）。

図1-3 聴覚障害者の必要（ニーズ）と手話通訳者に求められる内容



## 2. 手話通訳関係事業費の状況

ここでは、手話通訳関係事業費を確認しておきたい。2003年度（平成15年）の国の手話通訳関係事業は、都道府県事業（政令指定都市含む）の「障害者社会参加総合推進事業」と市町村事業の「市町村障害者社会参加促進事業」により実施されていた。

まず、障害者社会参加総合推進事業であるが、これは47都道府県と13政令指定都市の合計60自治体によって実施された。この2003年（平成15年）度の手話通訳関連事業の実績は表1-5のとおりであった。ただし、同じ事業を自治体単独事業（つまり自治体単独の予算）で行っている所もある。例えば、手話通訳設置事業は国庫補助事業で43自治体が実施している一方で、4つの自治体が単独事業で実施していた。そのため、合計47自治体で実施され、実施率は78.3%であった。同様に、手話奉仕員派遣事業は32自治体が実施し、実施率は53.3%であり、手話通訳者派遣事業は46自治体が実施し、実施率は76.6%であった。

本事業の補助率は国が1/2、都道府県（政令市）が1/2であり、2003年（平成15年）度の総額（単独事業分は含まない）は10億5535万円であった。また、その構成割合は図1-4に示されるように、手話通訳設置事業が43.4%と最も多く、次いで手話通訳者派遣事業が33.1%を占め、手話奉仕員派遣事業は5.6%であった。

表1-5 2003年（平成15年）度 障害者社会参加総合推進事業における実施状況（事業費単位：円）

都道府県 指定都市	市町村障害者支援事業における手話通訳関係事業						15年度 実績額合計
	手話奉仕員 養成	手話通訳 養成	手話通訳者 設置	手話通訳 ネットワーク	手話奉仕員 派遣事業	手話通訳者 派遣	
実施箇所数	42	56	47	5	32	46	
(国庫補助)	(41)	(56)	(43)	(5)	(31)	(45)	
(単独実施)	(1)	(0)	(4)	(0)	(1)	(1)	
実施率	70.0%	93.3%	78.3%	8.3%	53.3%	76.6%	
事業費合計	58,701,486	127,905,784	458,119,755	2,205,219	58,938,786	349,483,106	1,055,354,136
構成割合	5.6	12.1	43.4	0.2	5.6	33.1	100.0

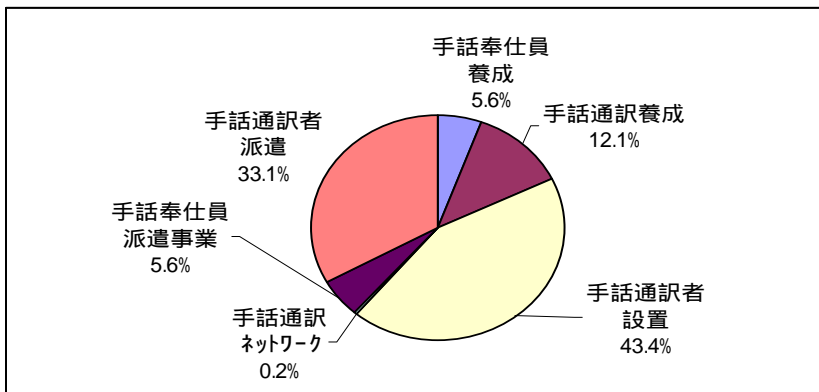
注1) 実施率は47都道府県に13政令市を加えた60のうち国庫補助を受けた自治体の割合である。

注2) 事業費は国の負担分のみである。

注3) 実施率、構成割合は、厚生労働省資料をもとに委員会で作成したものである。

出所) 厚生労働省資料より作成

図1-4 2003年（平成15年）度の障害者社会参加総合推進事業費における構成割合



注) 事業費は国の負担分のみである。 出所) 厚生労働省資料より作成



次に、市町村障害者社会参加促進事業については、この2003年（平成15年）度の手話通訳関連事業の実績は表1-6のとおりであった。奉仕員派遣をしている自治体（単独実施含む）は298、手話通訳を設置している自治体は322、手話通訳者を派遣している自治体は110であった。本事業の補助率は国が1/3、都道府県が1/3、市町村が1/3であるが、2003年（平成15年）度の国・都道府県・市町村の総額（単独事業分は含まない）は18億4125万円であった。また、その構成割合は図1-5に示されるように、手話通訳設置事業が61.4%と最も多く、次いで手話奉仕員派遣事業は18.3%を占め、手話通訳者派遣事業が6.7%であった。

表1-6 2003年（平成15年）度 市町村障害者社会参加促進事業における実施状況（事業費単位：円）

都道府県	市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳関係事業				
	奉仕員派遣等事業		手話通訳設置	手話通訳派遣	計
	手話派遣	手話養成			
実施ヶ所数	298	394	322	110	
（国庫補助）	（295）	（387）	（319）	（110）	
（単独実施）	（3）	（7）	（3）	（0）	
実施率（%）	9.4	12.5	10.2	3.5	
事業費合計	337,596,028	250,827,821	1,129,489,728	123,334,658	1,841,248,235
構成割合	18.3%	13.6%	61.4%	6.7%	100.0%

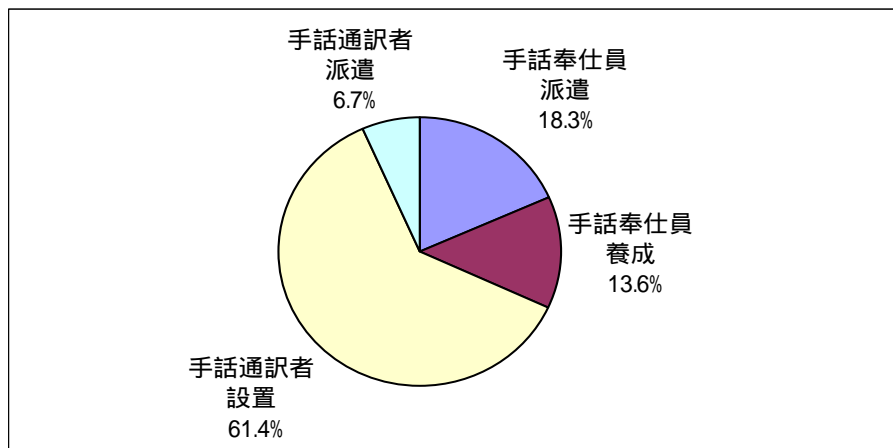
注1）事業費は国の負担分のみである。

注2）実施率は2003年（平成15年）3月31日時点の市町村数3155（財団法人地方自治情報センターより）から政令市13市を差し引いた3142市町村に占める実施した市町村の割合である。

注3）実施率、構成割合は、厚生労働省資料をもとに委員会で作成したものである。

出所）厚生労働省資料より作成

図1-5 2003年（平成15年）度の市町村障害者社会参加促進事業における構成割合



注）事業費は国の負担分のみである。

出所）厚生労働省資料より作成

### 3. 設置手話通訳者の実施状況

手話通訳業務は、大きくは(市役所等に雇用された)「設置手話通訳者」と、登録者として派遣される「登録手話通訳者」によって支えられている。

まず、設置手話通訳者の状況について見ていきたい。

#### (1) 設置手話通訳者の状況

設置手話通訳者の状況は、自治体によって、その形態が多岐多様である。

- 1) 自治体によっては、その役所等に勤務する手話通訳者を、手話通訳設置事業(国の補助事業)でなく、自治体の単独事業として採用設置し、結果として、国の制度である設置手話通訳者として捉えられていない場合がある。
- 2) 公立病院や福祉センター等の公的機関・公共施設に手話通訳者がいる場合がある。この場合、手話通訳を職務内容とする者もいるが、たまたま手話ができる職員であって手話通訳は本来の職務ではないとされる場合もある。現実には、両者の区別が難しい。
- 3) 設置手話通訳者といっても、市役所等の窓口業務の通訳に限定される場合が多い。他方で、聴覚障害者の必要に応じて、外勤・出張が可能な手話通訳者もいる。両者を同視することはできない。
- 4) 勤務時間が多様である。1週間に1、2日だけという地域もあるし、毎日常駐している所もある。休日勤務や時間外勤務の可否も、地域と雇用者によって様々である。
- 5) 雇用形態としては、自治体正職員があり、非常勤職員もある。社会福祉協議会その他の民間団体の正職員または非常勤職員が市役所等に出向・配置されるケースもある。アルバイト職員の場合もあるし、手話通訳者派遣事業を利用して、派遣された手話通訳者が市役所の窓口にいるケースもある。

以下では、全通研が支部組織を通して手話通訳者の実態を調査した『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』と、札幌市等の設置手話通訳者の業務内容について紹介し、検討する。

#### (2) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』にみる設置された手話通訳者

##### 1) 調査概要

本調査は全通研が5年ごとに実施している調査である。福祉・医療・労働の分野で雇用されており、頻度に関わらず業務の中で手話通訳を行うもの1147人を対象にした調査である(ただし、障害者福祉施設(共同作業所)、高齢者施設の指導員やろう学校、宗教団体に雇用されているものは対象外である)。有効回答数は985人(85.9%)であった。調査期間は2000年(平成12年)10月1日から20日までとし、2000年(平成12年)10月1日時点での記入を求めたものである。

## 2) 手話通訳者の雇用形態と業務実態

本調査の主な調査結果について表にして要約したものが表1-7である。

表 1-7 設置手話通訳者の雇用形態と業務実態の調査結果

調査項目	結果																																							
男女比	女性 89.8%、男性 10.2%																																							
年齢構成	40代 41.9%、50代 23.6%、30代 22.5%、30歳未満 8.6%、60歳以上 3.4% 平均年齢 43.6歳																																							
雇用形態	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>正職員</th> <th>非正職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>471人(57.7%)</td> <td>13.1%</td> <td>86.8%</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>345人(42.3%)</td> <td>46.4%</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>816人(100%)</td> <td>27.1%</td> <td>72.9%</td> </tr> </tbody> </table>		合計	正職員	非正職員	自治体	471人(57.7%)	13.1%	86.8%	団体	345人(42.3%)	46.4%	53.6%	全体	816人(100%)	27.1%	72.9%																							
		合計	正職員	非正職員																																				
	自治体	471人(57.7%)	13.1%	86.8%																																				
	団体	345人(42.3%)	46.4%	53.6%																																				
全体	816人(100%)	27.1%	72.9%																																					
注) %は報告書の数字から引用者が計算したものである。																																								
在籍年数	3年未満 28.1%、3-5年 28.3%、6-8年 15.7%、9-11年 9.6%、12年以上 6.6%																																							
平均月給 諸手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自治体</th> <th colspan="2">団体</th> </tr> <tr> <th>正職員</th> <th>非正職員</th> <th>正職員</th> <th>非正職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>36.0万円</td> <td>15.9万円</td> <td>31.3万円</td> <td>17.5万円</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>34.2万円</td> <td>15.9万円</td> <td>24.1万円</td> <td>16.9万円</td> </tr> <tr> <td>賞与有</td> <td>98.4%</td> <td>51.8%</td> <td>99.4%</td> <td>65.4%</td> </tr> <tr> <td>健康保険有</td> <td>100.0%</td> <td>97.0%</td> <td>98.1%</td> <td>93.6%</td> </tr> <tr> <td>有給休暇有</td> <td>98.4%</td> <td>95.9%</td> <td>98.8%</td> <td>88.5%</td> </tr> <tr> <td>時間外手当有</td> <td>92.7%</td> <td>24.4%</td> <td>77.6%</td> <td>39.7%</td> </tr> </tbody> </table>		自治体		団体		正職員	非正職員	正職員	非正職員	男性	36.0万円	15.9万円	31.3万円	17.5万円	女性	34.2万円	15.9万円	24.1万円	16.9万円	賞与有	98.4%	51.8%	99.4%	65.4%	健康保険有	100.0%	97.0%	98.1%	93.6%	有給休暇有	98.4%	95.9%	98.8%	88.5%	時間外手当有	92.7%	24.4%	77.6%	39.7%
			自治体		団体																																			
		正職員	非正職員	正職員	非正職員																																			
	男性	36.0万円	15.9万円	31.3万円	17.5万円																																			
	女性	34.2万円	15.9万円	24.1万円	16.9万円																																			
	賞与有	98.4%	51.8%	99.4%	65.4%																																			
	健康保険有	100.0%	97.0%	98.1%	93.6%																																			
有給休暇有	98.4%	95.9%	98.8%	88.5%																																				
時間外手当有	92.7%	24.4%	77.6%	39.7%																																				
業務実施状況 (1ヶ月あたり)	10件未満 27.8%、10~19件 19.1%、20~29件 10.9%、 30~39件 7.7%、40件以上 14.2%																																							
手話通訳以外の 業務	派遣業務 35.2%、ろうあ者相談業務 32.4%、事務全般 31.9%、 聴覚言語障害者関連業務 30.1% 身体障害者関連業務 26.3%																																							
週5日以上勤務 する非正職員	自治体非正職員の 48.2%、団体非正職員の 42.2%																																							
研修	研修参加の保障 ……保障有 6 0.9% (正職員 80.3% 非正職員 55.2%) 最近1年間の研修会 ……参加 76.6% (正職員 71.3% 非正職員 78.2%)																																							
職場の健康診断 の検診実施	通常検診 69.4% 頸肩腕検診 42.9%																																							
勤務時間外の 通訳対応	登録手話通訳に依頼 51.4%、残業して応ずる 46.4%、日時調整 30%、 他機関に依頼 19.3%、自ら登録手話通訳者で実施 12.4%、断る 7.5% (複数回答)																																							

出所) 全国手話通訳問題研究会 (2002年 (平成14年)) 『手話通訳者の労働と健康実態調査の報告』

この表から分かることをまとめると次の通りである。

設置の手話通訳者は、女性で、非正規職員というケースが圧倒的に多い。  
 週5日以上勤務している非正規職員が約半数におよぶ。  
 非正規職員の給料は正規職員の半額程度でしかない。  
 非正規職員の6～7割は、時間外手当が支給されない等、労働条件が良くない。  
 手話通訳者は、本来の手話通訳業務以外にも、派遣業務や相談業務、障害者関係や一般の事務全般等もしている。  
 研修を保障されている人は6割程度しかいない。  
 健康診断は、通常検診で3割、頸肩腕検診で6割の人が受けていない。  
 勤務時間外の手話通訳依頼への対応は、登録手話通訳者に依頼する人が半数になるが、同時に、残業したり、自らが登録手話通訳者の立場で対応したりするケースも多い。  
 通訳者の労働条件の厳しさが理解できる反面、日時を変更したり、断ったりする場合は7%もあり、手話通訳が利用しやすくなっていない。

### (3) 札幌市の設置手話通訳者の業務内容

具体例として、札幌市の設置手話通訳者（札幌市では「専従手話通訳者」という）の業務内容を見ると、次の表1-8のようになっている。

表 1-8 札幌市専従手話通訳者の業務内容

1) 手話通訳（現場通訳）	
2) 手話通訳派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳派遣コーディネート</li> <li>・手話通訳派遣状況の記録</li> <li>・派遣情報紙作成</li> </ul>
3) 手話通訳養成・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話講習会～初心者対象</li> <li>・中級手話講習会～地域手話サークル活動2～3年の人を対象</li> <li>・手話通訳者養成講座～市登録手話通訳者をめざす人を対象</li> <li>・手話通訳者研修会・学習用ビデオ貸出し</li> <li>・手話通訳者養成等運営会議</li> </ul>
4) 登録認定試験等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録手話通訳者認定試験</li> <li>・新登録手話通訳者オリエンテーション</li> </ul>
5) 特殊健康診断・特健学習会	
6) 石狩支庁管内専任手話通訳連絡会議	
7) 統計分析	
8) 地域啓発	

専門的な手話通訳者として設置されている職員の業務内容は、本来の通訳業務だけでなく、非常に幅広い関連業務を担当していることが理解できよう。

### (4) A市における手話通訳業務状況

当委員会で調査した事例として、A市の手話通訳者の業務状況について見ておきたい。  
 A市は人口8万3000人、聴覚障害者307人（1～3級125人）の市である。この市には職員である手話通訳者と登録された手話奉仕員がいるが、その業務状況は、以下の表1-9のよう

であった。ここでの手話通訳業務の特徴は次の通りである。

職員と手話奉仕員とでは、職員による手話通訳業務件数が圧倒的に多い。

特に、生命や健康に関わる医療分野、住宅や生活問題の分野では、職員による手話通訳が中心である。

業務内容別では、通訳業務は55.7%で、他に相談・文章援助が35.3%、調整・その他が9.0%となっている。

庁外での業務が52.7%と半数以上を占め、時間外での対応も約9%を占めている。

このように、手話通訳を担当する職員は、生命・健康や生活に密接した手話通訳を担い、単に手話通訳を行うだけでなく、相談や調整等も行っている。そのためには、庁内業務に限らず、庁外や時間外での柔軟な支援も求められることも多い。

表1-9 A市における手話通訳業務記録、2003年（平成15年）度

内容	職員	奉仕員	通訳業務集計	通訳 TEL通訳	相談・文章援助	調整 その他	業務内容合計	庁外	時間外
各種・手続き	69		69	59	10		69	3	1
職業・労働	4		4	2	2		4	2	
育児・教育	18	10	28	28			28	18	5
医療・健康	224	4	228	188	47	3	238	194	33
介護保険	82		82	53	13	23	89	59	2
家族・親族	2		2		2		2		
住宅・生活	360	16	376	114	270	16	400	190	8
会議打合せ	26	12	38	38			38	22	8
文化・教養	18	15	33	31	1		32	14	2
社会活動	64	7	71	50	24		74	25	7
スポーツ	12	6	18	9	9	1	19	1	1
警察・検察	2	3	5	5			5	2	
養成講座	97	33	130	90	19	26	135	79	27
生活訓練	47	11	58	28	17	18	63	36	1
研修	5	7	12			12	12	5	4
講座・講習	9	2	11	3		8	11	9	9
奉仕員	27	1	28		28		28		
その他	7		7	1	1	5	7	2	
合計	1073	127	1200	699	443	112	1254	661	108
%	89.5	10.5	100.0	55.7	35.3	9.0	100.0	52.7	8.6

### （５）手話通訳・援助事例

（４）で確認したように、手話通訳者は、手話通訳以外にも相談や調整などの援助も行っている。それを具体的に２つの事例からみておく。

#### １）事例１ ～関わりの質を高め、関係調整を行う領域～

##### 【対象者の状況】

Fさん：60歳代、女性。障害状況：聴覚障害２級・言語障害３級、主たるコミュニケーション方法：手話・筆談もある程度は有効。暮らし：ろうあ者の夫（63歳）との二人暮

らし、持ち家、健康：脳梗塞の経験有り、それによる一部視野欠損があるが自覚なし、白内障、緑内障。医療の状況：国民健康保険。内科を受診中。

### 【経過】

5年前から自宅近くの眼科医院に通院中。白内障と緑内障を併発し、脳梗塞による視野の欠損もある。これまで手話通訳を依頼したことがなかったが、医師の説明がよくわからないということで、初めて手話通訳派遣の依頼があった。

1回目の派遣は登録手話通訳者が対応した。その登録手話通訳者の報告内容、また次の通訳依頼に際し本人が書き添えた「眼科の診察。先生はおこっているみたいにボールペンを投げる。どうして、わかりません。私は何も言わないのに。どうか、ベテラン通訳者の人をお願いします。」との文章から、専任手話通訳者が対応することになった。

受診時の医師の態度は、好意的ではなく、手話通訳者の同席にも積極的な理解を示してもらえなかった。診療内容を筆談してきたこれまでの方法で患者に理解されていると考えているようであった。手話通訳者からの質問や問い直しに対しても、適切な応答がないまま、その日の診療を終わった。今後を考えた場合、このままでは好ましくないと考え、派遣事務所に相談にきてもらうことを約束した。

そして、安心して治療を受け、自分の病気について理解できるよう援助するため、比較的多くのろうあ者が利用している別の眼科病院を受診することになった。最初の問診の時に、病名は知っているが、その内容や治療方法については理解できていないことがわかった。待合室のパンフレットを一緒に見るなどして、白内障と緑内障の違いなどに気づいてもらった。担当医もおだやかな方で、本人からも積極的に質問できるようになった。病気に対する不安感が取り除かれた様子であった。

以上の事例から気づかされるのは、手話通訳がいないと聴覚障害者には情報が伝わりにくいことを、相手の健聴者にわかってもらうことの難しさである。5年間も病院に通っているのに、自分が何の病気かわからない。薬の誤用の心配も出てくる。正しい服薬と正しい治療のために、医療機関の理解を深める働きかけや、治療を受ける側の学習支援が必要である。

## 2) 事例2 ～コミュニケーション環境を整え、資源化を促進する領域～

### 【対象者の状況】

Aさんは80代、女性で一人暮らしをされていて、緊急時の通報システムの電話があるだけであった。2000年（平成12年）に介護保険が導入され、一時期、サービス利用が定着するまでの間に訪問看護や訪問介護、ヘルパーさんへの手話通訳者派遣は月約15件であった。

### 【経過】

ケアマネジャーとも相談し、訪問介護のホームヘルパーに、コミュニケーションにできるだけ自信を持ってもらう方向で取り組んだ。訪問介護の中で、少しずつ、身振り、会話の仕方、指差しなど、手話通訳者がいなくても意思疎通ができる面もあることをヘルパーに理解してもらった。現在は訪問介護での手話通訳の依頼はなくなった。ヘルパーの交代時には、複数のヘルパーに訪問してもらい、そのやり方をヘルパー同士で見てもらいながら、身振りや相性の比較的合うヘルパーに引き継いでもらった。手話通訳者は、すべてを

通訳するのではなく、ヘルパーがうまく伝えられないときに手話通訳をするなど、調整的な役割りをも担った。

その後、Aさんが脳梗塞で緊急入院し、退院後は銭湯にも通えなくなったので、デイサービスの利用を調整した。Aさんがデイサービスそのものの理解ができなかったので、何度か体験してもらい、体験中は手話通訳派遣をすることになった。施設の担当職員ともできるだけ事前相談を重ね、本番の時には施設職員もできるだけ身振りや誘導で接してもらうようにした。

このような取り組みの結果、その施設は、聴覚障害者の高齢の方をパートで採用し、Aさんが来ている時は話し相手になるなどできるようにしてくれた。Aさんは楽しんでサービスを受けられることになった。

近年、設置手話通訳者のコーディネート業務は、関係機関への連絡・調整が非常に多くなっている。例えば、通院先の医師との調整、事業所のケアマネジャーとの連絡調整等である。手話通訳者の派遣コーディネートも、例えば、対象者が精神的に不安定な間はメンバーを固定して派遣を行うなどの調整が必要となる。

設置手話通訳者は、その聴覚障害者と手話通訳の関係する情報を持っており、それを介護等のサービス担当者に伝え、一緒に相談しながら派遣していくことが増えており、関係者と調整・連絡をとるようになる。こうして、地域に聴覚障害者の理解者を増やし、聴覚障害者のまわりにサポート体制を作っていくことが、手話通訳者派遣をスムーズに進める上で重要になっている。直接的な手話通訳に限らず、高齢の聴覚障害者が介護保険のサービスを利用できるよう、調整する役目も担っていくように期待されているのである。

#### 4. 手話通訳者派遣の実施状況

##### (1) 派遣事業の実施状況

2003年（平成15年）度の派遣事業の実施状況は、手話奉仕員派遣事業は都道府県・政令指定都市で30ヶ所（50%）、市町村で305ヶ所（9.7%）、手話通訳者派遣事業は都道府県・政令指定都市で47ヶ所（78%）、市町村で119ヶ所（3.7%）である（表1-10）。

表1-10 聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の実施状況、2003年（平成15年）度

	手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）	
	手話奉仕員派遣事業	手話奉仕員養成・研修事業
都道府県等	32ヶ所 / 60(53.3%)	42ヶ所 / 60(70.0%)
市町村	298ヶ所 / 3142(9.7%)	394ヶ所 / 3142(12.5%)
	手話通訳者(手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した者)	
	手話通訳者派遣事業	手話通訳者養成・研修事業
都道府県等	46ヶ所 / 60(76.6%)	56ヶ所 / 60(93.3%)
市町村	110ヶ所 / 3142(3.5%)	-

注1) 都道府県等には13政令指定市が含まれる。市町村には13政令指定市が除かれる。

出所) 表1-5および表1-6より作成

ここから次のようなことが分かる。

第一は、大多数の市町村で手話通訳者派遣事業が実施されていないこと。

都道府県の事業で補完することとなるが、すべてを広域派遣で対応するには、以下のよう  
な問題がある。

- 1) 「往復2時間で30分の通訳」という効率性の問題
- 2) 対象となる聴覚障害者の障害状況によっては、日常生活や障害実態に関する情報を  
個別的に把握しておく必要があり、広域での派遣システムでは対応しにくいという  
問題
- 3) 緊急時の対応、スーパービジョン（管理指導等）が取りにくい等の問題である。し  
たがって、広域で対応すると共に、必要に応じて適切に市町村で実施できるように  
していく必要がある。

第二は、手話奉仕員派遣事業で、日常会話程度の手話表現技術を習得した「手話奉仕員」  
がボランティア的に「手話通訳」を実施している市町村がある一方で、従来からの要綱の  
「手話奉仕員」という名称で、実際には、専門的な手話通訳を実施している市町村もある  
こと。

手話通訳事業を実施する以上、聴覚障害者の基本的人権を守るという視点から、手話通  
訳に携わる者の適切な養成（質の向上・確保）のための取り組みが必要である。

## （2）自治体単独事業の実施状況

厚生労働省の資料からは、設置事業の実施状況や自治体の独自予算で実施している単独  
事業については、具体的な内容が把握できない。

全通研が2003年（平成15年）度に、手話通訳者が雇用されている市町村および事業所  
に対して実施した調査（表1-11）によると、設置事業のみ実施している市町村は16%、設置  
と派遣事業の双方を実施している市町村は53.1%、派遣事業のみを実施している市町村は  
30.9%となっている。

設置の単独事業の割合は16.5%、派遣の単独事業の割合は21.5%であった。

したがって、第一に、手話通訳事業を実施している市町村では、およそ7割（69.1%）  
で設置事業が実施されていること、第二に、手話通訳事業を実施している自治体の約2割  
では単独事業としての実施であること、が推定される。なお、これは、手話通訳事業を実  
施している自治体の2割であって、全市町村の2割ではないことに留意する必要がある。

表1-11 市町村の手話通訳事業実施および自治体単独事業の状況、2003年（平成15年）

	実施市町村数	実施割合	設置単独実施	派遣単独実施
設置事業のみ	46	16.0%	38 16.5%	
設置+派遣	153	53.1%		58
派遣事業のみ	89	30.9%		21.5%
合計	288	100.0%		

注) 自治体調査：2003年（平成15年）11月～12月実施。手話通訳設置事業等を実施する自治体の562ヶ所  
に質問紙郵送調査。有効回答数344（有効回答率61.2%）。但し有効回答箇所がばらつき合計が288。  
出所）全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調  
査研究』2004年（平成16年）



### (3) 聴覚障害者情報提供施設の実施状況

全都道府県に設置されることになっている聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）については、全日本ろうあ連盟の調査によって課題が明確にされている（全日本ろうあ連盟『聴覚障害者情報提供施設実態調査結果一覧』2003年（平成15年））。

1) 情報提供施設は、2002年（平成14年）時点で、27（45%）施設しか設置されていないこと（2005年（平成17年）現在31施設となった）。

2) 手話通訳者派遣事業を実施している施設は20施設（33%）しかないこと。

3) 聴覚障害者への相談支援をしている施設は25施設（41%）しかないこと。

しかも、その中には年間相談件数30件以下の施設が4施設、相談員がいない施設が1施設含まれている（注：%は都道府県・政令指定都市60の割合）。

つまり、情報提供施設そのものが整備されていないこと、手話通訳派遣の対応もできていない施設が多いこと、その前提としての相談受け付け体制ができていない施設が多いこと、が明らかになっている。

情報提供施設の早急な整備はもとより、広域的な手話通訳事業の重要な社会資源として、相談体制、手話通訳派遣体制を構築していく必要がある。

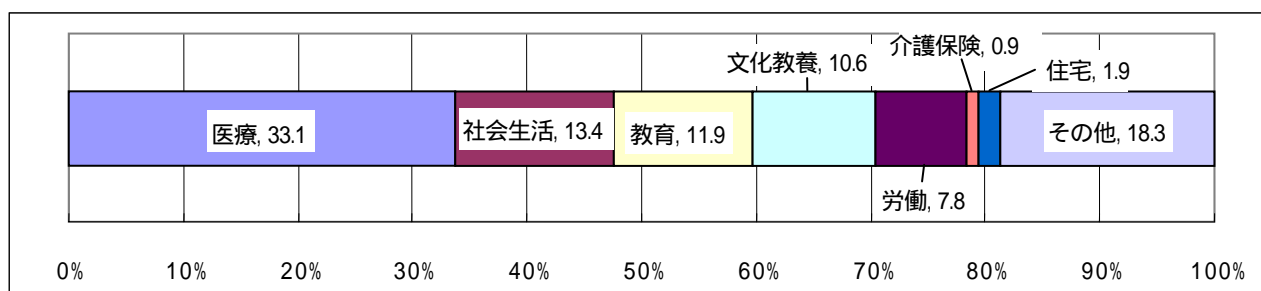
### (4) 手話通訳の実施分野

手話通訳を実施した分野について、以下考察する（図1-6、1-7）。

2000年（平成12年）の手話通訳事業実施機関・事業所の手話通訳派遣分野をみると、医療33.1%、社会生活13.4%、教育11.9%、文化教養10.6%、労働7.8%、介護保険0.9%、住宅1.9%、その他18.3%であった。

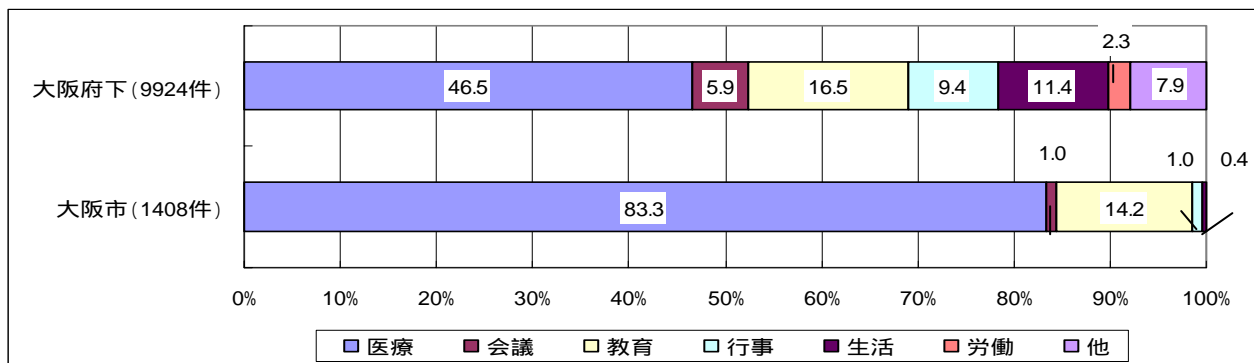
2002年（平成14年）に大阪府で実施した調査によると、医療46.5%、会議5.9%、教育16.5%、行事9.4%、生活11.4%、労働2.3%、その他7.9%であった。このうち、大阪市だけでは、医療83.3%、教育14.2%、会議1.0%、行事1.0%、生活0.4%であった。

図1-6 手話通訳派遣分野（1999年（平成11年））



注) 事業所調査：2000年（平成12年）実施、手話通訳を実施している269事業所（有効回答率42.4%）  
出所）全国手話通訳問題研究会編（2001年（平成13年））『介護保険と聴覚障害者』クリエイツかもがわ（p.66）

図1-7 大阪府下35自治体（大阪市含む）および大阪市の派遣内容（2001年（平成13年））



注) 2002年（平成14年）4月実施。大阪府下43市町村のうち手話通訳派遣制度を実施している36自治体を対象に訪問面接調査。回答35自治体。

出所) 大阪聴力障害者協会、大阪手話通訳問題研究会、大阪手話サークル連絡会『Bigwave調査』  
大阪聴力障害者協会WEB <http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm> より

以上の調査結果から、次のことが指摘される。

- 1) 手話通訳分野として、医療や教育など聴覚障害者の基本的な生活ニーズに関わる分野が、多くを占めていること。
- 2) 手話通訳派遣分野のなかで圧倒的に多いのは医療である。利用する聴覚障害者にとって生命と健康に関わることであり、医療における手話通訳は、聴覚障害者にとって極めて重要な意味を持つことを示している。

なお、医療関係者の側からも、今後ますます重視されるインフォームド・コンセント（十分な説明と同意）の問題もあり、手話通訳保障は重要な課題となっている。

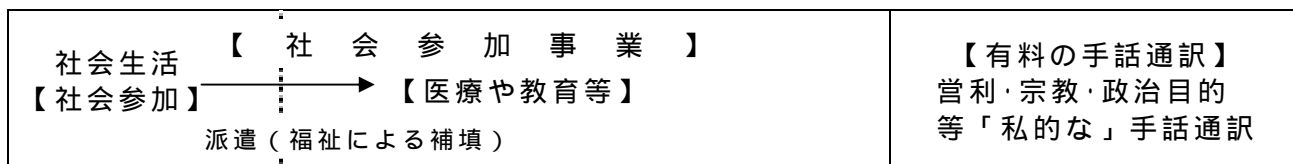
- 3) 医療、教育等の分野の手話通訳派遣が、障害者福祉予算で対応されている。社会福祉予算が、医療や教育等に対し、財政的補填をしている格好となっている。

このことは、わが国における聴覚障害者の社会参加状況に対応していると考えられることもできるが、本来の市民的自由、差別禁止の観点から見れば、これらの分野における手話通訳費用は医療関係予算や教育関係予算等から支出されるべきものであり、今後このような方向での制度づくりが必要である。

- 4) 手話通訳の派遣は、政治・宗教、営利活動等が伴う場合には利用ができない。あるいは有料としている等、規制のある自治体が多い。これら手話通訳派遣の規制は、必ずしも福祉予算上の制約だけの問題ではなく、公的責任として対応する範囲と民間で対応する範囲をどのように区分し、どう考えていくのか、議論・検討していく必要がある。

なお、労働分野については、現在、手話協力員制度がある。この実態把握については今後の検討課題とする。

図1-8 現在の手話通訳関係財源



## (5) 手話通訳事業の財源

### 1) 手話通訳事業財源拡充の必要性

現在、障害者福祉施策の改革の最中であるが、手話通訳事業は、聴覚障害者の社会参加の広がりにより、その位置づけを明確にし、財源を拡充させていく必要に迫られている。その理由は以下のとおりである。

これまで国が進めてきた完全参加と平等やノーマライゼーションという観点から、聴覚障害者にとっての手話通訳事業は、基本的かつ中核的な事業であること。

その一方で、現在市町村における手話通訳設置および派遣事業の実施率は極めて低く、聴覚障害者にとっての身近な地域で、必要に応じて適切に利用できる状況にはなっていないこと。

障害者差別禁止・合理的配慮、情報バリアフリーの点から見て、医療や教育、司法等の分野でのコミュニケーション保障の財源確保が著しく不十分と言わざるを得ない現状において、手話通訳事業の位置づけが極めて重要な意味を持っていること。

手話通訳事業は、障害者自立支援法で地域生活支援事業の基本事業に位置づけられ、これまで実施してこなかった市町村にも手話通訳事業の実施が求められることになる。そのため、今まで以上に手話通訳事業の財源が確保されなければならないこと。

また、障害者自立支援法では、市町村の責務（第2条）として「意思疎通について支援が必要な障害者等」に対する円滑な障害者福祉サービスの利用を謳っていること。

また、同法で地域生活や就労の方向性が明確にされるなかで、聴覚障害者はますます手話通訳事業を必要とすること。逆に言えば、手話通訳事業なしに在宅福祉や就労を押し進めることは、聴覚障害者を福祉施策から締め出す結果になってしまうこと。

### 2) 各公共機関・施設等の分野でのコミュニケーション保障の責任性の明確化

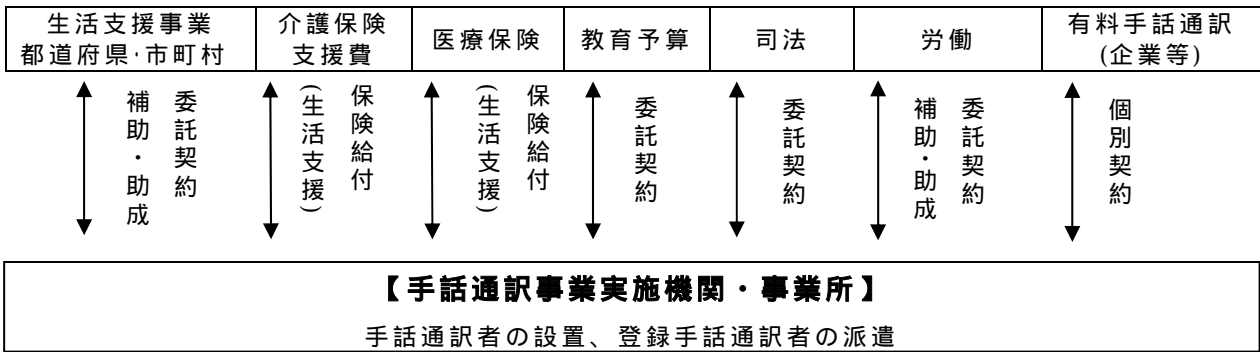
以上の理由を踏まえた上で、将来的にはそれぞれの分野での公共機関・公共施設等が、コミュニケーション保障および情報保障に必要な手話通訳を確保することが必要である。

それを困難とする事情のある分野では、公共機関・公共施設等が手話通訳事業実施機関・事業所に必要な費用を拠出して、委託等の形で実施することも検討していく必要がある。それを図表化すると以下のようなものである（表1-12）。

表1-12 各分野（公共機関・施設等）の財源の一例

機関・事業所	福祉事務所・保健福祉センター	医療機関（病院や診療所）	介護保険支援費	司法（警察、裁判所）	教育	その他 議会、労働等
財源	一般財源	保険給付・医療機関財源	保険給付（加算） 介護事業所	警察予算・裁判所予算	教育予算	議会予算、労働関係予算等

図1-9 将来的な手話通訳事業実施機関・事業所の財源とその経路のあり方の一例



## 5. 手話通訳者の状況

### (1) 手話通訳者数

2002年(平成14年)度での手話通訳士資格取得者は1215人である。都道府県の手話通訳者派遣の登録者は約3600人、手話奉仕員派遣の登録者は都道府県分、市町村分を合わせて約1万3000人である(表1-13)。

ただし、登録については、一人が複数の自治体に登録するケースがあることに注意を要する。

結局、都道府県の認定試験等に合格して登録された手話通訳者は、全国で3600人程度にしかないのである。聴覚障害者の日常生活での手話通訳ニーズに対応できる数字ではない。手話通訳者を大幅に増員するとともに、質の高い手話通訳を保障するために、通訳者の養成と研修の拡充が必要である。

表1-13 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況(2002年(平成14年)度末)

項目	養成(派遣登録)数		備考
手話通訳士	1,215人		厚生労働大臣認定試験、合格者数(累積)
手話通訳者	約3,600人		都道府県で実施(障害者社会参加総合推進事業)
手話奉仕員	約13,000人	都道府県分 約7,000人	都道府県および市町村で実施 (障害者社会参加総合推進事業および市町村障害者社会参加促進事業)
		市町村分 約6,000人	

注1) 手話通訳者および手話奉仕員の人数は、各自治体で派遣登録を行っている者の人数。

注2) 各項目の人数には、重複した数字が含まれる。

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年(平成16年)3月25日)資料

## (2) 登録手話通訳者の状況

2003年(平成15年)に全通研によって実施された調査により、登録手話通訳者(奉仕員を含む)について以下のような事実が明らかになった(表1-14参照)。

- 1) 登録された手話通訳者の43.7%は1カ月に1~4件の通訳を担当したにとどまり、25.8%が5~9件の、10.7%が15件以上の通訳を担当した。  
つまり、約半数の登録通訳者は月に5件に満たない活動しかしていない。
- 2) 登録された手話通訳者のうち、都道府県による資格認定がある人は68.8%、資格のない人が29.4%であった。(なお、手話通訳士の資格がある人は21%)。  
したがって、登録された手話通訳者の約3割近くが、公的な資格のないまま、つまり手話通訳の質的な担保がなされまま、手話通訳に従事しているとされる可能性がある。
- 3) 登録されていても実際に手話通訳をしているとは限らない。  
登録手話通訳者のうち1年間に実働した手話通訳者数は約70%である。特に乖離の大きかった自治体は、NN市10%、NS市13%などが挙げられる。

したがって、単に登録手話通訳者の数を問題にするのではなく、その実働人数、実際に担当できる件数等も勘案・検討しなくてはならない。

表 1-14 登録手話通訳者の現状

### ア) 登録された手話通訳者の43.7%は1カ月に1~4件、25.8%は5~9件の手話通訳

注1) 1カ月に15件以上実施している手話通訳者は10.7%

### イ) 登録された手話通訳者の30%は都道府県による資格認定なし

注2) 県資格あり: 269人(68.8%)、県資格なし: 115人(29.4%)、他: 不明

注3) 手話通訳士資格あり: 82人(21%)、士資格なし: 306人(78.3%)、他: 不明

注4) 2003年(平成15年)11月実施。全国で人口規模および事業所による層化抽出による質問紙郵送調査。447人抽出し、回答は391人(回答率87.5%)。

出所) 全国手話通訳問題研究会『登録されている手話通訳者の健康と労働についての抽出調査』2004年(平成16年)

### ウ) 登録手話通訳者に占める実働者数は平均70%

登録者数等記載事業所188。登録者数4052人、そのうち実働登録者数2820人

(事業所は、登録者数と実働登録者数両方を記載していた事業所のみ計算した)

登録者数と実働登録者数との乖離の例(登録:実働):特に乖離の大きかった自治体

NN市 : 29 : 3 (10%)

NS市 : 302 : 40 (13%)

A市 : 33 : 7 (21%)

O市 : 16 : 5 (31%)

注) 手話通訳事業所調査: 2003年(平成15年)10月~12月実施。手話通訳設置事業等実施する自治体の事業所642ヶ所および聴覚障害者情報提供施設5ヶ所に質問紙郵送調査。有効回答数220(有効回答率34.0%)(自治体直営119ヶ所、民間101ヶ所)。

出所) 全国手話通訳問題研究会『支援費制度における情報保障・コミュニケーション支援に関する調査研究』2004年(平成16年)

### (3) 手話通訳者への報酬

これまでに実施された調査から、手話通訳者への報酬がどのように設定されているかを見ると、報酬対象時間に、手話通訳を行う現場までの移動時間を含める所と含めない所がある。報酬額が1時間単位ではなく2、3時間単位で設定されている所もある。交通費を支給する所もあるが支給しない所もある。報酬額の設定は自治体によって文字通り様々である。

社団法人大阪聴力障害者協会等や全通研、全日本ろうあ連盟で実施された調査結果を見ると(表1-15)、手話通訳者に支給される1時間あたりの報酬は、600円から5000円程度までと大きな開きがある。回答が都市部に偏っている恐れもあるが、平均して1300円前後である。介護保険制度や支援費制度での身体介護で事業所に支払われる単価を下回っており、また家事援助・生活援助より低いケースが多い。

ここから指摘されるのは、手話通訳者への報酬について、専門職としての正当な評価がなく、正当な報酬額が設定されていない、報酬額が低額なため手話通訳者が増えない、手話通訳者への報酬額については地域格差が極めて大きい、との3点である。

手話通訳の専門性を評価して、その報酬額を設定した一つの例として、静岡県の場合を見てみる。静岡県では、手話通訳報酬の計算として、手話通訳をしている時間と移動の時間とに分け、手話通訳をしている時間はその専門性を評価して実働時間で3180円/時間(2004年(平成16年)度)となっている。なお、交通費は、夜間や遠距離移動に配慮しつつ、別途支給することになっている。

表 1-15 手話通訳者への報酬

<p><b>ア) 手話通訳者への報酬：平均3306円 / 3 H      平均1102円 / H</b> (通訳2時間・3時間拘束の場合：最低1700円(藤井寺市)、最高5000円(茨木市)) 注1) <u>通訳時間を2時間、移動時間を片道30分、交通費を1000円と想定した場合の金額</u> 注2) 35自治体のうち、 報酬の計算方法：時間当り28、件当り6、無回答1 報酬起算時間：家を出てから家に帰るまで14、通訳実施時間13、1件当り6、無回答2 交通費の負担：利用者18、通訳者4、両方2、行政11、無回答3 注) 2002年(平成14年)4月実施。大阪府下43市町村のうち手話通訳派遣制度を実施している36自治体を対象に訪問面接調査。回答35自治体。 出所) 大阪聴力障害者協会、大阪手話通訳問題研究会、大阪手話サークル連絡会『Bigwave調査』 大阪聴力障害者協会WEB <a href="http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm">http://www.yo.rim.or.jp/~rouosaka/index2.htm</a> より</p>
<p><b>イ) 派遣時間単価：平均1349円 / H (最低600円、最高5304円)</b> 注) 2003年(平成15年)11月実施。全国で人口規模および事業所による層化抽出による質問紙郵送調査。447人抽出し、回答は391人(回答率87.5%)。 出所) 全国手話通訳問題研究会『登録されている手話通訳者の健康と労働についての抽出調査』2004年(平成16年)</p>
<p><b>ウ) 情報提供施設(18ヶ所)の派遣費用：平均2973円 / 2 H      平均1486円 / H</b> (2時間実施の場合：最低1600円(香川)、最高7280円(横浜)) 注1) <u>時間は2時間(但し、通訳時間のみか、派遣されている時間全てかは不明)</u> <u>手話通訳者は登録手話通訳者を想定、交通費は含まれていない。</u> 注2) 27施設のうち、7ヶ所は派遣を実施していない。2ヶ所は単価の記載なし。 注3) 全国27ヶ所の情報提供施設を対象に、2002年(平成14年)9月に調査実施。 出所) 全日本ろうあ連盟『聴覚障害者情報提供施設実態調査結果一覧』2003年(平成15年)より試算</p>

表1-16 他制度の単価の例

支援費制度（障害者）		介護保険制度（高齢者）	
身体介護	4020 円 / 時間	身体介護	4020 円 / 時間
家事援助	1530 円 / 時間	生活援助	2080 円 / 時間
日常生活支援	2410 円 / 1.5 時間 ( = 1606 円 / 時間 )		

## 6 . 手話通訳事業実施体制

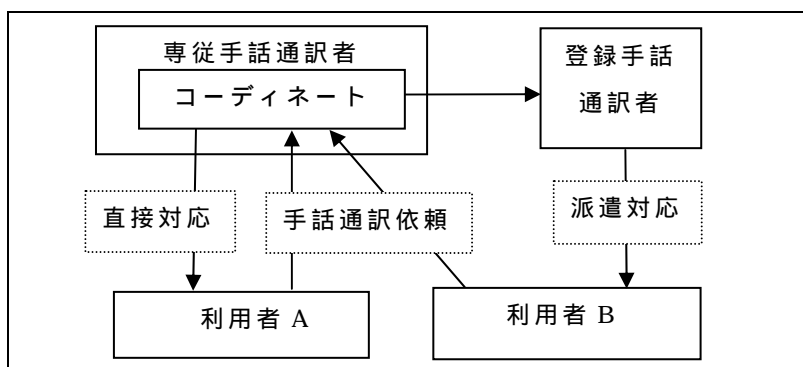
以下では、手話通訳事業実施体制について、手話通訳設置・派遣の実施体制、市町村と広域の手話通訳派遣体制に分けて現状と課題を検討する。

### （1）手話通訳設置・派遣体制

#### 1）札幌市の手話通訳設置・派遣体制

札幌市の設置手話通訳者（専従手話通訳者）と登録手話通訳者による手話通訳設置・派遣体制を図式化すると、以下の図1-10のとおりである。

図 1-10 札幌市の専従通訳と派遣通訳



設置の専従手話通訳者は、聴覚障害者（利用者）A、Bに対して、必要に応じて、専従手話通訳者が直接対応したり、登録手話通訳者の派遣によって対応したりしている。

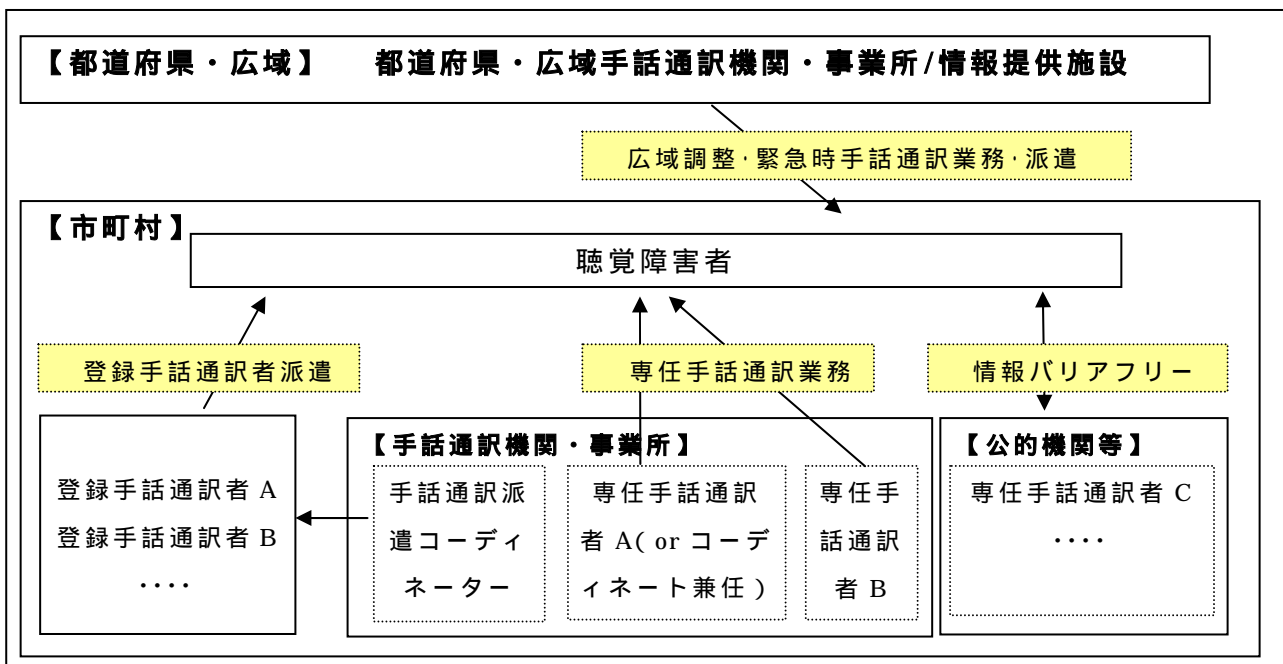
#### 2）実施体制

ただし、手話通訳事業は札幌市のような政令指定都市の場合は別として、多くの市町村では都道府県による手話通訳者派遣と併用して実施している。また、手話通訳事業実施機関・事業所以外の公共機関・施設（病院・ハローワーク・福祉センター）などに手話通訳者が設置されている。これを情報バリアフリー事業と位置づけると、手話通訳事業の実施体制は以下の4つの事業により構成されると考えられる。

手話通訳設置事業	雇用された専任手話通訳者が常時手話通訳に携わる。
手話通訳者派遣事業	認定・登録された手話通訳者が派遣され手話通訳をする。
広域手話通訳者事業	都道府県や広域事業所に設置・登録されている手話通訳者が、広域調整や必要に応じて緊急時・災害時等の手話通訳を行う。
情報バリアフリー事業	公共機関・施設等に設置された専任手話通訳者が手話通訳を行う。設置できない場合は派遣事業を利用する。

これを図式化すると以下の図1-11のようになる。

図 1-11 手話通訳実施の4つの基本形態



### 3) 手話通訳依頼のあり方

手話通訳の依頼の仕方としては、主に以下の5つの方法がある。

- 手話通訳事業実施機関・事業所に訪問しての直接の依頼
- 手話通訳事業実施機関・事業所にFAX・TEL・Eメール等による依頼
- 手話通訳現場での依頼
- 相談現場での依頼・対応
- 生活支援として必要に応じた対応

一般的に、手話通訳の依頼については、手話通訳事業実施機関・事業所への直接訪問やFAX等を通じて依頼されることが多い。

しかし、手話通訳に出向き、通訳が終わった際に、その場で次回の手話通訳の依頼がなされることもある。

また、役場や福祉施設での生活相談を通じて、別の機関と相談する必要が確認され、そのための手話通訳が要請される場合もある。

はじめから手話通訳のニーズが明らかでなくても、聴覚障害者との日常的な会話のなかで手話通訳の必要が明らかになったり、ときには聴覚障害者の状態やそのおかれた状況から手話通訳が必要と判断されることもある。これはいわゆる手話通訳のアウトリーチとしての対応である。

なお、手話通訳依頼に対する対応としては、緊急時を含めて毎日連続した体制が必要であるが、その受付体制はどのようになっているのか、この調査検討が必要である。

また、市町村の手話通訳事業実施機関・事業所と都道府県（広域）の手話通訳事業実施機関・事業所との役割分担・連携、その他公的機関・公共施設に設置されている手話通訳者との役割分担や連携については今後の検討が必要である。



## (2) 市町村と広域の手話通訳派遣体制

手話通訳派遣の実施体制には、大きく、市町村が中心となる体制と広域対応が中心となる体制との2つの体制が考えられる。前者は静岡県、後者は香川県の実施体制が参考になる。(図1-12)。

### 1) 静岡県の市町村実施

静岡県は市町村が中心となった手話通訳派遣体制である。

静岡県は、2004年(平成16年)4月から、全市町村で手話通訳者派遣事業を実施している。聴覚障害者の手話通訳依頼は、基本的に居住する市町村で受け付け、コーディネートして対応している。この全市町村での事業実施にあたっては、市町村を対象にしたモデル要綱の提示や研修の実施等が行われた。

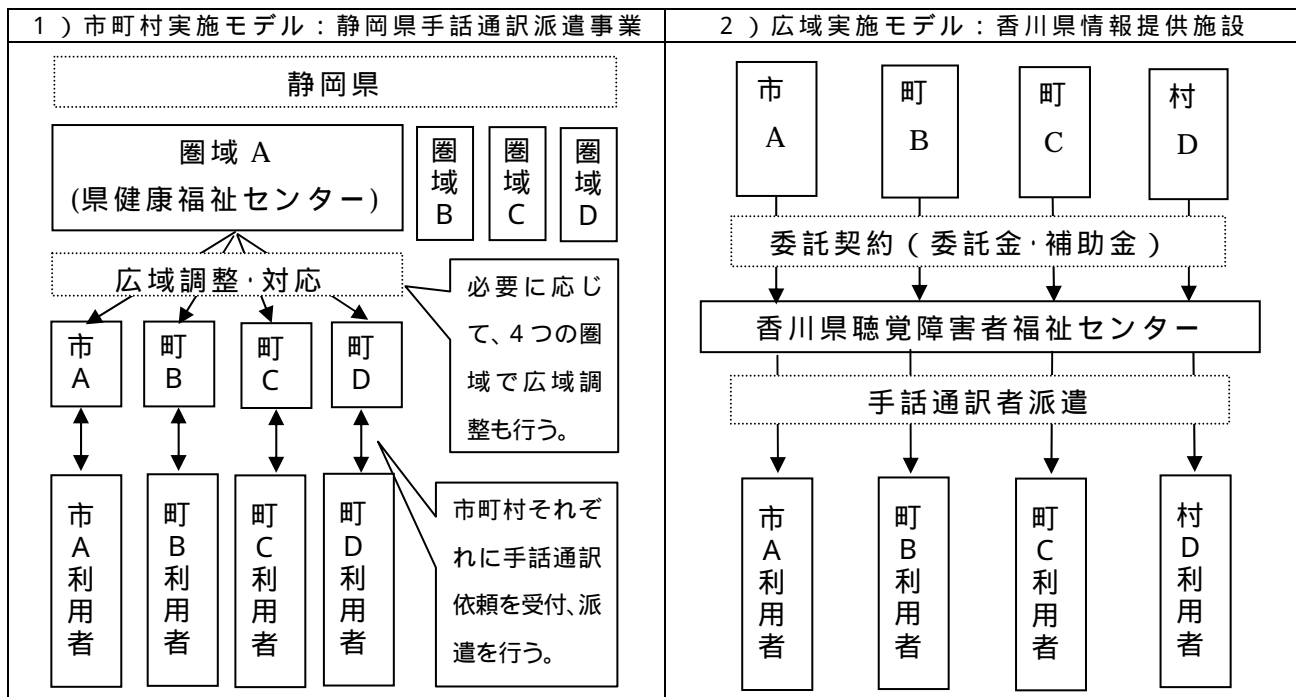
なお、市町村では対応できない場合については、県の4つの出先機関で対応することになっている。

### 2) 香川県の広域実施

香川県の場合は、県情報提供施設を中心とした手話通訳派遣体制となっている。

香川県は面積が狭く、どこでも車で1時間ほどあれば行くことができるという地理的条件もあって、情報提供施設で全県的な手話通訳派遣のコーディネートを実施している。県の委託事業として県下全体を対象とする広域手話通訳派遣を行うだけでなく、各市町村との間に手話通訳設置や手話通訳派遣の委託契約を結び、これに基づいて設置・派遣を行っている。そのため、県下のどの地域に住んでいても、基本的には同じ水準の手話通訳対応ができるという特徴がある。

図 1-12 市町村実施モデルと広域実施モデル



2つのモデルを参考に、各自治体で、聴覚障害者のニーズと地域の実情にあった適切な事業の実施が望まれる。

## 第2節 手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成・認定・研修事業等の現状と課題

### 1. はじめに

手話通訳者の養成事業が開始されたのは、1970年（昭和45年）の手話奉仕員養成事業からであろう。手話奉仕員養成事業は、全都道府県で実施されるようになり、手話普及のために大きな役割を果たしてきた。しかし、「奉仕員」の名の通り、手話での日常会話ができるようになることが目標であり、言語通訳および支援能力を有する「手話通訳者」の養成のためには極めて不十分であった。それは、個々の経験と努力に委ねられていた。またカリキュラムの整備もなく、実施された事業内容の地域毎の格差が大きく、日常会話技術の習得といっても、そのレベルはバラバラであった。

この状況を改善するために、1998年（平成10年）7月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」（厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年（平成10年）7月）が導入された。そして同カリキュラムによる手話通訳者養成事業において、手話通訳者に必要な専門知識、支援技術としての講義・実践学習が取り入れられた。

新しいカリキュラムによる養成事業は1999年（平成11年）度から始められ、その後6年が経過している。しかし、全国的な状況を見ると、聴覚障害者にとって必要な数を現実の課題として、手話通訳者の養成が順調に進められているか、たとえば、多くの課題を抱えているのが現実である。

社会福祉法人全国手話研修センター（以下、全国手話研修センター）は、手話通訳者養成課程修了者に対する全国統一試験（以下、「手話通訳者統一試験」）を実施している。

都道府県が行っている手話通訳者養成事業では、その修了者に対する試験をここに委託して行うケースが増加しつつある。この手話通訳者統一試験の合格率は2003年（平成15年）度で25.1%であった。（なお、2004年（平成16年）度は27.1%）（表2-9 参照）

手話通訳者統一試験でなく、地域独自での手話通訳者登録試験（以下、独自試験）を行っている都道府県・政令指定都市については、2003年（平成15年）度の状況は都道府県での合格率が30.8%、政令指定都市での合格率が18.7%となっている。（有効回答は28都道府県、9政令指定都市。表2-10・11参照。全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年（平成17年）2月より）

一方、1989年（平成元年）から実施されている手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者数は過去15回で合計1332人とどまり、年間平均合格者は88人程度（1県あたり1.8人）である。平均合格率は12.1%程度となっている。

以上から明らかなように、現状での大きな問題は、手話通訳者、手話通訳士とも毎年わずかしか増えていないことである。（表2-13参照）

手話通訳事業の展開と言う場合、何よりも重要なことは、聴覚障害者と健聴者との言語コミュニケーションの仲介（翻訳）を行うための高度の技術を有する手話通訳者を多数養成することである。あわせて、第1節で見たように、高齢聴覚障害者の介護（介護保険制度）、重複聴覚障害者への支援（支援費制度）、関係機関や専門職と協働しての社会参加に困難のある聴覚障害者への支援、差別や偏見、無理解にさらされ生活に困難を有する聴覚障害者への支援等々、適切な支援能力を有する手話通訳者の養成が重要である。

このような状況のなかで、従来の手話通訳者の養成について検討を加え、今日的な要請

に応え得る手話通訳者養成について、体系的かつ効率的システムの構築が必要である。

## 2. 各種事業の現状

### (1) 手話奉仕員養成事業

手話の認知を粘り強く求める聴覚障害者の運動の成果として始まった「手話奉仕員養成事業」(1970年(昭和45年))は、歴史的に手話普及については大きな役割を果たしてきた。この事業を契機として、手話通訳業務を担う人材が育成され、講座修了者が継続して手話学習を行う手話サークルが各地に発足した。手話サークルは、学習活動だけでなく、聴覚障害者やその団体と共に、地域での手話の普及や聴覚障害者の社会参加を支援する役割を果たすなど、多様な福祉活動を展開し、地域福祉を推進する社会資源として発展してきている。

手話奉仕員養成事業の展開は、手話を学ぶ多くの地域住民を生み出してきた。手話と聴覚障害者に対する理解と認識を広げ、深めてきただけでなく、聴覚障害者が、地域の聞こえる人々と知り合い、語り合い、協同する機会を作り出してきた。そのような意味で聴覚障害者の自立生活および社会参加を支えてきたといえる。

表2-1 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援に係る人材の養成状況(2002年(平成14年)度末)

項目	養成(派遣登録)数		備考
手話通訳士	1,215人		厚生労働大臣認定試験、合格者数(累積)
手話通訳者	約3,600人		都道府県で実施(障害者社会参加総合推進事業)
手話奉仕員	約13,000人	都道府県約7,000人	都道府県および市町村で実施(障害者社会参加総合推進事業および市町村障害者社会参加促進事業)
		市町村 約6,000人	

注1) 手話通訳者および手話奉仕員の人数は、各自治体で派遣登録を行っている者の人数。

注2) 各項目の人数には、重複した数字が含まれる。

出所) 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会・視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班(第3回)(2004年(平成14年)3月25日)資料

しかし、手話学習のカリキュラムが整備されてこなかったことから、手話奉仕員養成講座は、地域毎に講座回数と講習時間がことなり、講習内容や程度もバラバラであった。

特に、言語通訳・翻訳能力および支援能力を育成し、「手話通訳者」を養成してゆくためのカリキュラムが全くなく、個々の講師の経験と学習者個人の熱意に頼っての「養成」となり、手話通訳者のレベルについても、全国的な基準がない状態が続いた。

この状況を改善するために、1998年(平成10年)7月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」(厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年(平成10年)7月)が導入された。手話奉仕員とは「手話で日常会話ができる人」と規定され、手話通訳者とは明確に区別されることになった。

手話通訳者養成事業では、手話通訳技術を習得するための講義・実技に加えて、手話通

訳者に必要な専門知識・支援技術としての講義・実践学習が取り入れられた。新しいカリキュラムによる養成事業は1999年（平成11年）度から各地での取り組みが始まった。

表2-2「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」

<p>手話奉仕員養成カリキュラム（入門課程・基礎課程 80時間）の養成目標</p> <p>「聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する」</p> <p>手話通訳者養成カリキュラム（基本課程・応用課程・実践課程 90時間）の養成目標</p> <p>「身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等についての理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得する」</p>
---

出所）「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」厚生労働省大臣官房障害保健福祉部 1998年（平成10年）7月

しかし、1998年（平成10年）までは、手話奉仕員養成事業で養成を受けて登録し、手話奉仕員派遣事業で派遣されてきた「手話奉仕員」が即ち「手話通訳者」である、という考え方があり、関係機関や関係諸団体、地域住民に、その後も根強く残されている。

1998年（平成10年）度までは、手話奉仕員養成事業の講習修了者が派遣事業に登録されるためには、その後も手話サークル等で交流と活動経験を積み、自治体の独自試験に合格することが必要とする地域が多かった。そのため「手話奉仕員」の名で登録されるが、その実質は「手話通訳者」であり、手話通訳者として活動している人も多い実状があった。このため、1998年（平成10年）に通達され、1999年（平成11年）度から実施された手話奉仕員養成カリキュラムによる講習会の修了者と、それ以前の講習会修了者を、下表(表2-3)のように、明確に区別しておく必要がある。

表2-3 手話奉仕員養成修了者の新旧カリキュラムによる区分

1998年（平成10年）度までの旧カリキュラムによる手話奉仕員養成事業修了者	日常生活会話技術の習得にとどまる者
	地域で独自試験に合格して派遣事業に従事している者。実質的には手話通訳者。
1999年（平成11年）度からの新カリキュラムによる手話奉仕員養成事業修了者	日常会話技術の習得にとどまる者

現在の手話奉仕員養成カリキュラム（計80時間）で獲得できる知識と技術は、手話の理解、聴覚障害者とその福祉についての理解の範囲にとどまる。手話学習や手話通訳学習の動機づけの機会としては大きな役割を果たしているが、言語の翻訳である手話通訳を行うには著しく不十分である。手話通訳に対する正確な理解がないまま、本来「手話通訳者」が担うべきところを、『手話奉仕員で足りる』と安易に捉えられているという問題や、十分な知識や技術がない手話奉仕員が手話通訳業務にあてられるという問題が各地で発生している。早急な解決を要する課題である。

手話奉仕員養成事業による修了者は「手話で日常会話ができる人」である。手話通訳が

できる人ではない。

手話奉仕員の役割を、地域における障害者福祉のバリアフリーの担い手として正しく位置づけ、手話奉仕員養成事業を聴覚障害者とともに市民的な協同を形成するためのものとして整理していくことが課題となっている。

表2-4 市民的協同を進める岡山市の例

手話奉仕員養成事業による「手話教室入門」「手話教室基礎」修了者で希望者が岡山市ふれあい公社に奉仕員登録し、同行者の行事への参加・手伝いの他、今後「ろう高齢者のつどい」への参加を進める。

出所) 全国手話通訳問題研究会『手話通訳問題研究』第81号、2002年(平成14年)、46-47頁

一方、手話奉仕員養成事業等によらない手話教室や手話講習会が、市町村社会福祉協議会等で実施され、手話の普及が行われているケースがある。

たとえば、ボランティア育成事業、福祉教育・学習事業、情報提供・啓発事業、体験・交流・イベント事業といった名称で実施され、1回～2回の啓発講座もあるが、手話奉仕員養成カリキュラムや手話通訳者養成カリキュラムと同等の内容での講座になっている場合もある。

また、テレビでは手話講座があり、手話を学ぶための入門書は十指を越える。カルチャーセンター、小中学校や高校、専門学校、大学等での講座やサークルと、国民が手話を学習する機会は増加してきている。児童・生徒の福祉教育、成人の生涯教育の一環としての手話学習の広まりは大きく評価できる。

こうした様々な機会を利用して手話を学習した人たちが、さらに高度の学習機会を求めたり、実際のボランティア活動の機会を求めたりすることも増えている。

これら地域住民の手話学習事業や教育分野などでの手話学習の広がりについては、手話奉仕員養成事業との関連を整理しながら、改めてその位置づけを明らかにするための検討が必要である。

## (2) 手話通訳者養成事業

手話通訳者を養成する事業は、手話奉仕員養成事業(1970年(昭和45年))に始まり、現在は、手話通訳者養成事業(「手話奉仕員養成および手話通訳者養成カリキュラム」1998年(平成10年))に基づいて、ほぼ全都道府県で実施されている。しかし、手話通訳者養成事業の予算や開催方法、受講者数等、各県で大きなばらつきが出ているのが現状である。

表2-5 都道府県・政令都市での手話通訳者養成の実態

予 算 :	A 市	122,000円	~	B 県	3,726,000円
時 間 :	C 県	55時間	~	D 県	122時間 (標準90時間)
受講者数 :	E 県	12人	~	F 県	240人 (標準1クラス20人)

出所) 全国手話通訳問題研究会『手話通訳問題研究』第75号、「都道府県・政令都市での手話通訳者養成の実態調査」2000年(平成12年)4月

全日本ろうあ連盟が2005年（平成17年）2月に行った「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」によると、手話通訳者養成事業を実施する50ヶ所の中、事業の実施方法等を課題としたところが24ヶ所、カリキュラム、テキスト、教材に課題があるとしたところは23ヶ所、受講者の課題をあげたところが27ヶ所であった。

図2-1 手話通訳者養成事業における課題（自由記述回答のうち主な課題）

（回答：都道府県・政令指定都市 50ヶ所）

事業の実施方法の課題	カリキュラム、テキスト、教材の課題	受講者の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔地からの参加者の交通費負担が大きい（2）</li> <li>・それぞれの地域で開催したいが講師が確保できない（2）</li> <li>・県内1ヶ所開催では受講者が集まらない（2）</li> <li>・予算がないため講座回数確保できない（2）</li> <li>・カリキュラムどおりの養成ができない（1）</li> <li>・市町村での養成レベルと県レベルの養成レベルの調整が必要（1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間、内容、指導方法等カリキュラムどおり進めない（4）</li> <li>・実習場面の確保が困難（3）</li> <li>・ビデオ教材の内容の改善（3）</li> <li>・90時間では足りない（2）</li> <li>・90時間は長い（1）</li> <li>・カリキュラムで指導できる講師不足（1）</li> <li>・自宅学習教材の開発（1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者の技術レベルに差がある（5）</li> <li>・身近なところで受講できない/会場が遠隔地で参加できない（3）</li> <li>・受講者のレベルをそろえるべき（3）</li> <li>・受講者が集まらない（2）</li> <li>・受講者が多すぎて受講制限をしなければならない（1）</li> <li>・認定登録試験不合格者の補講、研修が必要（1）</li> <li>・事前学習機会の設定（1）</li> </ul>

\*（ ）数字は自由記述で回答があった数

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年（平成17年）2月

手話を学び始めてから手話通訳者・手話通訳士試験受験に至るまでの期間は、現状では、手話奉仕員養成カリキュラムで1 - 2年、手話通訳者養成カリキュラムで1年半 - 3年の年月と報告されている（「全国手話通訳問題研究討論集会報告集」2001年（平成13年）～2004年（平成16年）参照）。合計して最短で2年半、最長で5年間となる。極めて幅が大きい。最長で5年間の養成期間は、受講者にとってはかなりの負担になっていると思われる。学習機会がなかったり、学習者の都合で学習が中断したりして、それ以上の期間を要する場合も多い。学習期間が長期にわたるなかで、学習目標を見失い、手話通訳者や手話通訳士になるための試験を受ける機会を逃す人々もある。

従来の手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業には、受講者の学習到達度を確認する仕組みがなかった。そのため、受講者は、自らの手話技術・手話通訳技術の到達度や自己の学習課題がわからない状態となっている。もっとも、少数ではあるが、養成期間中に、それぞれの課程修了ごとの試験を行い、合格者が次の課程に進むことを認めるといった技能評価を行っている地域の存在も報告されている（「全国手話通訳問題研究討論集会報

告集」2001年（平成13年）～2004年（平成16年）参照）。学習者の技能到達度を評価することは、学習目標が明確となり、学習意欲が高められ、効果的な指導を行うことに結びつくと考えられる。これまではなかったが、今後は、このような観点からの技能評価システムの検討が必要である。

手話通訳者養成講座を修了した人々を対象に行っている「手話通訳者統一試験」においては、2004年（平成16年）度の合格者は227人（合格率27.1%）である。都道府県や政令指定都市で独自試験を行う場合も、同様に低い合格率にとどまる傾向にある。

手話通訳者養成講座を修了しても、派遣事業登録の手話通訳者数は微増にとどまっているのが全国的状況であり、手話通訳者派遣のニーズに十分応えられていないのが現状である。

静岡県では、2004年（平成16年）度より全市町村で手話通訳者派遣事業を実施することになったが、登録手話通訳者が居住していない地域があり、近隣自治体に住む登録手話通訳者が支援する方法を取らざるを得ない状況にある。そこで、手話通訳者の質と量の確保をめざし、下表のように手話通訳者養成事業が大幅に拡大された。

表2-6 静岡県における手話通訳者養成研修の開催回数の増・合格講座の開催（県実施分）

講座名	2003年度	2004年度
手話奉仕員養成（基礎）	1ヶ所	2ヶ所
手話通訳者養成（基本）	1ヶ所	5ヶ所
手話通訳者養成（応用）	1ヶ所	3ヶ所
手話通訳者養成（実践）	1ヶ所	1ヶ所
手話通訳者合格講座（特別研修）	講座＋実技	講座＋実技 開催地区と回数の拡充
手話通訳士合格講座	なし	講座＋実技 開催地区と回数の拡充

出所）静岡県障害福祉室 前嶋康寿氏の講義資料「静岡県における手話通訳者派遣事業等の状況について」2004年（平成16年）8月31日

表2-7 静岡県における手話通訳関係事業予算（県予算状況）

事業名	2003年度	2004年度	伸び率
手話奉仕員養成研修事業	1,160,000円	1,458,000円	125.7%
手話通訳者養成・現任研修事業	1,042,000円	6,987,000円	670.5%
手話通訳者・手話通訳士合格講座	575,000円	1,100,000円	191.3%

出所）静岡県障害福祉室、前嶋康寿氏の講義資料「静岡県における手話通訳者派遣事業等の状況について」2004年（平成16年）8月31日より抜粋

他の専門職は高等教育機関で養成されている。しかし、手話通訳者については、欧米では高等教育機関で養成されているのに対し、日本では、埼玉県の国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に手話通訳学科（定員30名、修業年限2年）が設けられている他

は、表2-8のような高等教育機関で手話通訳者養成が行われはじめたところであり、その数はまだ少ない。専門職としての手話通訳への評価が不十分であり、高度の専門知識と技術を習得しても、それに相応しい就労先や所得が保障されない現状があるからである。

社会的な評価が進めば、高等教育機関での養成も進むと言える。将来的には、他の専門職と同様、高等教育機関での養成が必要と考えるが、現状においては、手話通訳者養成事業を都道府県、政令指定都市が責任を持って行う事業として、体系的・効率的に実施していく必要がある。

その場合、適切な養成期間の設定と、開催方法のガイドライン、養成期間中の手話技能の評価のあり方等、手話通訳者登録試験に合格するまで、継続して手話通訳学習が行えるような条件づくりと、養成カリキュラムの検討が必要である。

表2-8 手話通訳者養成課程を持つ高等教育機関一覧 2004年（平成16年）5月 \*は学科定員

都道府県	名 称	定 員	修業年限
宮城	仙台福祉専門学校 福祉学科手話通訳士コース	* 6 0	2
東京	世田谷福祉専門学校 手話通訳学科 / 手話通訳専攻学科	3 5 / 2 0	2 / 1
東京	日本福祉教育専門学校 社会福祉学科手話通訳専攻	4 0	2
東京	東京心理音楽療法福祉専門学校 環境ビジネスIT学科	7 0	2
愛知	金城学院大学 文学部言語文化学科 / 現代文化学部福祉社会学科	* 8 5 * / 8 5	4 / 4
広島	西広島福祉学院 社会教育科	3 0	2
香川	瀬戸内短期大学 養護教育学科手話コース	* 1 0 0	2

出所) 日本手話通訳士協会監修『手話通訳士まるごとガイド』ミネルヴァ書房2004年(平成16年)143頁より一部修正

### (3) 手話通訳者現任研修事業

都道府県での登録手話通訳者の現任研修の実施状況については、全通研の調査(2000年(平成12年)、2003年(平成15年))によると、手話通訳者を設置・登録する事業所が行う研修会がある、との回答は60%にとどまっている。

事業所の半数近くで、研修が実施されていないという状況は、早急に改善されなければならない。また、実施されていても研修会の内容や機会が不十分であり、技術研修および事例研修に対する手話通訳者からの要望は高い。

中央レベルの現任研修としては、財団法人大阪府地域福祉推進財団が国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)で開催している手話通訳者現任研修事業(全国手話研修センターが支援)が、手話通訳士養成を目的とする研修を行い、また、手話通訳士を対象により専門的な領域での手話通訳知識・技術の研修を行う手話通訳士現任研修も実施している。な



お、手話通訳士に対する研修事業は、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院、日本手話通訳士協会でも実施されている。しかし、地理的な問題、費用の問題、実施期間（拘束時間）の問題から、参加者が制限され、受講者の確保が課題となっている。

このため、登録手話通訳者・設置手話通訳者が、十分な研修機会が保障されるよう、都道府県単位での登録・設置手話通訳者の現任研修カリキュラム整備と、研修事業としての位置づけ、事業の発展・充実が必要である。

#### （４）手話通訳者認定事業

手話通訳者養成事業修了者（ないし相当者）に対する「手話通訳者統一試験」は、2001年（平成13年）より実施され、合格率は2001年（平成13年）度28.2%（合格者数109人）、2002年（平成14年）度35.6%（合格者数220人）、2003年（平成15年）度25.1%（合格者数156人）となっている。2003年（平成15年）度でみると27ヶ所を実施され、1県あたり平均6人程度の合格者であった。ただし、合格率50%の地域から4.3%にとどまる地域まで、かなりのバラツキが見られる。

一方、独自試験を行う都道府県の合格率は、2001年（平成13年）度24.8%（合格者数247人）、2002年（平成14年）度19.2%（合格者数171人）、2003年（平成15年）度で30.8%（合格者数296人）となっている。政令指定都市では2001年（平成13年）度33.1%（合格者数60人）、2002年（平成14年）度18.5%（合格者数37人）、2003年（平成15年）度18.7%（合格者数35人）となっている。（全日本ろうあ連盟が加盟団体を対象に行った「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」（以下、「試験アンケート」）2005年（平成17年）2月。都道府県の有効回答は27、政令指定都市の有効回答は9）

表2-9 「手話通訳者統一試験」都道府県別合格率一覧

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
受験者数（人）	387	618	621	839
合格者数（人）	109	220	156	227
合格率（％）	28.2	35.6	25.1	27.1

\* 試験を採用している都道府県、団体は2001年（平成13年）度10ヶ所、2002年（平成14年）度は23ヶ所、2003年（平成15年）度は27ヶ所、2004年（平成16年）度は34ヶ所となっている。

2005年（平成17年）度の結果はまだ出ていないが、35ヶ所、受験者数895名となっている。

表2-10 都道府県で独自に実施される手話通訳者登録試験の受験者数・合格者数の推移

	2001年度	2002年度	2003年度
受験者数（人）	996	891	960
合格者数（人）	247	171	296
合格率（％）	24.8	19.2	30.8

出所）全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年（平成17年）2月

\* ここでは回答のあった27都道府県の数字を掲載。

北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野、福井、岐阜、三重、兵庫、鳥取、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、沖縄

\* 広島県・広島市は合同で行われ合計数字で回答されているため、県の欄にまとめた。

表2-11 政令指定都市で独自に実施される手話通訳者登録試験の受験数・合格者数の推移

	2001年度	2002年度	2003年度
受験者数(人)	181	200	187
合格者数(人)	60	37	35
合格率(%)	33.1	18.5	18.7

出所) 全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年(平成17年)2月

\* ここでは回答のあった9市の数字を掲載。

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、北九州市

表2-12 2003年(平成15年)度「手話通訳者統一試験」・手話通訳者登録試験実施状況

	都道府県名	政令指定都市名
「手話通訳者統一試験」を実施	青森 岩手 宮城 秋田 山形 富山 福井 静岡 愛知 滋賀 京都 奈良 広島 徳島 香川 愛媛 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 21府県	札幌 京都 広島 福岡 4市
独自の登録試験を実施	北海道 福島 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 新潟 長野 岐阜 大阪 兵庫 鳥取 福岡 16府県	札幌 仙台 さいたま 千葉 川崎 名古屋 大阪 神戸 8市
「手話通訳者統一試験」と独自試験の両者を実施	群馬 三重 山口 大分 4県	
登録試験の未実施	石川 和歌山 島根 岡山 高知 沖縄 6県	横浜(「手話通訳者統一試験」移行準備のため) 北九州 2市

出所) 全日本ろうあ連盟「手話通訳者登録試験実施についてのアンケート」2005年(平成17年)2月

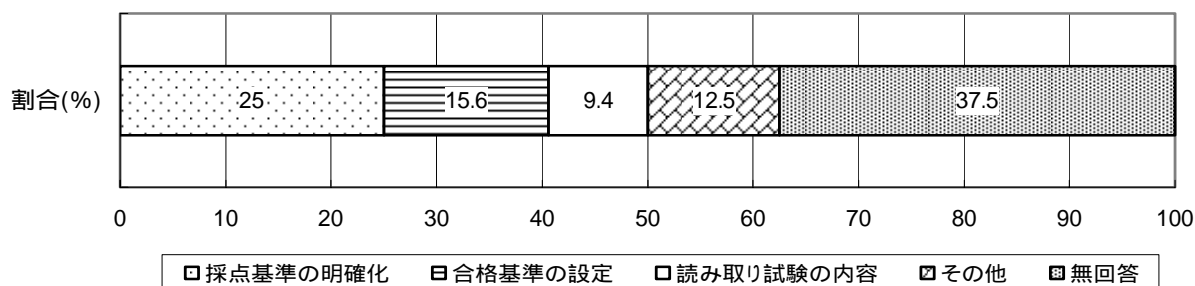
「手話通訳者統一試験」の導入について、検討中とあるのは1府3県1市であるが、「予算がない」1道3県1市、「独自試験を行っている(から導入不要)」「導入について意見がまとまらない」4県3市、「実施体制が整わない」1県となっている。

「手話通訳者統一試験」および手話通訳者登録試験についての課題としては、「試験アンケート」(46県・4政令指定都市、計50ヶ所回答)の結果を見ると「登録試験の実施方法」(採点基準の不明確さ、適切な合格基準の設定)をあげるのが32ヶ所でトップを占めており、次いで「登録試験に関する予算の確保」(公費負担の増加希望、実施費用が高額となる、受験者負担の重さ)29ヶ所、「登録試験の実施方法」(会場・機材・スタッフ確保の困難、試験の実施時期の問題)24ヶ所が続いている。

「手話通訳者統一試験」および手話通訳者登録試験の実施方法の課題については、回答のあった32都道府県・政令指定都市について言うと採点基準の明確化が25%、合格基準設定の検討が15.6%となっており、より客観的で合理的な評価基準が求められていることが理解できる。(図2-2)

図2-2 「手話通訳者統一試験」・手話通訳者登録試験の実施方法の課題

(回答数32都道府県・政令指定都市)



「手話通訳者統一試験」未実施の地域は、認定試験未実施の6県2市とあわせて、試験の水準にばらつきがあり、将来的には「手話通訳者統一試験」に一元化していくことが望ましい。手話通訳者養成のあり方(予算、カリキュラム、教材、教授法、講師養成)の検討とあわせて、全国手話研修センターの行う「手話通訳者統一試験」の内容・水準への統一化が必要であり、都道府県・政令指定都市における認定事業について十分な配慮がなされなければならない。

また、手話通訳士認定事業との試験方法・内容・水準の整合についても検討されなければならない。

### (5) 手話通訳士認定事業

手話通訳士試験は厚生労働大臣の公認を受けて、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにより1989年(平成元年)から実施されてきた。合格者は累計1,445人(2005年(平成17年)4月現在)、合格率は12%程度と低く、他の国家試験や公認試験と比べて「合格が難しい」試験となっている。

今日求められている手話通訳士の知識・技術は、政見放送をはじめ、司法や教育などの領域で高度なものとなっている。しかし、「公認試験」ととどまり、社会的な評価はまだ低い。具体的な検討を要するが、将来的には他の専門資格同様に業務独占の国家資格化となることが望まれる。国家資格化により社会的評価が高まり、手話通訳士の働く場所の拡大が期待され、手話通訳士を目指して学習する人々は拡大し、有資格者の拡大、知識・技術の一層の向上につながると思う。

また前項にも関わるが、手話通訳者の養成事業、認定事業、研修事業の内容・水準と整合がとれ、かつ専門的な知識・技術の到達を評価できる事業にしていく必要がある。

表2-13 手話通訳士試験合格者推移

回 年	1回 1989	2回 1990	3回 1991	4回 1992	5回 1993	6回 1994	7回 1995	8回 1996	9回 1997
受験者数	1082	640	541	411	378	430	510	606	619
合格者数	197	124	111	81	93	70	74	57	86
合格率	18.2	19.3	20.5	19.7	24.6	16.2	14.5	9.4	13.9

回 年	10回 1998	11回 1999	12回 2000	13回 2001	14回 2002	15回 2003	16回 2004	合計
受験者数	726	893	1018	910	1008	1124	1109	12095
合格者数	71	50	63	40	98	117	113	1445
合格率	9.8	5.6	6.2	4.4	9.7	10.4	10.2	11.9

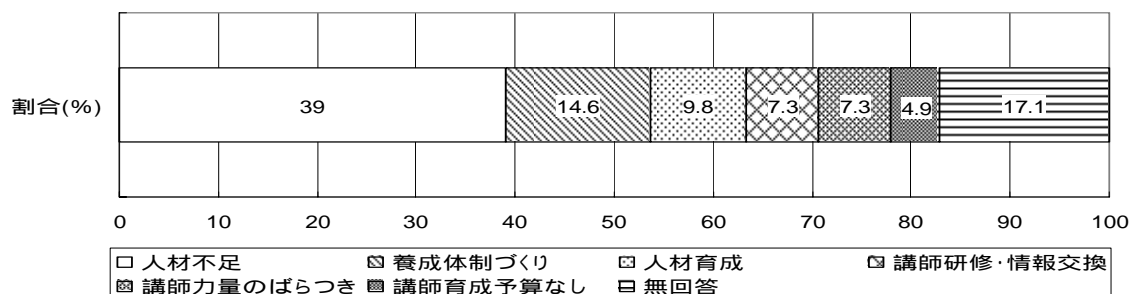
### (6) 講師養成事業

全日本ろうあ連盟は、国の委託事業として手話通訳指導者養成研修事業（手話奉仕員養成事業での講師養成・2005年（平成17年）度より全国手話研修センターに委託が移行）を実施してきた。事業費、実施体制からの制約により、実施場所は全国で8ヶ所、受講定員は各県6人までという制限があり、都道府県が求める講師の数の確保と質の向上を図るためには、引き続いての事業の実施が求められる。

全国手話研修センターは、手話通訳者養成担当講師連続講座（手話通訳者養成事業での講師養成）を2000年（平成12年）から実施している。公費による助成がないため、開催方法や体制、受講者の確保が課題となっている。

全国各地においても、講師となる人材不足が大きな課題となっている。都道府県で独自に講師養成を行っているところはわずかであるが、静岡県の場合、2004年（平成16年）度から「講師養成研修」「教育技術向上研修」が行われている。人材確保や講師の指導能力の向上が課題である。（図2-3参照）

図2-3 手話通訳者養成事業の講師に関する課題（回答数41都道府県・政令指定都市）



「第1部 第3章 手話通訳制度の現状と課題」は、2004年(平成16年)度の第2章および第3章を掲載。なお、データ等の一部を更新しました。

## 第2部 今後の手話通訳施策のあり方への提言

### 第1章 提言を行うにあたって

手話通訳の設置・派遣制度について提言するにあたって、現在、各地で手話通訳の実際を担っている手話通訳士、都道府県認定の登録手話通訳者、手話奉仕員について、それぞれの役割を整理することは重要なポイントの一つであった。

しかし、本報告はその点についての結論を得るに至らなかった。まずこれについて述べておく。

#### 第1節 手話通訳の担い手の現状について

1989年（平成元年）度に開始された厚生労働大臣公認の「手話通訳士」資格制度は、手話通訳制度が社会的認知を受け、手話通訳の専門性を保障するものとして、実施されている。手話通訳の第一線としては、手話通訳士の大きな活躍が期待される。

しかし、手話通訳士資格制度の発足以来18年を経過するが、関係者の努力にもかかわらず、手話通訳士養成の歩みは遅く、現在のところ手話通訳士だけでは、手話通訳事業を円滑に運営することができない状況にある。

加えて、2006年（平成18年）度以降は、手話通訳事業が全市町村で実施されることとなるため、いっそう手話通訳士が不足することとなる。したがって、実際の手話通訳制度運営では、都道府県や市町村が資格認定している手話通訳者、資格認定のない「手話奉仕員」が手話通訳を担っている現状がある。

手話奉仕員は別としても、登録手話通訳者への依存傾向は今後も続くであろうと予想される。つまり、我が国の手話通訳制度は、その担い手として、手話通訳士と手話通訳者の二重の基準があり、手話通訳士と手話通訳者の資格基準に明確な整合性が存在しないことや、実際の手話通訳の職務に明確な区分がないことから、結果として、手話通訳の第一線を担うとされる手話通訳士制度の発展にとって好ましくない状況が生まれている。

聴覚障害者の社会的自立・社会参加を実現するには、言うまでもなく情報・コミュニケーションの総合的保障が不可欠である。なかでも手話通訳事業の安定的運営はその重要な柱となる。したがって、手話通訳士と手話通訳者の位置づけを明確化し、質の高い手話通訳の担い手を確保していくことは焦眉の急務というべきであろう。

#### 第2節 2案の検討

この手話通訳士と手話通訳者の二重基準による混乱を解決し、手話通訳士と手話通訳者の位置づけを明確にし、手話通訳士の質・量の確保を目指すために、私たちは、次のA案とB案の2つの方向を検討した。

##### 1. A案：手話通訳者資格を手話通訳士の受験資格として位置づける

手話通訳者を手話通訳士資格の基礎資格として、手話通訳士を第一線の手話通訳資格とする考えである。この場合、手話通訳者は手話通訳士の候補として、一定の範囲で、一定の期間手話通訳業務を担うこととなる。また、手話通訳者資格は、手話通訳士資格試験のための必須資格となる。（ただし、教育機関により集中的かつ専門的な教育を受けた場合はこの限りではない）。

この案のメリットは以下の点である。

手話通訳士の養成課程に手話通訳者を盛り込むことで、養成費をより効果的に活用することができる。

手話通訳者としての手話通訳の実践経験を生かし、より対応力の高い手話通訳士の養成を行うことができる。

一方、以下の問題点が考えられる。

手話通訳士の養成期間が長期化する。

現在の手話通訳養成制度の運用実態では、手話通訳士養成までの一貫した運用のための負担が大きい。

手話通訳士をめざす者の費用の増大も懸念される。

## **2．B案：手話通訳者資格を手話通訳士2級とし、手話通訳士資格に1級と2級を創設する**

B案は、現行の手話通訳士を手話通訳士1級、手話通訳者を手話通訳士2級として、手話通訳の第一線を担う人材の安定的確保をめざす考え方である。つまり、現在各都道府県で行っている手話通訳者登録試験を手話通訳士2級資格試験として位置づけ、その合格者を2級手話通訳士として、手話通訳業務を行うということである。

この案のメリットは以下の点である。

手話通訳士として手話通訳で活躍する者が増えることにより、手話通訳士に対する社会的認知が進み、安定した制度運用が可能となる。

一方以下のような問題点が考えられる。

1級手話通訳士と2級手話通訳士の業務内容の区分を明確化するための基準作りが不可欠となる。

現行の手話通訳士を1級手話通訳士と位置づけた場合、1節で述べたような現状の「混乱」を解決する現実的な提起とはなりにくい。

現行の手話通訳サービスの担い手に上下の差異を持ち込むことになり、1級と2級の手話通訳士の間の連携等の問題を生じさせる懸念がある。

## **第3節 基本的指針と今後の日程**

以上の議論を踏まえて、以下の視点で今回の報告をまとめることとした。

### **1．基本的指針**

手話通訳者と手話通訳士の二重基準は適切なことではないが、これを「資格」で切り分けることは、手話通訳の実際に即した整理に結びつきにくいし、手話通訳制度の安定した運用には結びつかない。

したがって、当面の間は、手話通訳制度の実際的な運用の中で、利用者ニーズに基づいた役割分担の議論（利用者による実際的な判断）を積み重ね、明確にしていくことが重要である。

そのためには、手話通訳を提供する手話通訳事業実施機関・事業所は、手話通訳の実施・運用を利用者のニーズに見合ったものとして適切に行う必要がある。

障害者自立支援法の実施を間近に控え、上記の点を踏まえた上で、手話通訳の質を向上させるために、事業所指定等、手話通訳士・手話通訳者が活動していくための条件整備

についての新たな方策を検討する必要がある。

## 2. 当面の目指すべき方向

当面の目指すべき方向として、以下の通り整理した。

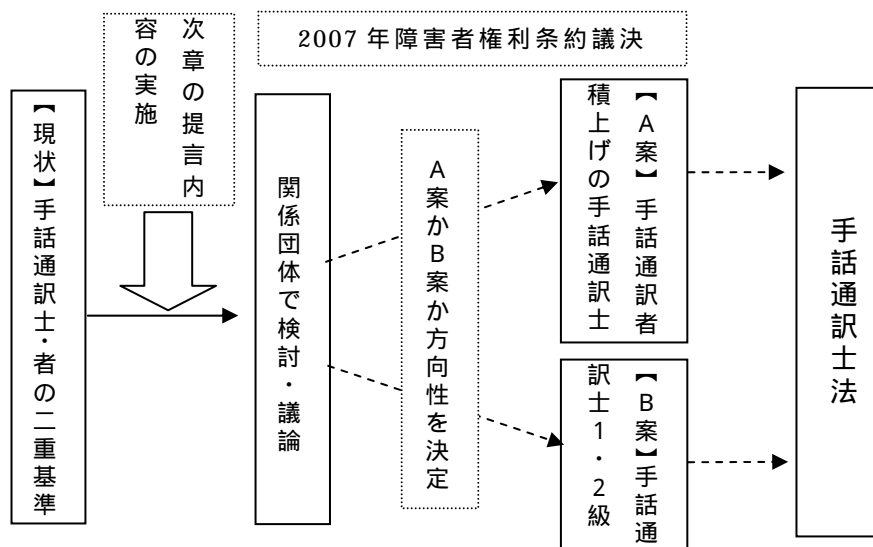
手話通訳士と手話通訳者の二重基準の発展的な解消のために、障害者自立支援法の成立・実施を受けて、手話通訳制度の運用状況等を勘案して引き続き検討していく。そのために、手話通訳制度運用の透明性を高めるための方策を検討する。

2007年（平成19年）頃をめどに決議されるとされる国連・障害者権利条約とその実施のための国内法の整備にあわせて、福祉領域を越えた社会のあらゆる分野における手話通訳の安定的な提供・確保を目指すものとして「手話通訳士法」（仮称）を制定することを提起する。

当面の手だてとして、現状の手話通訳サービス供給体制を充実し、利用者ニーズに見合った制度として発展させるための提言を次章でおこなうが、これを確実に実施していくこと。

特に、全市町村における手話通訳事業の実施、利用者ニーズに見合った手話通訳事業の実施、手話通訳者の適切な質・人数の確保、適切な手話通訳報酬（事業費）の確保等は重要なポイントであろう。

以上の基本的視点を踏まえ、2005年（平成17年）度の提言のための検討作業を行った。



## 第2章 手話通訳設置・派遣事業のあり方

### 第1節 手話通訳者のあり方

#### 1. 手話通訳者・手話奉仕員の役割の見直し

##### 【提言】

手話奉仕員派遣は、3年程度の移行期間を経て、一定の全国的レベルの質を確保した登録手話通訳者派遣に統合していくこと。

##### 【理由】

- ・現在、手話通訳者・手話奉仕員の区別が手話通訳事業実施において厳密に行われていない。
- ・手話奉仕員（日常会話レベルの技術を持つ者）の派遣により、手話通訳派遣を実施しているとする自治体がある。しかし、手話奉仕員の日常会話レベルの技術では聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障は不十分であり、聴覚障害者の権利を十分に保障できるものではない。
- ・一方で、都道府県認定の登録手話通訳者資格を持つ人も、自治体によっては、手話奉仕員の要綱のまま派遣されているケースがある。
- ・都道府県認定の登録手話通訳者の試験やその登録の方法も、都道府県によってその実施の仕方が異なるため、登録している手話通訳者の質の確保にばらつきがある。

##### 【具体的な提言内容】

- ・手話通訳の派遣は、少なくとも一定の技術レベルを有する都道府県認定の「登録手話通訳者」資格を持つ者に限定すべきである。そのため、手話通訳を目的とする手話奉仕員の派遣は3年の移行期間を経て、2009年（平成21年）4月をめぐりに、登録手話通訳者派遣に統合していく必要がある。
- ・なお、その登録手話通訳者の試験については、後記の通り、社会福祉法人全国手話研修センター（以下、全国手話研修センター）の「統一試験」（以下、手話通訳者統一試験）を利用することにより、市町村ごとに大幅に異なる手話通訳者の質を全国的な一定レベル以上に底上げを図っていく必要がある。

#### 2. 手話通訳者派遣事業の全国的・統一的な試験の合格者への限定

##### 【提言】

手話通訳者派遣事業の登録手話通訳者は全国的・統一的な試験の合格者に限定していくこと。

##### 【理由】

- ・手話通訳事業は、地元自治体の聴覚障害者のみならず、他地域（他府県）から来た聴覚障害者や他地域に行く聴覚障害者も利用の要望がある。しかし、自治体によっては事業としてそのような派遣に対応できないところもある。端的に言えば、国の事業として実施されている手話通訳ネットワーク事業が利用できていない状況にある。
- ・手話通訳者の試験やその登録は都道府県、市町村レベルで行われており、その実施方法や水準は各都道府県、また市町村によってかなりのばらつきがある。また他地域での手話通訳事業が利用できたとしても、現在の状況では一定水準の手話通訳の質が確保されていない自治体も見受けられる。



#### 【具体的な提言内容】

- ・手話通訳者の派遣にたえうる手話通訳の質を確保するために、登録派遣される手話通訳者は、全国的・統一的に実施される資格試験の合格者に限定していくべきである。
- ・そのために、全国手話研修センターで作成されている「手話通訳者統一試験」を各地域で広く活用していく必要がある。
- ・厚生労働大臣公認の手話通訳技能認定（手話通訳士）試験に合格した者は、都道府県認定の手話通訳者資格の水準を満たしていると考えられるので、都道府県での試験を受験しなくても登録できるようにすべきである。
- ・これらの試験に合格した者を職能集団として育てていくために、全国レベルで登録手話通訳者を組織し、登録手話通訳者の学習・研修等による手話通訳者としての資質の向上と活動する条件の改善・向上を図っていく必要がある。

### 3．司法・選挙・議会等の分野における手話通訳の専門性の確保

#### 【提言】

司法・選挙・議会等の分野のような、その分野の専門知識と高度な手話通訳技術が必要な分野では、手話通訳士等有資格者が中心に手話通訳をすること。また、各分野の現任研修制度を国が創設すること。

#### 【理由】

- ・司法・選挙・議会等の分野の手話通訳については、高度な手話通訳技術が必要であると同時に、当該分野の専門知識がなければ正確な手話通訳ができない。しかし、現状ではそれを保障するような対策はほとんどとられていない。
- ・一方で、手話通訳者の中でも最もレベルの高い位置にある（厚生労働大臣公認資格である）手話通訳士の資格を持っていても、それが有効に活用される手話通訳制度となっていない。

#### 【具体的な提言内容】

- ・国レベルのこれらの分野では、その手話通訳については手話通訳士資格を有し、かつその分野について一定の研修を受け、修了することを要件とすべきである。
- ・自治体（都道府県・市町村）レベルでも、当然に手話通訳士資格取得者を活用すべきであるが、手話通訳士の確保が困難な状況を鑑み、当面は手話通訳者資格を持つ者で一定の経験年数と当該分野の一定の研修を修了することを要件として、手話通訳の質の確保を図っていくべきである。
- ・当該分野で手話通訳士資格取得者を確保できる十分な手話通訳士が必要であり、そのために、手話通訳士の養成を早急に進めていかなければならない。
- ・国・自治体レベルで手話通訳士等に対して、当該分野の専門知識を獲得するための研修システムを国の各担当諸官庁において確立していくべきである。

### 4．手話通訳者の雇用契約を進めていくための条件整備の検討

#### 【提言】

事業主体は、設置・登録派遣される手話通訳者と雇用契約を結び、専門的労働として位置づけていくための条件整備を検討していくこと。

#### 【理由】

- ・現在、設置されている手話通訳者は非常勤職員が多く、登録派遣を担う手話通訳者はボランティア的な位置づけとなっている。手話通訳士等十分な手話通訳の教育と訓練を受けた者でも、手話通訳の専門職としての職を得ることは非常に難しい状況である。
- ・また、手話通訳報酬が非常に低く設定されている自治体が多いため、手話通訳を職業として選択することに困難がある。
- ・社会保険への加入がなく、手話通訳に係る頸肩腕障害等に対しても労働災害保険の対象とならない等、労働者としての権利が保障されていない。
- ・手話通訳事業実施機関・事業所も、安定的に専門性の高い手話通訳者を確保することができず、手話通訳の質の確保・向上につながりにくい状況にある。

#### 【具体的な提言内容】

- ・手話通訳者が雇用されるためには、雇用に伴い必要になる労働関係法規や手話通訳事業の要綱や、予算等の事業システム上対応すべき諸点への改定が必要となってくる。これらの法律上、事業システム上の条件整備をどのように行っていくか、検討を早急に進めていく必要がある。

### 5．手話通訳士法（仮称）の制定

#### 【提言】

手話通訳の目的や役割、遵守すべき事項等を規定した手話通訳士法（仮称）を制定すること。

#### 【理由】

- ・手話通訳の重要性が、まだ社会全体、とりわけ国、自治体、公共機関・団体に理解されていないことが、聴覚障害者の社会参加を抑制している。
- ・国連の「障害者権利条約（仮称）」審議過程でも明確にされているように、手話は聴覚障害者の言語であり、手話を通しての情報保障・コミュニケーション保障は聴覚障害者の基本的人権を守ることである。
- ・そのため、手話通訳士には聴覚障害者の社会参加を促進していくための重要な役割があることを法律によって規定し、それを確保していく必要がある。
- ・現在の社会福祉法の下では、手話通訳事業にも営利企業やNPO法人等様々な事業主体が参入することが想定されるが、手話通訳士として守るべき要件等を明確にし、聴覚障害者に対する権利侵害を未然に防がなければならない。
- ・特に、公務員ではない嘱託職員や民間委託先の手話通訳士（登録手話通訳者を含む）には、地方公務員法（34条1項）の規定するような法律上の守秘義務が課されていないため、聴覚障害者のプライバシーの確保の規定が法律上不十分である。

#### 【具体的な提言内容】

- ・「手話通訳制度調査検討報告書」（財団法人全日本ろうあ連盟1985年（昭和60年））では「手話通訳士を概ね4000人程度」としたが、現状ではその約3分の1と少なく、手話通訳をしている者といえば主に登録手話通訳者を指す現状にある。そのため現段階では、手話通訳士と登録手話通訳者の双方の位置づけを踏まえて、今後の手話通訳士のあり方を検討していく必要がある。

- ・法案作成・成立には、長期間の検討が必要とされるので、当面は登録手話通訳者資格取得者を日本手話通訳士協会（以下、土協会）等において登録・組織し、手話通訳者団体として、手話通訳士と同様に倫理綱領を作成し、専門職としての自主的な取り組みを進めていく必要がある。

## 第2節 手話通訳実施体制のあり方

### 1. 手話通訳等の基本事業の全自治体での完全実施

#### 【提言】

全ての自治体は早急に聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障が行えるよう、手話通訳事業の実施体制を作っていかなければならない。

#### 【理由】

- ・手話通訳事業は圧倒的多数の市町村で実施されていない。
- ・障害者自立支援法では手話通訳等の地域生活支援事業は市町村の基本事業とされ2006年（平成18年）10月以降には全市町村で実施される。
- ・都道府県においても、都道府県が主催するイベント等各種事業等への手話通訳、緊急時の対応、手話通訳者の不足で対応できない市町村への広域手話通訳事業が必要である。

#### 【具体的な提言内容】

- ・これまで手話通訳事業を実施していなかった市町村は、その体制を作るために都道府県や聴覚障害者団体等と連携し、手話通訳者の養成や研修、設置・派遣事業の実施に必要なシステムを構築するための職員や予算を確保すべきである。
- ・特に、市町村の手話通訳事業の実施や、都道府県における広域的な手話通訳事業の連絡・調整のためにも、聴覚障害者のニーズや手話通訳のあり方・実施課題等について精通している手話通訳者を、都道府県において設置することが必要である。
- ・さらに、手話通訳者が不足している市町村には、近隣の他市町村の登録手話通訳者からも登録できるよう配慮していく必要がある。

### 2. 手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の一体的運用

#### 【提言】

手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業を一体的に運用すること。特に、設置される手話通訳者は、手話通訳士または経過的に登録手話通訳資格取得者とし、複数設置して、庁外業務を含め聴覚障害者の相談・支援に適切に対応できるようにすること。

#### 【理由】

- ・現在の手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業は、自治体によっては全く別々に実施され、各事業の連携や調整が適切にできていない。
- ・登録手話通訳者派遣事業については、手話通訳の専門知識のない者や利用する聴覚障害者のコミュニケーション状況等についての理解がない者が、登録手話通訳者派遣のコーディネートをするなど、効果的に事業が実施されているとは言えないところもある。
- ・これまでの手話通訳設置事業では、雇用・設置される手話通訳者の資格要件がなく、

実際には手話通訳が十分できない者が設置されているところもある。勤務場所が庁内・施設内のみに限定されることも多く、聴覚障害者の相談や通訳としての同行など適切な対応ができていないところがある。

- ・また、手話通訳者が複数設置となっていないため、手話通訳者が休暇や研修で不在の時や聴覚障害者の対応をしている時に、他の聴覚障害者が訪れた時の対応ができないなどの問題が生じているところがある。
- ・手話通訳者は聴覚障害者にとって、特に高齢や重複障害の聴覚障害者にとって、直接の話ができ、安心して相談できる相手であるため、言語通訳のみならず、生活困難に対する情報提供や相談、各種申請書類手続きの支援、情報保障・コミュニケーション保障の重要性を地域に伝え、働きかけていくなどの生活支援が求められることも多い。
- ・現状では、聴覚障害者が直接相談に出向いても話が通じず、要件が通じない機関や団体がほとんどで、数日前に手話通訳者派遣を依頼しないと相談できないような相談機関では極めて不便なため、手話通訳者に相談者としての役割を求める聴覚障害者は多い。
- ・そのため、手話通訳事業、特に手話通訳設置事業では、翻訳業務のみならず、聴覚障害者の福祉の向上のために必要な生活支援の機能を位置づけた手話通訳システムの構築が必要になってきている。

#### 【具体的な提言内容】

- ・「手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の一体的運用」とは、設置手話通訳者の庁外勤務や登録手話通訳者の派遣コーディネートを積極的に推進し、両システム間の規制を緩和し、柔軟に相互利用や調整ができるようにしようとするものである。そうすることにより、手話通訳設置事業と手話通訳者派遣事業、その他の事業を統合し、効率的かつ効果的に事業を行い、特に手話通訳設置事業については、生活支援をも含め、包括的なコミュニケーション保障体制を構築していくことができる。
- ・そのために、具体的には、以下の要件を満たすことが求められる。
  - 自治体は手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業の両事業を実施すること。
  - 手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業が同一の機関・事業所で実施される場合は当然として、手話通訳設置事業と登録手話通訳者派遣事業が別々の機関・事業所で実施される場合は、連絡会議やケース検討会議、サービス調整会議等を通して、相互の緊密な連携を確立させ、聴覚障害者にとっての最善の情報保障・コミュニケーション保障の手だてがとられるようにしていくこと。
- ・以上を踏まえ、設置手話通訳者は、翻訳業務に限定されず、聴覚障害者の福祉向上のために以下のような様々な業務を担うべきであり、設置手話通訳者の複数配置等の必要な条件整備をしていく必要がある。

手話通訳・コミュニケーション支援：高度な翻訳技術＋多様なコミュニケーション支援  
情報提供：一般行政施策から社会福祉施策、災害等緊急時の必要な情報保障、

IT支援

相談・生活支援：相談・連絡・サービス調整、直接サービスの提供、アウトリーチ

登録手話通訳者の派遣：登録手話通訳者の派遣コーディネート

登録手話通訳者の養成・研修

社会資源の開発・整備：聴覚障害者団体等当事者団体の支援、地域の支援団体の調整、地域のニーズ把握、聴覚障害者サービスの連絡調整、IT環境・支援事業内容の評価  
その他：聴覚障害者等の福祉向上・社会参加・自立支援に必要な業務

### 3．手話通訳ネットワーク事業の全自治体での実施

#### 【提言】

聴覚障害者が居住地以外の市町村や都道府県でも情報保障・コミュニケーション保障がなされるよう、市町村間および都道府県間の手話通訳ネットワーク事業を全自治体で実施すること。

#### 【理由】

- ・居住地でない別の都道府県での手話通訳利用を企図した手話通訳ネットワーク事業は未実施の地域と実施地域との間では、登録手話通訳者派遣の費用をどこが負担するかなどの条件が整っていない。
- ・障害者自立支援法では、手話通訳事業は市町村での実施が前提とされているが、実際には、都道府県の業務に属する手話通訳もあり、その保障は不可欠である。従って、都道府県の手話通訳者派遣事業も適切に実施すべきである。ただ、市町村事業が基本となるため、都道府県事業は縮小される可能性がある。そのため同じ都道府県内の市町村間で自由に手話通訳の派遣ができるよう、市町村間でも手話通訳ネットワーク事業を進めていくことが不可欠となる。

#### 【具体的な提言内容】

- ・全ての自治体において、手話通訳ネットワーク事業が利用しやすいように、手話通訳者派遣の派遣内容の制限をなくし、極端に低い派遣単価としている自治体の派遣単価を引き上げ、派遣の条件の基準を作成し、一定程度統一できるようにしていくべきである。
- ・また、47都道府県と約1800（2006年（平成18年）3月31日見込み）の市町村でネットワークをつくるために、国は都道府県・市町村の全自治体の手話通訳事業実施機関・事業所の連絡先や派遣可能な範囲、派遣単価等を記載したリストを作成する必要がある。
- ・聴覚障害者の依頼があれば、居住地の自治体の手話通訳事業実施機関・事業所は、その訪問先で確実に情報保障・コミュニケーション保障を確保するよう義務づけるべきである。

### 4．公共機関・施設における雇用・設置される手話通訳者の原則配置

#### 【提言】

公共機関・施設では原則として手話通訳のできる職員を雇用し、配置すること。

#### 【理由】

- ・役場やハローワーク、保健所等の公共機関・施設においては手話通訳者が必ずしも配置されていない。
- ・配置されていても、手話通訳者の勤務日や勤務時間による制限があり、事前に申請・確保してからでないとは利用できないところもある。

- ・結果として、役場や公共機関・施設であっても、聴覚障害者の公共サービス利用は制約され、聴覚障害者は、健聴者と比べて不平等な立場におかれている。

#### 【具体的提言内容】

- ・聴覚障害者がいつでも必要な時に利用できるよう公共機関・施設での情報とコミュニケーションにおけるバリアフリーを進めていく必要がある。
- ・そのために、以下の方法を吟味し、実施していくべきである。
  - 公共機関・施設は、職員として手話通訳士（又は登録手話通訳者資格）を持つ者を各部署に専門採用または一般採用すること。
  - すでに雇用されている職員に対し、手話通訳者養成等の講習に参加させ、登録手話通訳者資格を取得させること。将来的には手話通訳士資格の取得を求めていく。
  - 少なくとも、必要な時には、手話通訳者を容易に確保できるよう、手話通訳事業実施機関・事業所と手話通訳者の配置や派遣についての一定のルール作りを協議し、そのルールを実行すること。

### 5．福祉事務所における手話通訳のできる職員の定数内職員化

#### 【提言】

福祉事務所は、聴覚障害に対応した情報保障・コミュニケーション保障を行うべきであり、そのために手話通訳のできる者を福祉事務所の定数内職員として適切に配置していくこと。

#### 【理由】

- ・聴覚障害者の生活のさまざまな場面で関わる公共機関・団体の中でも、特に重要な行政窓口である福祉事務所に、手話通訳のできる職員が確保されていない自治体が多い。
- ・これでは聴覚障害者は福祉事務所からの必要な情報が得られない。また市民として発言する機会も得られない。
- ・聴覚障害者も市民であり、聴覚障害ゆえに健聴市民と比べて不平等な対応は許されるものではない。手話のできる職員がいない、また手話通訳のできる職員がいないということは、聴覚障害者は公平な行政サービスを受ける権利を侵害されていると言うべきである。
- ・登録手話通訳者派遣があるとしても、それを福祉事務所が利用するのは問題が残る。聴覚障害者のみが、事前に手話通訳者派遣を依頼・確保する等が必要であり、日時的な制限もあって、福祉事務所は容易に利用できる状況にない。
- ・行政サービスを利用する聴覚障害者のなかには「通訳」のみならず、専門的な相談や生活支援を必要とする人もいる。そのような聴覚障害者に対応するには、手話ができることに加えて、聴覚障害者の生活問題等も理解したうえで、適切に対応できる職員を配置することが福祉事務所に求められる。
- ・特に、虐待や緊急措置等、民間団体職員や嘱託職員では対応が困難な問題については、公務員の守秘義務や責任に基づいての措置が必要な場合も生じる。
- ・障害者自立支援法の規定では、手話通訳事業は市町村の基本事業である。この事業を全市町村で実施するためには、担当する福祉事務所に、聴覚障害者の生活問題や手話通訳について十分な知識と技能を持った職員がいることが不可欠の前提である。

### 【具体的な提言内容】

- ・上記を実行するために、各自治体は以下の方法を吟味し、実施していくべきである。
  - 公務員として手話通訳士（又は登録手話通訳者資格）を持つ者を、各部署に専門採用または一般採用すること。
  - すでに雇用されている公務員に対して、手話通訳者養成等の講習に参加させ、登録手話通訳者資格取得をさせること。将来的には手話通訳士資格取得を求めていくこと。
- ・福祉事務所の手話通訳者の定数内配置に加えて、福祉事務所やその他の部署、公共施設において、ろうあ者相談員の積極的な活用を図っていくこと。

## 6. ろうあ者相談員の研修制度の充実と有資格化の検討

### 【提言】

一定の要件を満たした有資格の相談員「聴覚障害者福祉士」（仮称）を創設し、各市町村に配置していけるよう財団法人全日本ろうあ連盟（以下、全日本ろうあ連盟）等で検討していくこと。

### 【理由】

- ・聴覚障害者が生活の悩みやその他の諸問題を、手話で相談できる行政の窓口は限られており、何時でも容易に利用できる状況にない。
- ・国の制度にある身体障害者相談員のほとんどは、自宅等で相談活動をするボランティア的な位置づけになっているし、必ずしも手話ができるわけではないため、聴覚障害者が利用するには難しい面がある。
- ・聴覚障害者にとって、これまで一部の自治体で実施されてきたろうあ者相談員への期待は大きいものがある。ただ、自治体独自の施策で国の制度となっていないため、その普及は十分ではない。また、ろうあ者相談員に求められる資質や資格要件が明確でないため、相談に対応する力量に個人差があるのは否めない。

### 【具体的提言内容】

- ・ろうあ者相談員の研修を充実させ、ろうあ者相談員の資質の向上を図っていく必要がある。
- ・同時に、ろうあ者相談員の業務内容やその質を明確にするための資格「聴覚障害者福祉士」（仮称）を創設し、この有資格者の相談員を全国の自治体に配置できるよう全日本ろうあ連盟等で検討していく。
- ・そのため、全日本ろうあ連盟等がろうあ者相談員のあり方について早急に調査研究を行っていく必要がある。

## 第3節 手話通訳事業実施機関・事業所のあり方

### 1. 手話通訳事業実施機関・事業所基準ガイドラインの作成およびその普及

#### 【提言】

手話通訳事業の実施において、質の高い手話通訳等を必要な時に必要なだけ利用できるようにするためには、手話通訳事業実施機関・事業所の最低限の運営基準を定め、それらの基準が確保されるようにしなければならない。

### 【理由】

- ・現在、手話通訳事業を実施している機関・事業所については、その最低限の基準が定められていない。
- ・緊急に手話通訳が必要になった時に利用できなかつたり、断られることもある。
- ・手話通訳等の利用手続きが煩雑であったり、受付が制約されているなど、利用しにくい状況もある。
- ・事業改善のために必要な苦情相談の窓口がない例が多く、登録手話通訳者等のスーパーバイズ（管理指導）ができていない状況にあると切り切れない状況にある。

### 【具体的な提言内容】

- ・手話通訳事業実施機関・事業所の最低限の基準として以下の項目を検討し、明確な基準ガイドラインを設定していく必要がある。

法人格を有すること（運営が安定し、利用者に対して責任を持てる組織に限定）

手話通訳事業について適切な知識と判断ができるよう、管理者またはスーパーバイザー（管理指導者）、派遣コーディネーター担当者として、手話通訳士（または一定年数以上手話通訳経験を有する者）を最低1人以上配置すること

選任手話通訳者、登録手話通訳者、事業所の管理者やスーパーバイザー、派遣コーディネーター担当者は、少なくとも年に1回の現任研修を受けること

基準ガイドラインの自己点検、第三者評価を受けること

利用者からの苦情相談窓口を設置していること

利用する聴覚障害当事者（またはその代表）が、事業所の運営に参加・参画する機会を設けていること

手話通訳者に対して業務にみあった適切な報酬を支払うこと

## 2．事業所届出制の導入

### 【提言】

手話通訳事業実施機関・事業所は、所管の都道府県担当課に必要書類を提出し、手話通訳事業実施機関・事業所のガイドライン等の一定の基準を満たしたところのみを承認するようにすべきである。

### 【理由】

- ・社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、近い将来には手話通訳事業に営利法人やNPO法人等様々な団体が参入してくる可能性がある。この多様な事業主体の参入があっても手話通訳の一定以上の質は担保する必要がある。
- ・手話通訳業務は、手話通訳を利用する当事者は、聴覚障害者側も健聴者側も、通訳された内容が正しいかどうか、検証することが極めて困難である。
- ・したがって、手話通訳事業実施機関・事業所に対して、サービスの質を保障するための外形的基準の作成・遵守を求めるシステムを構築する必要がある。

### 【具体的な提言内容】

- ・その事業所が適切に手話通訳事業を実施できるか、事前にチェックするシステムが必要である。チェックすべき項目は先に述べたガイドライン等を利用する。



### 3．当事者参加による評価機関の設置

#### 【提言】

手話通訳を利用する聴覚障害当事者が参加する評価機関を都道府県ごとに設置し、手話通訳事業実施機関・事業所の評価を実施すること。国・都道府県はそれに必要な予算措置をしていくこと。

#### 【理由】

- ・現在、手話通訳事業実施機関・事業所の運営や実施のあり方について、聴覚障害者の要望や意見を表明する場、またそれを保障するような機会がない。
- ・そのため、聴覚障害者は、手話通訳を断られたり、手話通訳過誤による損害を受けた場合でも、事実上、何もできない場合がある。
- ・このことは、質の低い手話通訳事業所を温存させ、手話通訳の改善・向上への足かせとなる。

#### 【具体的な提言内容】

- ・手話通訳事業実施機関・事業所は、少なくとも年に1回この評価を受けるべきである。
- ・また、その評価に基づき、不適切な部分については評価機関（及び管轄する都道府県）が、改善のために必要な指導監督を行うようにしていかなければならない。
- ・評価の基準については、日本手話通訳士協会で作成された『手話通訳設置・派遣サービス評価についての検討報告書』（2004年（平成16年））を参考に検討していくことができる。以下のような事項を参考に精査していくことが必要である。

#### < 評価される基準 >

第二種社会福祉事業等、関係法令を遵守し、管理できること  
事業所管理業務には、相当の知識と経験を有する者を従事させること  
安定した経営基盤を有していること  
公的機関からの事業受託に応えられること  
必要な人材を配置すること  
事業所として実施する事業

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 相談・生活支援事業 | (2) コミュニケーション支援事業        |
| (3) 普及啓発事業    | (4) 人材育成事業               |
| (5) 研究調査事業    | (6) その他、聴覚障害者の福祉向上に関する事業 |

### 4．手話通訳事業実施機関・事業所認定事業の実施の検討

#### 【提言】

手話通訳事業実施機関・事業所を評価し、手話通訳の質の改善と向上を図っていくために、全国統一の事業所認定制度の創設を検討すること。

#### 【理由】

- ・現在の手話通訳事業実施機関・事業所の圧倒的な少なさと全市町村での手話通訳等の事業実施を考えると、事業所ガイドラインや評価は最低限度のものにならざるを得ない。
- ・手話通訳事業実施機関・事業所の届出や評価は、実施可能性や地方分権の流れを踏まえて、都道府県ごとに行われることを想定しているが、それが全国的にどの程度に定

着できるかは分からないままである。

- ・しかし、手話通訳等は聴覚障害者の生命・健康や生活の問題に直結することもあり、聴覚障害者が質の高い手話通訳を求めることは言うまでもない。また、それは居住自治体の違いによって異なることがないようにしなければならない。

#### 【具体的な提言内容】

- ・全日本ろうあ連盟が、手話通訳を利用する当事者団体・利用者団体として、手話通訳事業実施機関・事業所の評価内容等を検討し、事業所認定事業を実施し、拡大していくことで、手話通訳事業の質の向上を図っていく。

## 第4節 情報保障・コミュニケーション保障に関するIT事業の方向づけ

### 1．手話通訳事業とIT事業との役割分担の明確化

#### 【提言】

自治体での手話通訳事業の実施は手話通訳者の設置、派遣事業を基本とし、遠方や緊急時で手話通訳者の直接派遣が困難な場合には、IT事業を活用していくこととし、その役割分担を明確にしていくこと。

#### 【理由】

- ・手話通訳者の設置・派遣とIT事業との間の役割分担を明確にしないと、手話通訳事業の適切な実施に問題が生じる可能性がある。IT事業によって、手話通訳利用の場をテレビ電話設置場所に制約したり、聴覚障害者の個別のニーズに対応した通訳が困難になったり、様々な情報提供、相談、生活支援につながる機会を失わせる可能性がある。
- ・このような問題を生じさせないように、これまでの手話通訳者の設置・派遣とIT事業の双方が、効果的に活用できる仕組みを検討し、構築していく必要がある。

#### 【具体的な提言内容】

- ・手話通訳者の設置・派遣とIT事業との役割分担を明確にしていくための調査研究を国・自治体および全日本ろうあ連盟等が進める必要がある。

### 2．IT事業システムの規格統一化

#### 【提言】

IT事業の整備のためには、情報システムの規格を早急に統一していく必要がある。

#### 【理由】

- ・情報保障・コミュニケーション保障に関するIT事業は、いくつかの企業によって整備が進められているが、企業体の違いを越えて自由に利用できるものになっていない。
- ・利用している企業体が異なると、手話映像を通じての対話ができないという問題を抱えている。

#### 【具体的な提言内容】

- ・各都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体または聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）が中心となって、全国統一のシステムとなるコーディネート方法を検討すべきである。
- ・また、手話通訳事業実施機関・事業所の窓口に、全国共通のテレビ電話装置を設置し、手話通訳の利用申し込み等の事務的手続き・相談のツールとして活用できるよう検討

していく必要がある。

これら必要な施策づくりと予算措置を国、都道府県で適切に対応していくべきである。

## 第5節 手話通訳の費用負担と財源確保

### 1. 聴覚障害者に対する手話通訳の利用者負担を導入しないこと

#### 【提言】

情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者の社会参加にとって不可欠の前提であり、基本的人権そのものであるが、利用者負担は大きな制約となる。

情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者と健聴者の双方向で保障されなければならないものであり、この公共性の高い事業を社会的に整備することは国・自治体に課せられた義務であり、聴覚障害者への利用者負担導入はなじまない。

#### 【理由】

- ・聴覚障害者にとって、必要に応じて容易に利用できる情報保障・コミュニケーション保障がないため、病状がきちんと伝わらないまま適切な医療が受けられなかったり、公共施設や地域の事業等への積極的な参加を阻害されたりしている。
- ・障害者自立支援法の発足により、市町村の裁量で、手話通訳事業の利用についても「応益負担」として、利用者負担が課される可能性がでてきている。手話通訳利用のたびに費用負担を要することになれば、これまで以上に手話通訳を利用できなくなる聴覚障害者もでてくる。聴覚障害者の基本的人権としての情報保障・コミュニケーション保障は、困難になると言わざるを得ない。
- ・手話通訳等の情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者のためだけでなく、聴覚障害者と話をしたり、聴覚障害者に情報を提供する健聴者にとっても必要不可欠である。
- ・コミュニケーション保障とは、複数の当事者間での対等・平等な関係を保障することであり、当然、社会的な費用負担が前提とされるべきである。そのため、国が責任を持って全国の情報保障・コミュニケーション保障の整備を進めていく必要がある。
- ・利用者負担の導入が認められないことは、全日本ろうあ連盟が主催する全国ろうあ者大会で「宣言」された聴覚障害者全体の確認事項である。

#### 【具体的提言内容】

- ・利用者負担を導入しないことは、聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障を確保するためのものである。
- ・したがって、利用者負担を導入しないかわりに、手話通訳の利用回数を制限したり、派遣対象となる分野を制約することも、利用者負担の導入と同じく聴覚障害者の権利を侵害するものであり、認めることはできない。

### 2. 国・自治体における手話通訳事業予算の増額

#### 【提言】

手話通訳等の聴覚障害者の情報保障・コミュニケーション保障は、聴覚障害者の基本的な権利であり、国が掲げてきた障害者の完全参加と平等、ノーマライゼーションの推進に不可欠の制度である。そのために必要な手話通訳事業予算は義務的経費とし、

国・自治体は必要な財政措置をすべきである。

【理由】

- ・国・自治体の財政難や「三位一体改革」等の財政改革を理由に、手話通訳事業予算が削減されているところがあるのできている。
- ・障害者自立支援法では、手話通訳等の地域生活支援事業は裁量的経費とされ、手話通訳等事業に必要な予算が必ずしも保証されているとはいえない。
- ・そのため、聴覚障害者の必要に応じた情報保障・コミュニケーション保障が必ずしも保証されるとは言えない状況にある。

【具体的な提言内容】

- ・手話通訳事業等のコミュニケーション支援事業は市町村の基本事業となるため、必要な経費は増大する。そのために国・都道府県・市町村において必要な予算を確保すべきである。
- ・特に、国はコミュニケーション支援事業については義務的経費化し、財政的理由から手話通訳が断られることがないようにすべきである。

### 3 . 司法、選挙、医療、教育等各分野での手話通訳財源の確保

【提言】

司法・警察、医療、政治・選挙・議会、労働、教育等の分野の手話通訳等の情報保障・コミュニケーション保障については、当該分野で予算を確保し、自らの情報保障・コミュニケーション保障の責任を明確にし、果たすように検討し実施していくべきである。

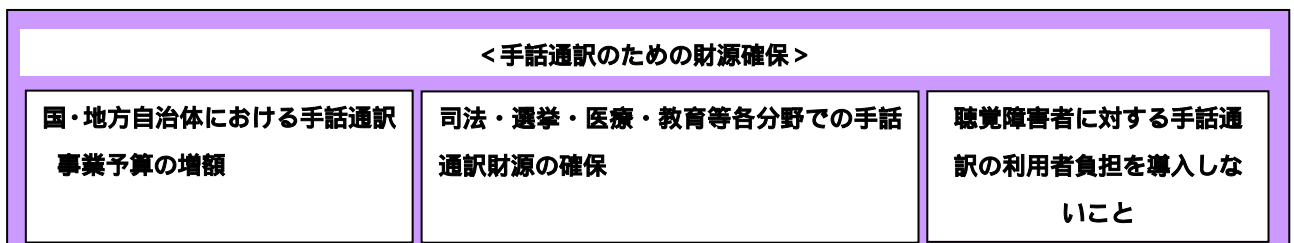
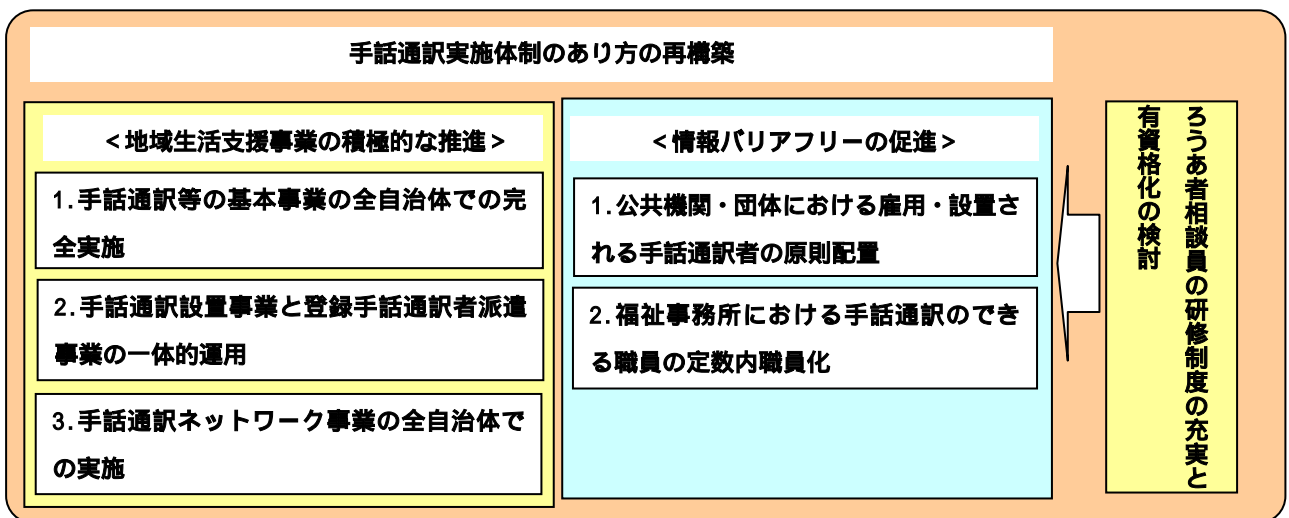
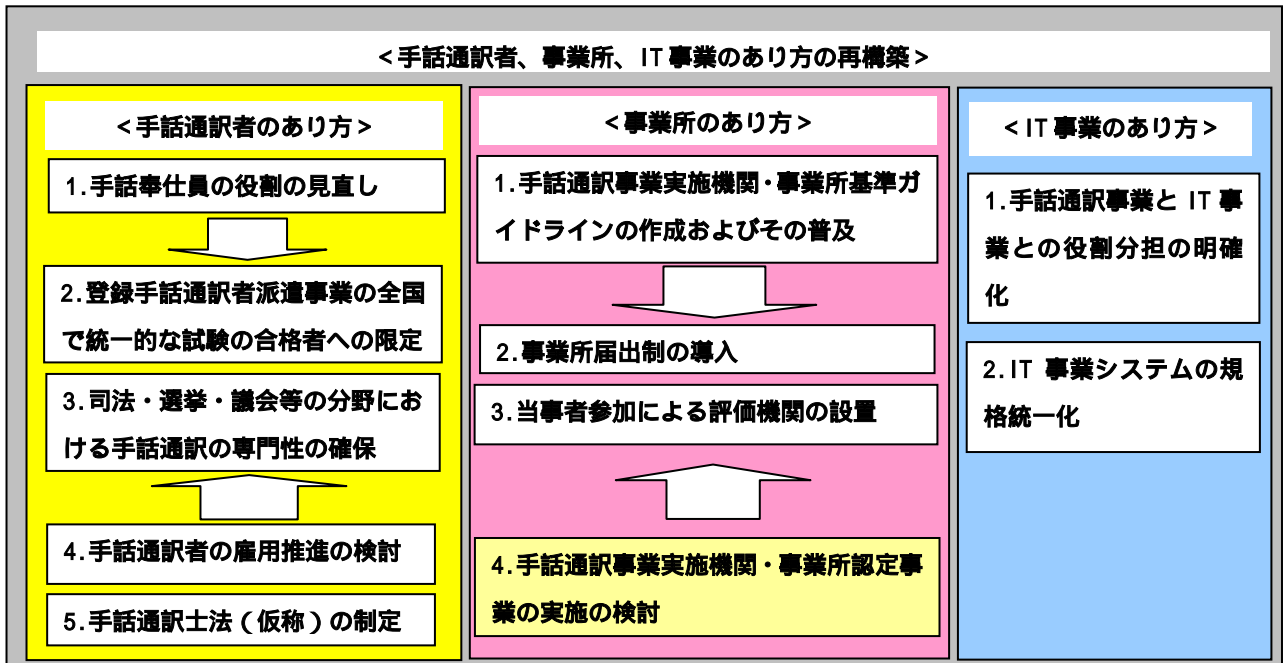
【理由】

- ・司法の一部や教育、医療等の分野の手話通訳等に関わる費用も、これまで障害者福祉予算（民生費）でまかなわれてきたのが現実である。
- ・しかし、障害者福祉予算は現在財政的に厳しい状況にあり、削減されている自治体もでてきている。聴覚障害者の社会参加を進め広げていくための費用を、障害者福祉予算だけでまかなえるかどうかは不透明と言わざるを得ない。
- ・自治体にもよるが、医療や教育、司法等の分野で、情報保障の責任を明確にし、それぞれの分野の予算から手話通訳等の費用を支出をしているところもある。

【具体的な提言内容】

- ・司法や教育、医療等の各分野で情報保障・コミュニケーション保障をすることは、当該分野の社会的な責任であり、各分野で手話通訳等の予算確保をしていく必要がある。
- ・一方で、聴覚障害者の必要に応じて適切に対応できるよう、各分野で手話通訳のできる職員を雇い入れたり、または養成、研修をすることで確保していくことも必要である。

# 手話通訳設置・派遣事業のあり方の提言（まとめ）



## 第3章 手話通訳養成・認定事業のあり方

### 第1節 手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業のあり方

#### 1. 手話通訳者養成事業・入門課程についての提言

##### 【提言】

手話奉仕員養成事業は手話通訳者養成事業に統合する。現行手話奉仕員養成カリキュラム入門課程は「手話通訳者養成入門課程」とし市町村で実施するものと位置付ける。現行手話奉仕員養成カリキュラム基礎課程は「手話通訳者養成専門課程」として都道府県で実施するものとする。

##### 【理由】

- ・現行の手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」「基礎課程」は、「手話奉仕員の養成」（聴覚障害者と関連福祉制度の理解と「日常会話を行うに必要な手話語彙および手話表現技術を習得」すること（「手話奉仕員養成及び手話通訳者養成カリキュラム」1998年（平成10年））が目的であり、手話を用いて聴覚障害者と会話ができるレベルを到達点としている。しかし、手話で聴覚障害者と会話ができることと、手話通訳ができることはまったく別の問題であり、別の能力が必要である。そこで、手話通訳ができることを目指して、1998年（平成10年）、手話通訳者養成カリキュラムが策定された。ただ、手話通訳者養成のカリキュラムが活かされるためには、手話を用いて聴覚障害者と会話ができる能力が十分に身に付いていなければならない。手話の初学者から一貫して手話通訳者養成を行おうとするとき、「入門課程」「基礎課程」のカリキュラムは、手話通訳者養成の土台となる課程として明確に位置づける必要がある。
- ・一方、手話奉仕員の役割は手話を活用したボランティア活動にあると明確化した手話奉仕員養成カリキュラムは、手話を学び、聴覚障害者を理解し、交流する多数の地域住民を育ててきた。このカリキュラムにより手話や聴覚障害者福祉等を学んだ地域住民は、地域での心理的なバリアフリー（障害の理解）、コミュニケーション・情報のバリアフリー（住民との手話による交流・情報の伝達）を進めた。これは、聴覚障害者が手話をコミュニケーションとして生活できる地域づくりの方向を示唆するものであり、社会的コミュニケーションの保障、情報バリアフリーの社会実現を具現化するものである。従って、このことは、市町村を中心とする行政の責任で、引き続き積極的に取り組まれる必要がある。地域住民による手話を活用したボランティア活動は、聴覚障害者の地域生活のパートナーとして、聴覚障害者の社会参加のあらゆる場面において広がってゆくことが望まれるし、今後一層の拡充が必要とされている。
- ・上記のように、現行の手話奉仕員養成カリキュラムは、手話通訳者養成課程の土台となる手話コミュニケーション能力を養成する役割と、地域のバリアフリー・地域福祉を促進する役割と、二つの面があり、この二つの意義を踏まえて位置づける必要がある。
- ・そこで、現行の「入門課程」カリキュラムは、手話通訳者養成事業「入門課程」として市町村で実施するものとし、「基礎課程」カリキュラムは、第2節で述べるように、手話通訳者養成事業「専門課程」の第1期課程として再編成するものとする。次ページで具体的提言を行っているが、市町村の行う「手話奉仕員養成・研修事業」は、市

町村の行う「手話通訳者養成・研修事業」へ移行するものとする。

- ・現在の手話奉仕員の手話コミュニケーション能力は、自己紹介程度しかできない人から日常会話には不自由しない程度まで、そのレベルはかなり幅が広い。手話奉仕員は、自らのコミュニケーション能力や経験度に応じて様々な活動に参加している。市町村社会福祉協議会等のボランティアコーディネーターを置いて、ボランティアを依頼・調整する機関では、手話奉仕員の手話コミュニケーション能力を分かりやすく把握できる制度の創設を望む声が強い。また、手話ボランティア活動者、手話学習を行っている小中学生や高校生等からは、自分の手話コミュニケーション能力の到達度を知りたいとの要望も強い。2006年（平成18年）度より全国手話研修センターで実施予定の「全国手話検定」は、この要請にこたえたものである。手話を学ぶ人達を対象とした手話コミュニケーション能力を一定のレベルで認定する制度の創設は、手話学習者の自己実現の目標として意義があるとともに、地域の情報・コミュニケーションバリアフリーの担い手を増やすことに繋がるものである。この「全国手話検定」事業と手話通訳者養成入門課程・専門課程事業との連携による手話通訳者養成事業の実施のあり方を検討していくことが重要であろう。

表3-1 現行の手話奉仕員・手話通訳者養成課程と提言での手話通訳者養成課程

【現行】			【提言】		
奉仕員養成	入門課程	市町村	通訳者養成	入門課程	市町村 (都道府県)
	基礎課程			通訳者養成 専門課程	
通訳者養成	基本課程	都道府県	通訳者養成 専門課程	2期課程 (基本)	都道府県
	応用課程			3期課程 (応用)	
	実践課程			現任研修	

【具体的な提言内容】

- ・これまでの「手話奉仕員養成・研修」は、移行期間・経過措置を経て「手話奉仕員養成・研修」は手話通訳者養成事業に統合し、手話通訳者養成・研修事業とする。
- ・「入門課程」は、手話通訳者に必要な手話コミュニケーション能力を身につける第一段階として位置づける。同時に、コミュニケーション・情報のバリアフリーに資する地域住民の学習機会としての事業性格はそのまま維持し、実施主体を市町村とする。但し市町村が「入門課程」を実施しない場合は、都道府県が当該地域の手話通訳者養成の責務を果たすこととする。
- ・「基礎課程」は「手話通訳者養成・専門課程」の第1期課程として位置づけ、都道府県事業とする。但し開催実績のある市町村等では引き続き実施できるものとする。
- ・体系的・合理的な手話通訳者養成事業を展開するために、全国手話研修センターが行う「全国手話検定」事業と手話通訳者養成事業を連動させる方向で、今後事業体系を

整備していく。

## 2. 手話通訳者養成事業・専門課程についての提言

### 【提言】

手話奉仕員養成事業と手話通訳者養成事業を統合し、体系的・合理的に手話通訳者の養成ができるよう、現行の手話奉仕員養成カリキュラム「基礎課程」、手話通訳者養成カリキュラム「基本課程」「応用課程」を、「専門課程」第1期～3期課程に再編成する。(58ページ 表3-1参照)

各課程の修了時に実技到達度判定の修了試験を行うことを義務づけ、第3期課程の修了試験については、都道府県で実施する全国手話研修センターの「手話通訳者統一試験」を行う。

### 【理由】

- ・現行の手話通訳者養成事業においては、各課程修了後の学習成果に対する評価が十分なされていない。また、手話通訳者養成カリキュラムによる効果的な学習を実施するためには、受講者の手話コミュニケーション能力到達度の評価が課題となっている。一つの課程を修了してもそれに応じた力量を身につけたとは限らず、次の課程にステップアップするシステムが十分に機能してこない。結果として養成期間が長期にわたる現状にある。学習継続の意欲に支障が生じることにもつながるので、体系的・合理的な、連続性のある手話通訳者養成事業に再編成する必要がある。
- ・現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」は、手話通訳実習(観察と通訳実習)を行う環境を整えられない地域が多いこと、手話通訳業務に従事しつつ研修を受ける方が効果的であると考えられることから、手話通訳者養成カリキュラムから切り離し、第3節「手話通訳者現任研修の都道府県実施について」に述べるように、手話通訳者現任研修のカリキュラムに再編成する必要がある。

### 【具体的な提言内容】

- ・現行の手話奉仕員養成カリキュラムの「基礎課程」、手話通訳者養成カリキュラムの「基本課程」と「応用課程」を、手話通訳者養成「専門課程」に統合、再編成する。
- ・「基礎課程」は、手話通訳者養成専門課程の「第1期課程」(40時間)に再編成する。
- ・「基本課程」は、手話通訳者養成専門課程の「第2期課程」(40時間)に再編成する。
- ・「応用課程」は、手話通訳者養成専門課程の「第3期課程」(40時間)に再編成する。
- ・現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」は、手話通訳者現任研修のカリキュラムに再編成する。
- ・手話通訳者養成事業「専門課程」の実施主体は都道府県とし、人口30万人～50万人あたり一ヶ所実施、定員は一ヶ所20人とする。但し、人口が少ない都道府県で「人口30万人～50万人」の範囲では対象地域が広大となってしまう場合は、受講者の移動の便を考慮して実施箇所数を増やす等調整する。

人口が多い都道府県の場合、「30万人～50万人」「定員20人」では、必要な養成人員数を確保できないので、実施箇所を増やす等調整する。
- ・手話通訳者養成事業「専門課程」カリキュラムの養成期間は、原則2年以内に120時間を修了することとする。ただし、養成期間が長期にならないよう十分留意の上、地域



の実状で期間は設定される。

- ・第1期課程、第2期課程の修了時には、受講者の手話通訳技能（課程の学習目標となっている知識と技術）の到達度を確認し、受講者が次の課程に進むことがふさわしいかどうかの評価を、養成事業の主催者が行うことを義務づける。  
第3期課程の修了後は、都道府県で実施される全国手話研修センターの「手話通訳者統一試験」の受験を受講者に促す。
- ・各課程で求められる手話コミュニケーション能力の到達度評価については、全国手話研修センターが行う予定の「全国手話検定」と連動させる方向で、今後事業体系を整備していく。
- ・事業形態（各期の実施期間は地域の状況に応じて半年から1年とする。）

#### 第1期課程

現行「手話奉仕員養成カリキュラム・基礎課程」を再編成し、合計40時間の講座（実技学習と講義）を実施する。

#### 第2期課程

現行「手話通訳者養成カリキュラム・基本課程」を再編成し、合計40時間の講座（実技学習と講義）を実施する。

#### 第3期課程

現行「手話通訳者養成カリキュラム・応用課程」を再編成し、合計40時間の講座（実技学習と講義）を実施する。

#### ・受講資格

##### 第1期課程

手話通訳者養成事業・入門課程を修了し、将来、手話通訳者として手話通訳業務に従事する意欲を持つ者。または、上記と同等の知識・技術を有すると認められる者。

##### 第2期課程

手話通訳者養成事業・専門課程の第1期課程を修了し、将来、手話通訳者として手話通訳業務に従事する意欲を持つ者。または、上記と同等の知識・技術、意欲を有すると認められる者。

##### 第3期課程

手話通訳者養成事業・専門課程の第2期課程を修了し、将来、手話通訳者として手話通訳業務に従事する意欲を持つ者。または、上記と同等の知識・技術、意欲を有すると認められる者。

参考資料「手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート」155ページ

## 第2節 手話通訳者の認定・登録事業について

### 【提言】

手話通訳者認定試験を全国同一内容・水準の試験を行うため、手話通訳者養成事業を実施するすべての都道府県で、全国手話研修センターが実施する「手話通訳者統一試験」を実施する。

「手話通訳者統一試験」に合格した手話通訳者、および社会福祉法人聴力障害者情報

文化センター(以下、「情報文化センター」という)が実施している手話通訳技能認定(手話通訳士)試験(以下、「手話通訳士試験」という)に合格した者を都道府県において登録する「手話通訳者登録事業」を実施する。

【理由】

- ・手話通訳者の認定試験を都道府県で独自に行う場合、認定される手話通訳者の知識・技術は、全国的に統一されないままになる。
- ・ある都道府県で認定された手話通訳者が、他の都道府県に移動した場合、あらためてその都道府県の認定試験を受験し、合格しなければ登録できないのとされる所が多いのが現状である。十分な手話通訳能力を有していても、次の認定試験までの間は未登録の状況におかれ、手話通訳者としての活動が制限されることになる。人材活用の面で非効率といわざるを得ない。
- ・解決のためには、全国同一水準の「手話通訳者統一試験」を全都道府県で実施し、「手話通訳者統一試験」の合格者を手話通訳者として登録するシステムが必要となる。認定された手話通訳者が他の都道府県に移動した場合でも、あらためて認定試験を行うことなく手話通訳業務に従事する人材の確保ができる。
- ・同様に、「手話通訳士試験」に合格した者も、あらためて都道府県の手話通訳者認定試験を受けなくても、都道府県の手話通訳者として登録手続きができ、都道府県および市町村の手話通訳事業に従事できるシステムが必要である。
- ・現在、手話奉仕員派遣事業において、手話奉仕員の立場で手話通訳を行っている者については、移行研修(手話通訳者養成事業の第2期～第3期課程の両方、または第3期課程)を実施することで、「手話通訳者統一試験」に合格するための学習機会を保障する。

【具体的な提言内容】

- ・事業形態

**1. 手話通訳者認定試験事業**

実施主体	都道府県が実施する
実施方法	全国手話研修センターが実施する「手話通訳者統一試験」による
受験資格	手話通訳者養成事業の修了者または同程度の知識と技術を有する者
試験内容	筆記試験：手話通訳者養成カリキュラムの範囲の知識を問う 実技試験：手話通訳者養成カリキュラムの範囲の技術を問う

**2. 手話通訳者登録事業**

実施主体	都道府県
登録資格	都道府県で実施する「手話通訳者統一試験」に合格した者 「手話通訳士試験」に合格した者

- ・手話奉仕員派遣事業による「手話奉仕員」として、手話通訳を行ってきた者に対しては、3年間をめぐりに手話通訳者への移行研修(手話通訳者養成第2期～第3期課程の両方又は3期課程)を実施することで、「手話通訳者統一試験」に合格するための学習機会を保障する。

### 第3節 手話通訳者現任研修の都道府県実施について

#### 【提言】

手話通訳者現任研修事業を都道府県の必須事業として位置づけ、研修内容は現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」をもとに再編成し、手話通訳の倫理、手話通訳実践技術、対人援助技術、聴覚障害者福祉事業などを柱とする研修を行う。（58ページ 表3-1参照）

登録された手話通訳者に対しては現任研修を受講することを義務づけ、一定期間内に受講しない場合（正当な事由がないまま現任研修を受講しない期間が複数年続く場合）は登録を取り消すシステムとする。

#### 【理由】

- ・手話通訳者の現任研修は、手話通訳者の自発的な動機に任された自主的な研修であり、行政としても事業所としても体系的な研修はなされていない。このため、手話通訳者として求められる倫理、技能、対人援助の水準を維持向上させる研修機会が不十分である。聴覚障害者の社会参加の広がりによる手話通訳ニーズの多様化、専門化に応じた研修システムの構築はさらに遅れている。
- ・手話通訳者として登録されさえすれば、手話通訳業務に従事する機会の有無、研修受講の有無に関わらず登録が継続されるのではなく、手話通訳業務に従事しつつ体系的に研修を受けることを義務づけることにより、より確かで専門的な手話通訳業務ができるようにすることが必要である。

#### 【具体的な提言内容】

##### ・事業形態

実施主体 都道府県

研修内容 現行の手話通訳者養成カリキュラム「実践課程」を基本とし、次の視点でカリキュラムを再編成して行う。

実習研修、集団研修を通じ、手話通訳者としての倫理、視点、態度の研修。

手話通訳事業や聴覚障害者福祉事業に関する実施計画・事業運営・事業報告・手話通訳派遣コーディネート等に関する研修。

医療、教育、福祉、生活、司法等の様々な場面における研修。

は基礎的な研修、 は主に設置手話通訳者を対象とする研修、 は中堅手話通訳者の研修とする

### 第4節 手話通訳士養成事業の実施について

#### 【提言】

現在、情報文化センターが実施している「手話通訳士試験」合格者を増やし、手話通訳事業において必要とするサービス提供者を確保するため、手話通訳士養成事業を専門的人材育成事業として位置づけ、都道府県で実施する。

#### 【理由】

- ・1989年（平成元年）に厚生労働大臣公認手話通訳技能認定（手話通訳士）試験の実施機関として情報文化センターが行う「手話通訳士試験」が開始され、2004年（平成16

年)まで16回の試験が実施されてきたが、1,445人の合格者にとどまっている。合格率の低さや都道府県により合格数に格差が存在していることを解消するためには、各都道府県において半年～1年程度のカリキュラムによる手話通訳士養成事業を実施することが重要である。

参考資料「手話通訳者養成・手話通訳士養成にかかるアンケート」155ページ

#### 【具体的な提言内容】

##### ・事業形態

実施主体 都道府県の人材育成事業として手話通訳士養成事業を実施する。  
(障害者自立支援法78条2項)

研修内容 都道府県で1ヶ所程度、期間は1年以内とし、全日本ろうあ連盟が開発した「手話通訳士養成カリキュラム」(手話通訳士養成カリキュラム開発委員会1996(平成8年)年3月)または、これに準ずるものとする。

受講資格 都道府県において認定され登録された手話通訳者

##### 養成内容・課程

・養成形態 スクーリング形式および自宅学習形式による。

\* 都道府県で行う場合、講座方式で行う。

\* 別に事業委託による通信教育方式の導入について検討を行う。

##### ・養成内容

###### 実技科目

手話通訳技術・聞き取り手話通訳技術

手話通訳技術・読み取り手話通訳技術

###### 講義科目

手話通訳士試験科目「国語」「障害者福祉に関する基礎知識」「聴覚障害者に関する基礎知識」「手話通訳のあり方」に対応する講座。

## 第5節 手話通訳士の国家資格化と認定・登録事業について

### 【提言】

「手話通訳士試験」を国家試験とし、手話通訳士を国家資格とする。

国による「手話通訳士登録事業」を行う。

### 【理由】

・手話通訳士の資格取得が必ずしも手話通訳業務従事に直結しないという現状がある。

一方、手話通訳士に期待される職務領域は、より支援を必要とする福祉サービス、医療、司法、政治などの専門的分野など、多岐に渡り、高度な技能を要求される。

・資格を生かした業務なり事業なりを展開するには、国民が信頼できる資格が必要となっており、介護福祉士、言語聴覚士等の介護・福祉関係資格にみられるように、国家資格化が重要であると考えられる。

・手話通訳士の登録は、現在、情報文化センターへの登録となっているが、国家資格化された場合、他の国家資格と同様、国において登録することがふさわしいと言える。

【具体的な提言内容】

1. 手話通訳士認定事業

実施主体 国

受験資格 受験年齢は試験年度の末までに20歳以上となる者とし、都道府県で実施する「手話通訳者統一試験」で認定され、手話通訳者として登録、おおむね2年以上の手話通訳活動経験を有する者とする。あるいは養成機関等に所属しこれと同等の能力を有すると認められる者

事業の委託 当該事業を実施できる団体に事業を委託することができる。

2. 手話通訳士登録事業

実施主体 国

事業形態 国において実施。

登録資格 国の行う手話通訳技能認定(手話通訳士)試験に合格し、登録手続きを行った者。

・手話通訳士の現任研修は、士協会や全国手話研修センター、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院等において実施する。

第6節 関係職員手話研修事業の実施について

【提言】

聴覚障害を有する市民に公的なサービスや各種福祉事業によるサービスを提供する自治体、関係機関、事業所の職員に対して、都道府県による職員研修の一つとして手話研修を義務づけることにより、手話コミュニケーションのできる職員の育成と配置を実施する。

【理由】

・「新障害者基本計画」(2002年(平成14年)12月)の「コミュニケーション支援体制の充実」の項においては、「各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する」とある。公的機関・公共施設・福祉サービス提供事業所等においてコミュニケーションのバリアフリーを実現するために、「手話のできる職員の配置・育成」が必要である。

【具体的な提言内容】

実施主体 都道府県

事業形態 都道府県において実施。

現行の手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」「基礎課程」による合計80時間程度の講座(実技学習と講義)を実施する。

受講対象 都道府県・市町村に勤務する者、および高齢者、障害児・者に福祉サービスを提供する事業所に勤務する者。

第7節 手話通訳者および手話通訳士指導者養成事業の実施について

【提言】

手話通訳者および手話通訳士の養成事業における講座や研修の講師を養成する事業を

都道府県および国において実施する。

【理由】

- ・現在の手話指導者養成事業の状況は、国の受託事業としての手話指導者養成研修事業（2004年（平成16年）度まで全日本ろうあ連盟受託事業として実施。2005年（平成17年）度より全国手話研修センター受託事業として実施）と、全国手話研修センターが主催する手話通訳者養成担当講師連続講座が実施されている。しかし、実施箇所・養成人員数が限られており、十分な指導者養成が行われているとは言えない。
- ・十分な手話通訳者養成・研修事業を行うために、高度な知識や技術を持ち、教育能力を有する人材を、都道府県に必要な数育成し確保していく必要がある。

【具体的な提言内容】

・実施主体および事業内容

手話指導者養成事業：都道府県において実施。

市町村において実施する手話通訳者養成事業「入門課程」に関わる手話指導者の養成については、都道府県で手話指導者養成事業を実施する。

手話通訳指導者養成事業：国および都道府県において実施

都道府県において実施する手話通訳者養成事業「専門課程」に関わる手話通訳指導者の養成については、国および都道府県の事業として行う。

手話通訳専門指導者養成事業：国または都道府県において実施

手話通訳者現任研修や手話通訳士養成などの専門指導者養成については、国または都道府県の事業として行う。

## 第8節 その他関連事業について

【提言】

手話教育・手話通訳教育に関する諸事業

- ・本提言に言う手話通訳者養成事業、手話通訳士養成事業以外で、手話教育、手話通訳者（士）教育を行う場合は、上記の養成カリキュラムに準じて手話教育・手話通訳者（士）教育が行われるものとする。
- ・手話通訳者養成事業各課程の受講資格、並びに、受講者の取り組む目標を設ける事で学習意欲の継続などの尺度として、全国手話研修センターが行う「全国手話検定」を活用する。
- ・ITを活用した遠隔地手話教育について導入・実施を図る。

【理由】

- ・手話を学ぼうとする国民は拡大している。社会教育、学校教育、高等教育、カルチャーセンター、企業研修等の教育、その他研修事業等の各種講座を受講した人たちの中には、将来的に手話通訳業務に従事する者、あるいは手話コミュニケーションにより市民サービスやボランティア活動を行う者が含まれるものと考えられる。その場合、手話通訳者養成事業のカリキュラムに準じた統一的・体系的な手話教育・手話通訳者（士）教育と「全国手話検定」による手話を学ぶ人たちを対象としたコミュニケーション能力を一定のレベルで認定する制度が行われるならば、手話通訳者養成事業、手話通訳士養成事業の各講座を受講したり、それぞれの認定試験にチャレンジしたりす

る機会が生まれると同時に、地域の情報バリアフリーの担い手を増やす事に繋がる。

## 第9節 中期・長期の各種事業の展望

### 1. 手話通訳士養成事業の見直し

今後、手話通訳士が国家資格化により専門職として社会的に認知され、専門職にふさわしい社会的地位と待遇が得られる道が拓かれるならば、その養成事業は他の専門職者養成と同じく、高等教育機関で行われることになる。またカリキュラムについても見直しが必要である。

高等教育機関における手話通訳士教育

手話通訳士の養成：専門学校、短期大学、大学、大学院

手話通訳士教育における基礎科目・専門科目（案）

基礎科目（現行手話通訳技能認定試験科目）

- ・国語
- ・障害者福祉概論
- ・聴覚障害者学概論
- ・手話
- ・手話通訳技術
- ・手話通訳論
- ・手話通訳実践技術演習

専門科目

- ・社会学概論
- ・法律学概論
- ・医学概論
- ・社会福祉概論
- ・心理学概論
- ・言語学概論
- ・手話学
- ・コミュニケーション論
- ・異文化コミュニケーション論
- ・カウンセリング論
- ・文化人類学
- ・外国語
- ・通訳論
- ・翻訳論
- ・情報処理
- ・手話通訳実習 など

参考文献：世田谷福祉専門学校カリキュラム、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院カリキュラム、全日本ろうあ連盟「手話通訳士養成カリキュラム・テキスト作成事業報告書」1994年度(平成6年)

参考資料「高等教育機関調査」150ページ

### 2. 手話通訳士認定の国家資格による職域、職場の確保

手話通訳に関する資格については、第5節で提言するように国家資格化とする必要がある。国家資格の専門職としてふさわしい職域や職場、そして待遇が確保されなければならない。

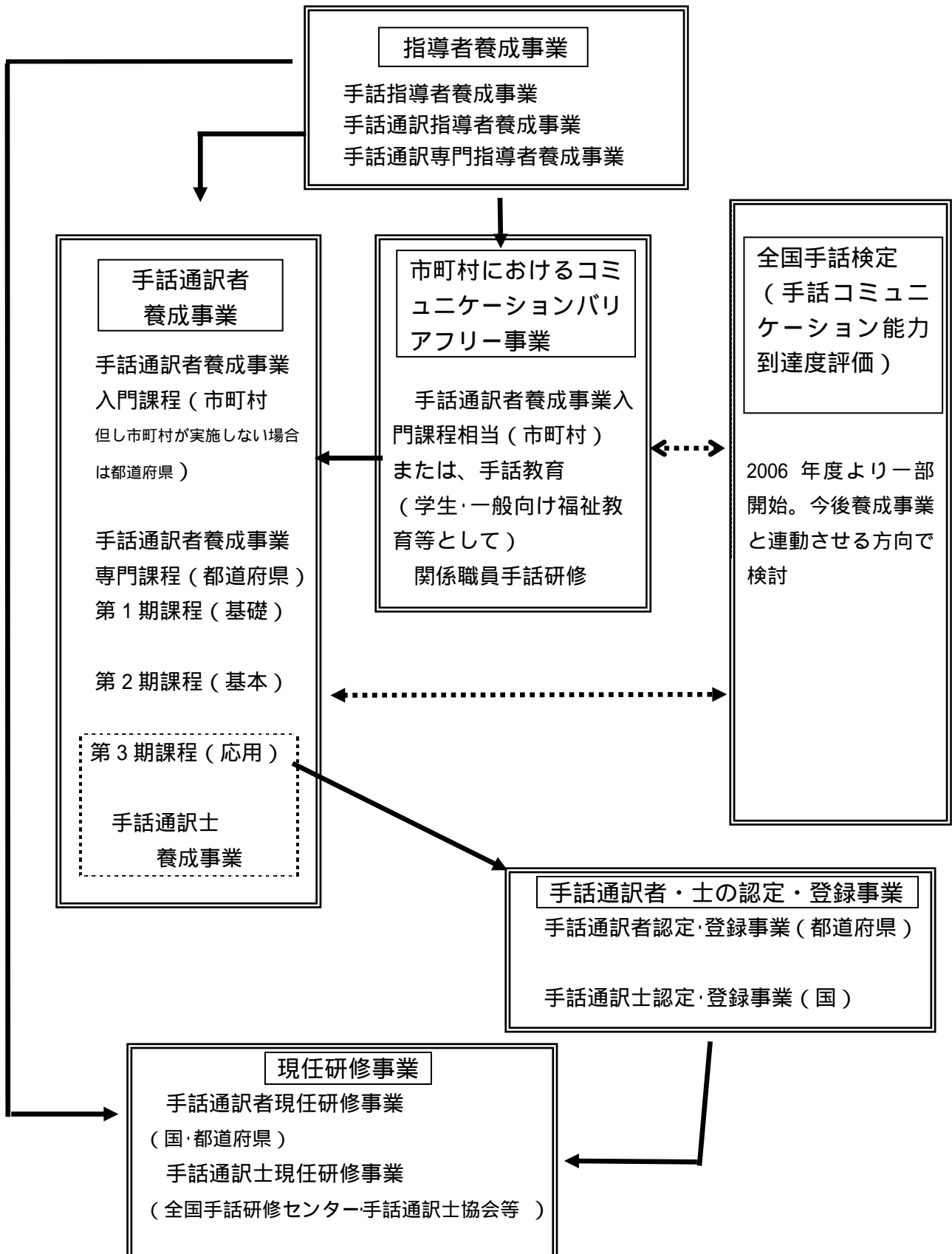
### 3. 手話通訳者現任研修事業の展望

手話通訳者現任研修については、第3節の提言どおり、都道府県において実施されるべきものである。ただし、今後、手話通訳士の資格が国家資格化されたならば、当事者組織による研修機会が設定されることになり、研修事業の役割を整理することになる。

### 4. 関係職員手話研修事業の展望

関係職員手話研修事業については、第6節の提言どおり、都道府県において実施されるべきものである。提言では80時間という限られた研修であるが、さらに手話通訳者資格修得レベルへの発展が望まれる。

# 手話通訳者養成・認定事業の概要





## 地域におけるバリアフリーの事業として

### 手話通訳者養成事業「入門課程」は 手話通訳者をめざす人の入り口であると同時に、 地域におけるバリアフリー事業でもある。

手話通訳者養成事業「入門課程」（障害者自立支援法第77条市町村の行う「手話奉仕員養成・研修事業」）

現行手話奉仕員養成事業は、移行期間を経て、手話通訳者養成事業に一本化するが、「入門課程」は、地域住民が手話を学ぶことにより、心理的なバリアフリー、コミュニケーション・情報のバリアフリーを進める役割も担っている。

「新障害者基本計画」（2002年12月）では、「コミュニケーション支援体制の充実」の項において「国民の手話に対する理解と協力を促進する」とされている。これを実現するものとして、市町村における「手話に対する理解と協力を促進する」事業として、「手話通訳者養成事業入門課程」を市町村において実施することを提言する。

また、社会教育、学校教育、高等教育、カルチャーセンター、企業研修等の手話教育においても、「入門課程」のカリキュラムに準じて行うことを提言する。

受講対象：はじめて手話を学ぼうとする地域住民（小学生・中学生含む）

## 住民に対する公的サービスや福祉サービス等のバリアフリーとして

### 関係職員手話研修事業

聴覚障害を有する市民に対して公的なサービスや各種福祉事業によりサービスを提供する事業所の職員に対して手話研修を行うこと。

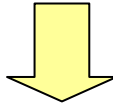
「新障害者基本計画」（2002年12月）の「コミュニケーション支援体制の充実」の項においては、「各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する」とある。ここでは、「手話のできる職員の育成」について提言を行う。

実施主体	都道府県（政令指定都市）
目的	都道府県・政令指定都市・市町村に勤務する者、及び高齢者、障害児・者に福祉サービスを提供する事業所に勤務する者に対する手話研修を行なうことで、聴覚障害を有する地域住民への適切なサービス提供を行なう。
受講対象	都道府県・政令指定都市・市町村に勤務する者、及び高齢者、障害児・者に福祉サービスを提供する事業所に勤務する者。

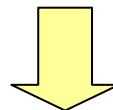
## 手話通訳者の養成

### 入り口はバリアフリーを目的にした事業から

事業の性格	事業名	実施主体	目的	内容	期間
コミュニケーション ンバリア 対策 及び 手話通訳 者養成 入門課程	手話通訳者養成 事業・入門 課程による 「手話講習会」 「手話教室」等	市町村 (市町村が 実施しない 場合は都道 府県)	コミュニケーション及 び情報バリアフリーを 推進するために、手話及 び聴覚障害者について 理解し、手話を使用して 会話ができる市民を育成 する。 手話通訳者養成事業・専 門課程へ進む者の開拓	手話通訳者養 成・入門課程  40時間	6カ月 以下



事業の性格	事業名	実施主体	目的	内容	期間
手話通訳者 の養成 専門課程	手話通訳者養成 事業 - 第1期 基礎課程 -	都道府県及 び政令指定 都市  *人口30万 人~50万人 あたり1カ 所以上実施	都道府県および市町 村に登録し、派遣事 業・設置事業等により 聴覚障害者の意思疎 通を図る手話通訳者 を養成する。(市町村 の地域生活支援事業 において登録又は設 置手話通訳者となる 人材の養成)	現手話奉仕員養 成カリキュラム 基礎課程による 実技学習と講義 40時間。	6カ月 から1 年
	手話通訳者養成 事業 - 第2期 基本課程 -			手話通訳者養成 カリキュラム基 本課程による実 技学習と講義。 40時間	6カ月 以下
	手話通訳者養成 事業 - 第3期 応用課程 -			手話通訳者養成 カリキュラム応 用課程による実 技学習と講義。 40時間	6カ月 以下



事業名	実施主体	目的	対象	期間
手話通訳士養成事業	都道府県で 1ヶ所程度	手話通訳者としての資 格を持ち、手話通訳業 務の経験を有するもの を対象に、手話通訳士 に必要な知識・技術を 習得させる。	都道府県・市町村 において登録手話 通訳者・設置手話 通訳者として手話 通訳を行う者。 同等の知識・技術 を有する20以上の 者。	6カ月 程度
		内容		
		手話通訳士養成カリキュラム(今後開発) に基づいて、スクーリングおよび自宅学習 の形態で実施。		

## 手話通訳者の認定・登録

手話通訳者 認定試験事業	実施主体	都道府県
	目的	都道府県及び市町村に登録し、手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業等により聴覚障害者の意思疎通を図る手話通訳者の知識及び技能を審査する。
	実施方法	都道府県単位：「手話通訳者統一試験」による
	受験資格	手話通訳者養成事業の応用課程修了者または同程度の知識と技術を有する者。

手話通訳士 認定事業	実施主体	国
	目的	国および都道府県および市町村、関係諸機関に登録し、高度な手話通訳業務に従事する手話通訳者の認定。
	実施方法	全国で複数ヶ所試験実施：「手話通訳技能認定試験」による
	受験資格	概ね2年以上手話通訳者としての経験を有する者。あるいは養成機関等に所属しこれと同等の能力を有すると認められる者。

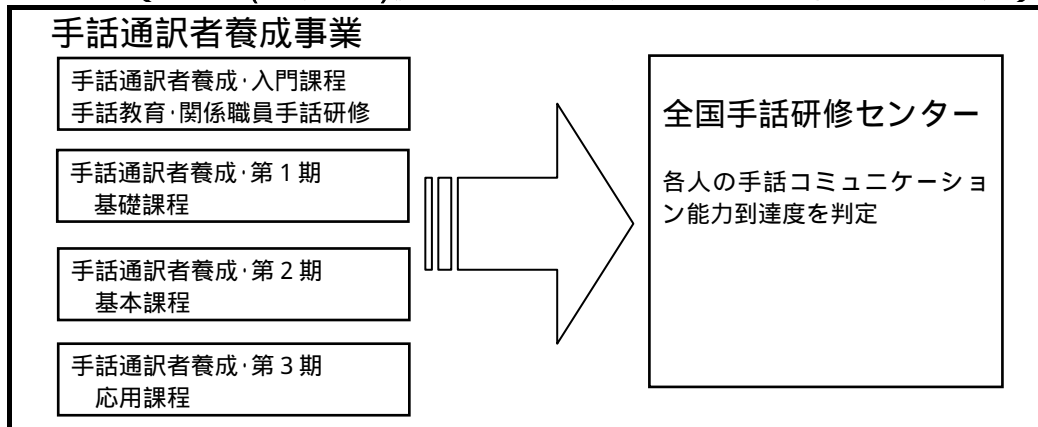
\*「手話通訳技能認定試験」：手話通訳士試験のこと



手話通訳者 登録事業	実施主体	都道府県
	目的	手話通訳者を都道府県に登録することにより、手話通訳者の資格を付与
	登録資格	登録日において20歳以上の者 手話通訳者統一試験に合格した者 手話通訳士資格を有する者
手話通訳士 登録事業	実施主体	国
	目的	手話通訳士を国に登録することにより、手話通訳士の資格を付与
	登録資格	登録日において20歳以上の者 「手話通訳技能認定試験」(手話通訳士試験)に合格した者

### 参考：到達度を確認しながら学ぶシステムとの連携

(2006年(平成18年)度より全国手話研修センターで事業を一部開始)



## 手話通訳者の現任研修

### 資質向上に努力しやすいシステム

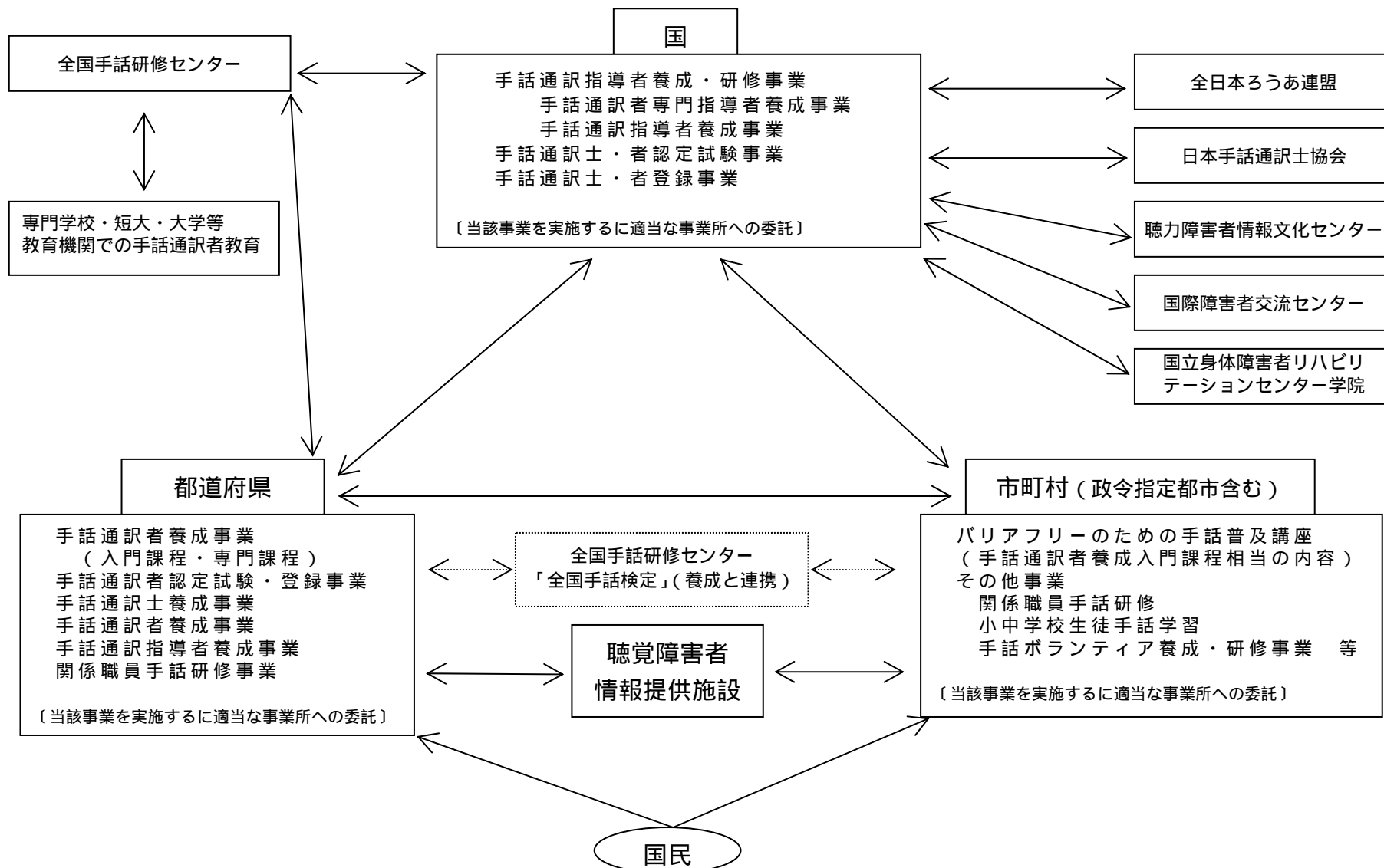
名 称	実施主体	区 分	対 象	内 容
手話通訳者 現任研修事業	都道府県	手話通訳者基礎研修	新規登録者 および 登録・設置で 手話通訳を 行う者	手話通訳者養成・実践課程 (実習含む) 40 時間
		設置手話通訳者研修	設置で手話 通訳を行う 者	事業計画・事業運営・事業 報告・コーディネイト等に 関する研修等
		中堅手話通訳者研修	登録・設置で 手話通訳を 行う者	各領域の知識に関する研 修、施設研修、手話通訳技 術研修等

## 指導者の養成

### 十分な養成・研修を行うための指導者の確保

手話指導者養成事業	都道府県	手話普及・手話通 訳者養成事業入門 課程の講師養成	「入門課程」の手話指導が できる指導者の養成
手話通訳指導者養成事業	国および 都道府県	手話通訳者養成専 門課程の講師養成	「基礎課程」「基本課程」応 用課程」が指導できる指導 者の養成
手話通訳専門指導者養成事業	国または 都道府県	手話通訳者現任研 修・手話通訳士養 成の講師養成	「実践課程」を含め手話通 訳者養成講座、手話通訳士 養成講座、手話通訳者現任 研修会において指導がで きる専門指導者の養成

## 手話通訳者養成・認定事業関連図



## 第4章 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割分担およびその関係

### 第1節 本章の目的と基本的認識

#### 1. 目的

日本国憲法の「基本的人権の尊重」「差別禁止」「幸福追求」、国連の障害者権利宣言の掲げる「同年齢の市民と同一の基本的権利」、国際障害者年のスローガンである「完全参加と平等」など、国民・障害者の社会生活について、わが国や国連が定めている基本原則について、特に聴覚障害者にあてはめて考えると、これらの基本原則の理念が達成されていないことは明らかである。

この現状認識を踏まえ、この第4章では、聴覚障害者の生活の向上、社会参加の推進およびこれらの保障を達成するために、国内の現行制度を前提としつつ、国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）の役割分担について、特に手話通訳制度の再構築の観点から提案する。

#### 2. 基本的認識

日本国憲法の内容や国連で定める基本原則に関して、それをわが国の社会の中で制度として位置づけ、運用する主体が国であることは明らかである。

また、主に手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者が、差別的取り扱いを受けず、幸福追求権を享受し、同年齢の健聴国民と同等の権利を保障されるためには、質量共に充実した手話通訳制度が必要であることもまた明らかである。

したがって、日本における手話通訳制度については、第一義的に、国に実現責任があることが自明である。

### 第2節 国の果たしてきた役割

国は、聴覚障害者の福祉向上や社会参加の推進を図るため、1970年（昭和45年）に手話奉仕員養成事業を開始して以来、手話奉仕員派遣事業、手話通訳設置事業、手話通訳者養成事業、厚生労働大臣公認手話通訳技能認定（手話通訳士）試験等、一貫して手話通訳事業の拡大に取り組み、事業費の拠出、都道府県や市町村への指導、事業の具体的内容の確定等、各事業の開始や運営に大きな役割を果たしてきた。

その役割や権限は大きく、現在もなおわが国では、国の関与を抜きにして手話通訳制度を考えることはできない。

ただ本章の冒頭に述べたとおり、日本における聴覚障害者の現状をみると、手話通訳制度が十分なものになっているとはいえない。

障害者自立支援法の制定に見られるように、国の障害者福祉制度が大きな転換点にある今日、聴覚障害者の社会参加をさらに推進するためには、手話通訳事業の実施に際しての国の役割は従来以上に大きくなっていると考える。

今後、聴覚障害者の社会参加を進めるためには、地域生活におけるコミュニケーション・情報保障が必要不可欠であり、それを支える手話通訳事業の構築には、障害者への福祉サービスを包括的に定めた障害者自立支援法を抜きにして考えることはできない。その場合、

国の役割をどう考えるべきであろうか。

### 第3節 国・都道府県・市町村・聴覚障害者情報提供施設の役割

#### 1. 国の役割

(1) 都道府県および市町村の「障害福祉計画」(手話通訳関連事業)の水準向上に寄与する「指針」の策定

##### 【提言】

国の指針が、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、都道府県や市町村の手話通訳関連事業推進にあたってモデル的な内容のものとなること。

##### 【理由】

・手話通訳事業は、障害者自立支援法では、市町村が手話通訳者派遣事業、都道府県が人材養成や広域事業を、それぞれの「地域生活支援事業」の中で実施するとされ、その具体的な実施内容は、国の「指針」に即して策定される「障害福祉計画」で定めることとなっている。

(2) 都道府県の障害福祉計画策定時における「聴覚障害者の社会参加促進」並びに「手話通訳者の社会的地位の向上」の観点からの助言の実施

##### 【提言】

「聴覚障害者や手話通訳者等当事者の障害福祉計画策定過程への参画」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、障害福祉計画の策定にあたり積極的な助言を都道府県に提供すること。

##### 【理由】

・都道府県の障害福祉計画の策定にあたり、厚生労働大臣は、「都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる」(障害者自立支援法90条)とされている。

(3) 都道府県・市町村の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)に対する「聴覚障害者の社会参加促進」並びに「手話通訳者の社会的地位の向上」の観点からの指導勧告の実施

##### 【提言】

「手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、手話奉仕員養成事業の全市町村での実施」「手話通訳養成事業の全都道府県での実施」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、地域生活支援事業(手話通訳関連事業)の実施およびその内容充実に向けて、積極的な指導勧告や環境整備に取り組むこと。

##### 【理由】

・国は、「市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする」(障害者自立支援法91条)とされている。

(4) 都道府県および市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の円滑な実施を支える補助金交付（予算確保）

【提言】

「地域生活支援事業にかかる補助金について所要額の交付」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、充実した地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の実施に必要な予算額を確保すること。

【理由】

・地域生活支援事業の事業費については、都道府県に対しては、国は予算の範囲内でその2分の1以内を、市町村に対しては、国は予算の範囲内でその2分の1以内を、都道府県は予算の範囲内でその4分の1以内を、それぞれ補助することができる、と定められている。

(5) 手話通訳者および手話通訳士の養成にあたる人材の育成事業の実施

【提言】

国は、人材育成のための養成・研修を担う指導者養成を行うこと。

【理由】

・都道府県および市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の円滑な実施を行うために、人材育成・人材確保が不可欠である。

(6) 手話通訳者資格の見直しによる国家資格化

【提言】

資格認定制度の見直しを行い、手話通訳士資格を国家資格とすること。

【理由】

・1989年（平成元年）から厚生大臣（現厚生労働大臣）認定の手話通訳技能認定試験・手話通訳士認定が行われて16年経過したが、これにより認定された手話通訳士の専門性に見合う社会的地位はいまだ確立しているとはいえない。

## 2. 都道府県の役割

(1) 都道府県や市町村の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の水準向上に寄与するような「障害福祉計画」の策定

【提言】

「手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、手話通訳者養成事業」等、障害者自立支援法に規定する「人材養成」「広域事業」にとどまらず、従来から実施されていた手話通訳関連事業等を地域生活支援事業（手話通訳関連事業）で実施すること。

市町村の障害福祉計画について、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、その内容充実に結びつく都道府県障害福祉計画を策定すること。

都道府県が障害福祉計画を策定するにあたっては、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、聴覚障害者や手話通訳者等の当事者の計画策定過程への参画を確保すること。



【理由】

- ・都道府県は、「基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする」（障害者自立支援法89条）とされることから、都道府県の策定する障害福祉計画が、都道府県の地域生活支援事業のみならず、市町村の障害福祉計画並びに地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の内容に大きく影響することは必須である。

(2) 市町村の障害福祉計画策定時における「聴覚障害者の社会参加促進」並びに「手話通訳者の社会的地位の向上」の観点からの助言実施

【提言】

「聴覚障害者や手話通訳者等当事者の障害福祉計画策定過程への参画」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、市町村の障害福祉計画の内容充実のために積極的な指導勧告や環境整備に取り組むこと。

【理由】

- ・「市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない」（障害者自立支援法88条7項）とされ、また、「都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる」（障害者自立支援法90条）とされることから、市町村の障害福祉計画の策定過程について、都道府県が関与することが可能となっている。

(3) 都道府県の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）の着実な実施

【提言】

都道府県が実施することが必要と考えられる下記の地域生活支援事業（手話通訳関連事業）について事業を実施する十分な予算額を確保すること。

1) 手話通訳者養成事業

- ・全市町村での充実した手話通訳者派遣事業実施を可能とする人材育成の取り組み
- ・厚生労働省策定カリキュラムに基づく手話通訳者養成事業の実施
- ・人材育成事業としての全国手話研修センターによる手話通訳者統一試験の実施
- ・手話通訳者の登録事業の実施
- ・手話通訳者として登録された者の体系的・継続的な現任研修事業の実施
- ・手話通訳士資格取得を目指す人材の育成事業の実施
- ・手話通訳者派遣担当者研修事業の実施
- ・手話通訳者および手話通訳士の養成・研修にあたる人材の育成事業の実施
- ・手話通訳関連事業の実施内容についての評価実施

2) 手話通訳者派遣事業（広域）

- ・単独あるいは複数の市町村が手話通訳者派遣事業を実施しないときの調整および広域事業実施体制の確保の取り組み

- ・実施事業所への手話通訳有資格者の配置
- ・聴覚障害者のニーズに十分にこたえられる登録手話通訳者数と実施体制の確保
- ・登録手話通訳者の業務継続を保障する高水準な手話通訳報酬の実現
- ・事業実施内容についての評価実施

(4) 市町村の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)の円滑な実施を支える予算確保と市町村への補助金交付

**【提言】**

「地域生活支援事業にかかる補助金について所要額の交付」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、充実した地域生活支援事業(手話通訳関連事業)の実施に必要な予算額を確保すること。

**【理由】**

- ・地域生活支援事業の事業費については、都道府県は、市町村に対して、予算の範囲内でその4分の1以内を補助することができる、と定められている。

### 3. 市町村の役割

(1) 市町村の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)の水準向上に寄与するような「障害福祉計画」の策定

**【提言】**

「手話奉仕員養成事業、手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業」等、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、障害者自立支援法に規定する「手話通訳者派遣事業」にとどまらず、従来から事業化されていた手話通訳関連事業等の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)での実施を目指して、障害福祉計画を策定すること。

障害福祉計画を策定するにあたっては、聴覚障害者の社会参加促進や、そのために不可欠な手話通訳者の社会的地位の向上を図る観点から、聴覚障害者や手話通訳者等の当事者の計画策定過程への参画を確保すること。

**【理由】**

- ・市町村が実施する地域生活支援事業(手話通訳関連事業)については、具体的な実施内容は「障害福祉計画」で定めることとなっている。

(2) 市町村の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)の着実な実施

**【提言】**

市町村が実施することが必要と考えられる下記の地域生活支援事業(手話通訳関連事業)について事業を実施する十分な予算額を確保すること。

1) 手話通訳者派遣事業

- ・実施事業所への手話通訳有資格者の配置
- ・聴覚障害者のニーズに十分にこたえられる登録手話通訳者数と実施体制の確保
- ・登録手話通訳者の業務継続を保障する高水準な手話通訳報酬の実現
- ・事業実施内容についての評価の実施

## 2) 手話通訳設置事業

- ・ 公的機関および手話通訳者派遣事業実施事業所への手話通訳有資格者の配置
- ・ 設置手話通訳者の労働条件の向上
- ・ 設置手話通訳業務の充実のための複数配置の実現
- ・ 設置手話通訳業務内容の「庁内通訳」から「登録通訳業務との連携による聴覚障害者の生活支援業務」への切り替え
- ・ 手話通訳有資格者の自治体一般職員としての採用促進拡大と従来の設置手話通訳業務の担当
- ・ 事業実施内容についての評価の実施

## 3) 手話通訳者養成（現手話奉仕員養成事業）の実施

- ・ 都道府県の行う手話通訳者養成事業の受講資格を有する人材の育成事業の実施

## 4) 手話啓発（講習、研修含む）事業の実施

- ・ 住民および関係業務を行う職員への手話講習・研修事業の実施

# 4. 手話通訳事業における聴覚障害者情報提供施設の役割

### 【提言】

手話通訳事業について専門性を有する機関である情報提供施設は、早期に全都道府県および全政令指定都市での整備を果たすことが必要である。

情報提供施設は、下記の役割を果たすことが必要である。

### 1) 専門機関として

- ・ 手話通訳事業実施にあたっての都道府県・市町村への企画提案
- ・ 手話通訳事業に対する評価と意見具申
- ・ 手話通訳にかかる専門家ネットワークの中核としての活動

### 2) 実施機関として

- ・ 都道府県からの委託による手話通訳事業（例：手話通訳者養成・研修、育成講師養成、市町村広域派遣、等）の実施
- ・ 市町村からの委託による手話通訳事業（例：手話通訳者派遣事業）の実施

なお、上記の役割を果たすにあたっては下記の人材や設備が必要と考えられるのであわせて整備を進めることが必要である。

### 1) 人材

- ・ 手話通訳者養成事業や派遣事業のための研修コーディネーター、派遣コーディネーター

### 2) 設備

- ・ 養成事業のための研修室、通訳者用 学習室、研修用機材、テキスト学習用資料。
- ・ 全国規模での講習会開催を可能にするためのIT設備や放送設備。
- ・ 認定事業のための映写機材、録画機。

### 【理由】

・ 情報提供施設は、身体障害者福祉法に定める「手話通訳事業」を実施する機関であり、その機能を充実発展させる必要がある。

・ なお、実施にあたっては、全国手話研修センター等専門機関との連携が必要である。